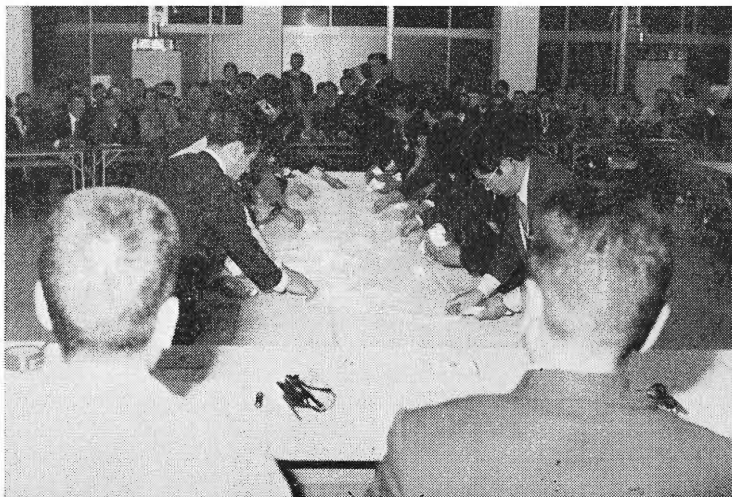


第三編  
政  
治



選挙開票



## 第一章 「政治編」の位置づけ

「政治編」の書き起こしに当たって、本誌の構想七編の位置づけを試みる。「自然」と「歴史」の両編を「基底編」とし、「政治以下の五編」を「上部構造編」と見る。今日のわが村は、名実共に「一団体」であり、「一生命体」であり、「一生活体」である。そうした単一の存在でありながら、その政治上の名目整備が、二八年前の昭和三〇（一九五五）年まで遅れたことに、あるもどかしさを覚える。詳細は「自然編」に譲るとして、わが村の「自然の成り立ち」を「黒川は県境まで」と個性づけるのは、冒険だろうか。そしてわが村の「歴史の歩み」を、「黒川流域のたたずまい」と個性づけるのは、更に独断を重ねることになるだろうか。こうした視点から、「政治編」にも、「自然」「歴史」の両基底編の個性を踏まえさせて「政治側面の個性化」と位置づけようと試みるのはこれまた、短絡のそしりを免れないだろうか。

## 第二章 わが村の政治の概観

わが村の政治の体制は、慶長二（一五九七）年明神清右衛門尉帷房が、伊予国四郡の代官職加藤嘉明から、上浮穴郡柳井川村の初代庄屋に任ぜられた時に始まる。以来今日まで三八六年、境域の統合、諸制度の改廃など、幾多変遷を経過している。村政には時により、消長盛衰の跡は見られるが、村びとのすべての動きによって、この大自然の上に跡づけられたものはずべて、文化化への試みの蓄積である。村政は、願わしい「福祉の郷」実現のイメージを追いつづけた。そして今、現像されているものは、「村政要路者」と「村民」の合意の絶ゆみないいなみの結晶である。いま「村政権能者」を光源として、政治の特質面から三八六年に及ぶ全期間の区分を試みてみよう。

第一期 庄屋制度期——慶長二（一五九七）年～明治三（一八七〇）年 二七三年間

第二期 戸長制度期——明治四（一八七一）年～明治二二（一八八八）年 一八年間

第三期 村長制度期——明治二二（一八八九）年～昭和五八（一九八三）年 九五年間

### 第三章 庄屋制度期 慶長二（一五九七）年～明治三（一八七〇）年

#### 庄屋の系譜あらすじ

<p>柳井川村（庄屋所 本村まつき）</p>	<p>西谷村（庄屋所 本村ほんたに）</p>	<p>久主村（庄屋所 くぼた）</p>
<p>一六〇〇 慶長二（一五九七）年明神清右衛門村庄屋仰せつけられる</p>		<p>慶長八（一六〇三）年第二代梅木但馬守俣梅木馬之助村庄屋仰せつけられる 元治元（一六一六）年馬之助俣梅木治右衛門村庄屋仰せつけられる</p>
<p>一六一〇 元和五（一六一九）年清右衛門の俣新兵衛庄屋仰せつけられる</p>		
<p>一六四〇 寛永一八（一六四一）年新兵衛嫡子仁十兵衛庄屋仰せつけられる</p>	<p>寛永一八（一六四一）年前柳井川村庄屋明神新兵衛初代村庄屋仰せつけられる 寛永二〇（一六四三）年明神徳兵衛村庄屋仰せつけられる 慶安二（一六四九）年徳兵衛免ぜられ土居九左衛門村庄屋仰せつけられる 承応元（一六五二）年日野浦村治郎左衛門村庄屋仰せつけられる</p>	
<p>一六六〇 寛文元（一六六一）年仁十兵衛俣新左衛門庄屋仰せつけられる</p>		<p>寛文六（一六六六）年治右衛門俣梅木与右衛門村庄屋仰せつけられる</p>

一六八〇	天和二(一六八二)年親庄屋役元郷簡新右衛門庄屋仰せつけられる	元禄一〇(一六九七)年襲名治右衛門倅拾左衛門村庄屋仰せつけられる	宝永五(一七〇八)年治郎右衛門弟太左衛門半藏と改名村庄屋仰せつけられる
一七〇〇	正徳二(一七一二)年新右衛門嫡子半六(後に尾形清右衛門)庄屋仰せつけられる	正徳三(一七一三)年与右衛門倅喜兵衛、久主村新右衛門の預庄屋仰せつけられる	
一七二〇	享保一〇(一七二五)年柳井川貞藏庄屋仰せつけられる	享保二〇(一七三五)年半藏倅太三郎半藏を襲名預庄屋仰せつけられる	元文二(一七三七)年喜兵衛倅治左衛門村庄屋仰せつけられる
一七四〇			宝曆七(一七五七)年預庄屋倅牧右衛門新太郎と改名大庄屋を仰せつけられる
一七六〇		明和六(一七六九)年有枝村仲助預庄屋仰せつけられる	
明和七(一七七〇)年入野村幸助預庄屋仰せつけられる			
明和八(一七七二)年月番政四郎村庄屋仰せつけられ引越して勤める			
一七八〇			寛政一一(一七九九)年久主村新太郎桑植方御用掛を申し付けられる

一八〇〇	文化二(一八〇五)年弁牛峠源治村庄屋仰せつけられる、大庄屋見習数三郎右衛門柳井川庄屋後見仰せつけられる	文化二(一八〇五)年鶴原与三右衛門村庄屋仰せつけられる	
一八一〇	文化五(一八〇八)年源治久左衛門と改名する	文化五(一八〇八)年鶴原三郎右衛門村庄屋仰せつけられる	文化四(一八〇七)年改庄屋久主村新太郎特賞を受ける
一八二〇	文化一四(一八一七)年入野村の居村庄屋庄次郎柳井川村預庄屋仰せつけられる(引越)	文化一四(一八一七)年入野村庄屋庄次郎西谷村預庄屋仰せつけられる	文政五(一八二二)年久主村梅木類之丞村庄屋仰せつけられる
一八三〇	文政六(一八二三)年改庄屋格庄屋庄右衛門、柳井川預庄屋免ぜられ大川村庄屋土居三郎右衛門預庄屋仰せつけられる	文政五(一八二二)年治右衛門西谷村庄屋仰せつけられる	天保九(一八三八)年大川村五郎右衛門久主村襲名新太郎の後見を仰せつけられる
一八四〇	文政九(一八二六)年改庄屋格緋川村庄屋佐九衛門預庄屋仰せつけられる		
一八五〇	(年不詳)平九郎上黒岩御飼より引越村庄屋仰せつけられる	(年不詳)襲名鶴原政四郎村庄屋仰せつけられる	
一八六〇	(年不詳)大川村土居角平次方哲村庄屋仰せつけられる	文久三(一八六三)年襲名鶴原政四郎古味組番方仰せつけられる	文久三(一八六三)年改庄屋格梅木類之助番所岩川口番方仰せつけられる
一八七〇	(年不詳)大川村土居守次郎村庄屋仰せつけられる	元治二(一八六五)年西谷村庄屋代土居保吉郎転免せられる	
		蘆川村佐十郎西谷村庄屋代仰せつけられる	

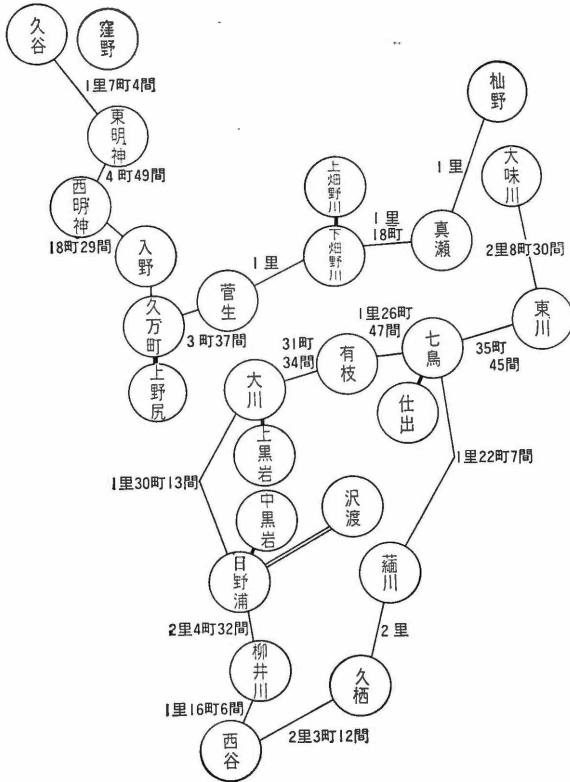
一八八〇

明治二(一八六九)年守次郎俣土居  
五郎次庄屋を勤む

明治二(一八六九)年西谷村鶴原亀十  
郎改名鶴原右源太村庄屋を勤む

明治二(一八六七)年改庄屋久主村庄  
屋梅木類之助庄屋を勤む

第1図 郡方(久万山村)系統図(数字は庄屋所間の里程)





## 第一節 庄屋制度期の政治特質

### 農本的封建社会

「庄屋制度期」は「歴史編」の「農本的封建社会期」に当たる。歴史編で触れているとおり、その社会特質は農本性である。したがって土地を中心として、その「所有と利用の関係」の上に村の生活様式があらわれる。土地を所有する幕藩側の領主、土地を利用する農民側との関係である。そのしくみが生きつづけるためには、両者を一つのはたらきの部分として、その接ぎ目に庄屋制の役目をおいている。庄屋を中心に村役人、百姓の寄合である惣百姓とを一つのはたらきの部分にしくむことは、幕藩のしくみの基本で、全国すべての藩に共通のものであった。庄屋制度が布かれたとき、わが村の境域は、柳井川・西谷・久栖・蘆川の一部の四村であった。「村ざかい」「村わけ」「村むら」のことが示すように、べつべつのも、ちがったもの、へだたりあうものとしてのすがたが浮かぶ。いわんや今日の「三分間合意(電話によること)」が、当時の「一人役かけての合意(連絡に一日かかること)」の時代に較べられるとき、一そう相互の「へだたりある仲のかんじ」を深くする。ではいかにして、四つの村それぞれに、さらに四つの村相互に、村役人惣百姓のひとまとめができて、農本性の第一の目的を達成したのか、更に四つの村の間のあらゆるへだたりの感じがとれて、すでにこの期には一つの村らしいならわしが芽ばえ、でかかっていたかを探ってみる。

### 同一の通信連絡系統

わが村は「久万山村二六か村」のつながり合いに属し、さらに下坂八か村のつながり合にも属していた。大庄屋が居る村を含めた通信連絡の仕組みが、きちんとつくられていた。下坂八か村は、一つの仕組みにつくられていたようである。「書状小走」とでも呼ばれる使い人が一つの仕組みに数名いた

ようだ。彼らは略同じぐらいずれた時間帯で、決っている使いコースを廻った。彼らが持ち運んだものは、代官・奉行・郡役人中からのお上からのお達しの手紙はもとより、各庄屋所から大庄屋を経て、代官所(奉行所)あての願・届・伺意のお上へ申し上げる手紙も多かった。更に各庄屋所相互間の個人個人の便りも相当数であったようだ。その上、納め物をはじめ個々取引の金品なども持ち運びしたのであろうから、その仕事は責任のあるものであった。書状小走が庄屋所に到着すると、庄屋所は次のように片付けを手速くして小走を次の庄屋所へ送り出さねばならない。それぞれの庄屋の御用日誌に記入することは次のとおりだった。小走は何刻何処から到着した。何刻何処へ出発させた。個人個人相互間書状は誰から誰へ、書状の急ぎ具合(封状・急用状・大急用状など)も併せて書いておく。上位役所からの書状はすべて「お廻状……コピーでないご直筆」だから、全文洩れなく御用日誌に写し取る。庄屋お抱えの「書き方」の忙しさは想像でき、毛筆・文章の上達するのも当然だなあとと思われる。享保のころから寛政・文化のころにかけて、華々しく活躍していた、久栖村梅木新太郎・柳井川村貞蔵・西谷村鶴原政四郎らを取り交わし合った受書状は相当数に上っている。久栖村新太郎、柳井川貞蔵らの発受書状(個人宛)は、享保一〇(一七二五)年下半年三七通、寛政一〇(一七九八)年上半年三二通・寛政一一年通年五四通、寛政一二年通年五二通を数える。村境をもったお互いでありながら、生活情報を通じ合って、一層理解し合った仲で村の経営が進められていたように思われる。

### 責任遂行の協和体制

前表から読みとれるように、庄屋任務の遂行が、村々庄屋の相互援助体制で推し進められていた。次期庄屋が幼弱などのため、庄屋任務を十分に遂行できない期間は、世話役・後見役・預庄屋などの役割によって補強されている。こうした採長補短の協和によって、お互いの内面実情は充分に理解され合っていた。本来同一生活圈をなしている自然環境(黒川生活圈||黒川文化圏)を背景として、細分されて孤立しているかに見える政治単位でありながら、実は村人ひとりびとりに影響し合う実際生活は、一つの政治圏としての姿

に育ち来ったのではないだろうか。

### 上意下達

社会情報手段が、零に等しい時期である。知りたい知らせたい人間衝動は、今も昔も変わりはない。このころ村人の耳に届く自由情報は、村里の井戸端や辻々に自然発生する「噂ばなし」だけであった。「噂ばなし」には尾ひれが自生する。そしてデマに化身し、誤伝謬報の魔力の芽を研ぎすます。果ては社会を動揺攪乱の巷に陥れてしまうのである。

村役人の活動を要とした上意下達・下意上申は、繁文褥礼だ、屋上屋を重ねると誤解されるほど、細かい配慮が払われるのは当然であろう。わけて、農本性社会の特質から、農事に関する事、貢租に関する事は、最大中の大事である。この二つについてお触れ書の例を探る。

新しい歳を迎え、村里に松の内の祝酒の香がさめかけたころ、お代官所から大庄屋所を経由して、村庄屋所にお廻し状第一号が届く。

一、麦作修理ノ儀ハ、去歳時付ノ節、雨天勝チニテ手後レ、然ル上猶又当歳ハ、春短カニツキ、別シテ修理ニ油断ナク出精ヲ致スベキコト。(麦作の手入のことは、去年時付のころ雨つづきで時付おくれ、その上今年春がみじかそうだから、特別に手入れにゆだんせず、急いで精ださせること。)

一、井溝浚イ、井関普請ノ儀ハ、油断ナク早々ニ相整エルヨウ致スベク、裁許ノコト。(井戸・みぞさらえ、井戸・せきの修理など、ゆだんせずに早目によつておくよう、さしずすること。)

一、春田拵エハ、村直シノコト。(春田のじゅんびは村一せいにやらせること。)

一、刈敷キノコト(草刈りして田の面にひろげておくこと。)

一、春雨ノ内ニ、内俵編ミ置クヨウ、一統ニ申シ聞カスベキコト。(春雨が降っているうちに、取入れの米俵の内俵をあんでおくよう、みんなに言いさせること。)

一、スベテ御法度筋ノ儀ハ、毎々ノヨウニ仰セ出サレ候。別シテ、郡方ノ儉約筋ノ儀ハ、去ル己歳ニ委細ニ仰セ出サレシ趣、弥契相守リ、尤モ博奕ヤ諸勝負ノ儀ハ、重々御制禁ニ付、是又毎々仰セ出サレ候通り、瑣細ノ儀ニテモ、相違ヒ申サザルヨウ、急度相守リ申スベク候。去ル寅歳ニ仰セ出サレシノ趣、能々相弁エ、古法ニ基キ候ヨウ、精々裁許致スベク、若シ心得イノ者モ有リ候ハバ、当人ハ勿論、村役人共ニ急度敲シク申シ付クベキコト。

右ノ簡条書ノ通り、村々庄屋組頭並ビニ役職ノ者ドモヘ、能々相心得、イササカモ油断ナク、端々迄洩レザルヨウ、急度申シ付クルベキコト。  
文化一四丑正月 御代官

(すべてとめられていることは、いつもの通りに申されている。とくに、いなかの者の儉約については、己の歳にくわしく申されているようにきちんと守り、もちろんばくちやかけごとなどは、きびしく禁止されているから、いつも申されるとおり、少々であってもあやまちしないようきつと守らねばならない。先だって寅歳に申されたことを、よくよく頭に入れて、昔のおきてに従うように、十分にさしずしておき、もしあやまつ者があつたら、本人はもとより村役人共々にきびしく申しつけねばならない。)

右の簡条書きのとおり、村々の庄屋、組頭、役職の者共へ、よくよく心得させ、少しもゆだんせず、はしばしまで、きちんと申しつけること。) 御代官

別紙ノ通り仰セ出ダサレ候間、此段御承知ノ上、村々端マデ洩レザルヨウ、急度御申シ聞カセコレアルベシ候。右コノタメ申シ入ルベク、カクノゴトクニ御座候。 大庄屋 何某

(別紙のとおり申されたから、ついては、よく承知の上、村々のはしばしの者へもれなくきちんと申しわたすこと。右のとおりに伝えておく) 大庄屋 何某

毎歳の出来秋(神無月ごろ一〇月)、村庄屋に集荷され、三通の皆済納目録を添え、御代官所を通じ、幕藩の御蔵入するのが、村々のお物成(お年貢)である。三通の納目録は、代官所・藩に控書として各一部ずつとどめられ、正本は物と共に江戸表の御耳目に達せられる。年改って春浅きころ、受納書の意を含むお沙汰書が、村庄屋所に届けられ

るのである。

一筆啓セシメ候。然レバ、久万山去る寅歳ノ御物成ノ収納コレアリ、十一月十日納目録御留メラレシ上、則チ江戸ニテ御聴  
キニ達シ候トコロ、役人庄屋百姓ドモ出精シテ皆済仕リ候儀、御喜色ノ御事ニ候。此旨ヲ右ノ者ドモマデ申シ聞カスベク候。  
尚又、麦作ノ修理其外、農事ニ、油断ナク相助ミ候ヨウ、申シツケルベク、カクノゴトクニ候コレアル儀ニテ候。

二月二八日

山田数馬正雅（花押）

黒田伝内普賢（花押）

津田半助殿

近藤弥市左衛門幸中（花押）

（一言申しあげる。と申すことは、久万山村昨年寅歳の納め物を受け入れられ、十一月十日に納目録を受取られた上、江戸の  
ご領主にまでお聴及びになつて、役人、庄屋、百姓共みんな精出して、全部納め遂げたのは、りつばであるとお喜びになつ  
た。このことみんなに申し伝えて欲しい。尚お今後とも麦作の手入そのほか、農事にゆだんせずはげむよう申しつけること  
を、併せてつたえておく。）

別紙之通り仰せ出ダサレ候間、是又御承知之上、御申し触レナサルベク候。右之申し入レカクノゴトクニ御座候。  
（別紙のとおり申して来たからこのことご承知の上、みんなに申し触れられたい。右のとおり申し入れる。）

### 下意上申

上意下達の要が村役人であるように、下意上申の要もまた村役人である。歴史編の村役人役割で述べて  
いるとおり、村役人の責務はほんとうに重大であった。特に農事・貢租に関わること、村の治安秩序に  
ついては、村役人の対応ぶりは真剣そのものであった。村人ひとりびとりの意思に添ってやるため、村役人が書き付  
け、奥書きして上意に達する各種の願い書・届け書・伺い書・意見書の文面には、情念躍如たるものが感ぜられる。  
その中から文書の種類をいくらか抽出して、村役人の苦慮・深察の姿を偲んでみよう。

(1) 農事お年貢について言上

・麦の生い立ちわるく郡お役人ご見分を願い・村内田植はじめの日お届け  
 ・村内田植しまいの日お届け  
 ・日照続きの処恵み雨に喜謝を訴え  
 ・大雨で作物被害多大、お役人ご見分願い  
 ・風雨痛み大きく、お年貢足り申さずの思い訴え  
 ・麦作赤葉出はじめ、気惑を訴え  
 ・風雨のあと長雨続き、穂出ず困り訴え  
 ・風雨で大小豆実入りあしく、お年貢気懸訴え  
 ・長照りで田植遅れ、減収心配お届  
 ・雨乞祈禱のおかげ、瑞雨に恵まれ、喜謝訴え  
 ・日照りで大小豆さや数わずか、お年貢の心配  
 ・水害で田痛み大きく、減収気惑い訴え等。

(2) 禁制秩序について言上

・博突打ち蔵元箆蔵入咎方につきお伺  
 ・博突打常習者厳しくご裁許方お願  
 ・処帯持ち娘と駈落、この咎方につきお伺  
 ・願出せず四国順拜せる者共に対して「農事外徘徊留」の咎方如何やお伺。

(3) 社会治安について言上

・行旅人負傷死亡―自他殺不明につきお伺  
 ・遍路体の者死亡、処置についてお伺  
 ・風俗あしく農事心掛けざる者に対して、前の取調べのとおりきびしく御咎方お願い  
 ・不心得者行先不詳、処置方お伺  
 ・組頭兩名行先不明、お取計方お願  
 ・組頭の代勤者、御申付け方進達  
 ・長寿者名届出  
 ・孝実者の褒賞方御願  
 ・組内火災罹災難済者救恤お願  
 ・極難済者御救恤米御下し御願。

(4) 家庭もめごと、内々ご調整について言上。

・男女相思駈落、縁づけ方御伺  
 ・近隣者寝取りさわぎ、内々ご調停方お願。

畑所村

政治の機能を生命体の活力管理と見ると、政治の運営は、からだにおける循環系の管理になぞえられよう。村々の政治も、その村の循環系の特質にふさわしい特色を示すのである。わが村の庄屋期の政治を

特色づけるものとして、なにを循環系特質と捉えるべきであらうか。

わが村は他編で触れているように、西南日本の外帯に属し、とくに予土の国ざかに位置すること(面河村、旧仕七川村、旧中津村、柳谷村)が大きい特質。したがって、前掲の旧村と同じように、焼畑景観を現わにした畑所村と運命づけられてきた(これらは経済編の主軸となるものであろう)。前四項目で述べている庄屋期の情報伝達のあり方を、循環系の血管特質と見ると、国境の山村、畑所村では、それらの血管を流れる血液の特質と見据えられるであろう。

西南日本の外帯は、日本有数の多雨地帯。わけて国境の境域は雨に風が伴う。山村型風雨災害は人畜家屋災害はごく稀で、作物災害である。作物に及ぼす傷損、喪失、不実の実害である。山村とは言え、田所村の風雨災害は軽ければ七分作に、重くても半作は歩留る。だが、畑所村は、一夜の風害、数日の長雨長日照で、収穫は皆無となる。畑所村の風雨害は、飢饉への決定的な要因となるのである。天保四(一八三三)年から天保七(一八三六)年に打続いた飢饉は、天保七(一八三六)年その極に達し、久万山村の畑所村一四か村中、わが西谷村と大味川村の惨状は言語に絶するものであったという(詳細は歴史編参照)。

庄屋期の畑所村の政治には、飢饉対策、救恤施策が大きい比重をもつ。天保七(一八三六)年の大飢饉の翌八(一八三七)年、難渋者救恤施策がとられている。

村々極々難渋者救御救ヒノ儀、御役所ヨリ御奉行所へ、御伺相成リ居リ候へドモ、迎モ成リ申サズ候。然レ共、極々難渋者共ト致シ而ハ、其ママニ難日ヲ送ルノ思召シ、極々難渋者バカリ、左ノ通り御救米御渡シ相成候間、人別ヲ極リ早々ニ御渡シ、尚割符御差出コレ有ルベク候……(村々の特別貧乏人を救われたいと、お役所から御奉行所へお伺いしたがお聞入れなかつた。しかしながら、特別貧乏人たちは、苦しい日々を送っていることと思われて、特別貧乏人についてだけ、つぎのとおりお救い米をお渡し下さるから、人数がきまり次第渡される。なお受取り切符の差出すことをぬかりなくすること)。

## 備荒民積施策―久万凶荒予備組合の母胎

飢饉率のきわめて高い、畑所村を多く抱えている久万山村において、根本的、広域的視点に立った救恤施策は、今日の久万凶荒予備組合の母胎をなす備荒民積施策である。以下同組合生成の経緯を尋ねる（伊藤義一著『久万凶荒予備組合誌』）。

凶作―飢饉の対応は、事後の救恤のみでは政治性に欠け失政を招く。松山藩は度重なる飢饉対応失政の反省に立つて、備荒民積施策（併せて米価調整機能をも狙って）に転換した。安永四（一七七五）年の非常困糶制度がその発端となる。その後明治四（一八七二）年まで九十余年に及んで、諸種動因の起こる度ごとに、貯米、利殖の共同積立が発想され、継続された。以上七項目に及ぶ要因を探る。

- 一 安永四（一七七五）年非常旱水災予備米（安永の非常困糶） 藩指導で農民から糶供出させ共同積立を行うものの。米の乏しい村々の分は、田所村が引受けて蓄えてくれた。翌年の種糶の見通しが立った出来秋後に、共同夫役の糶摺をさせ、現米は奉行所支配で、その利殖を計った。明治四（一八七二）年二三六三俵となっていた。
- 二 天保九年藩からのお下され米 天保七（一八三六）年の大飢饉後、天保九（一八三八）年、藩から久万山分として下された米二八石九斗九升八合であった。さきの貯え米に加えられ、その分明治四（一八七二）年に、二九八俵三斗九升となっていた。
- 三 明門元備え金 飢饉・伝染病・離散によって、久万山村の人口減少・明門増加は甚だしかった。藩は米金を下して戸数、人口の増加を図った。この明門元備え金の利子で、居宅建て、農具買入をさせて、村の門立てを図った。その金明治四（一八七二）年に、銭札一一貫一二五匁七分五厘（約五五〇円）となっている。

- 四 赤子養育米 生活苦は、赤子間引をかもし出していたようである。まことに堪えない悲惨事である。

弘化二（一八四五）年藩主勝善公の御用米として、久万山から献上した米一四〇俵、故あって差戻されたものを赤



子養育米として積立て、出産救助・墮胎棄子防止に充てた。その積立て、明治四（一八七二）年米八〇七俵三斗一合となつてゐる。

五 風損元備え 嘉永二（一八四九）年の大暴風雨災害復旧として、藩主勝善公から五か年間に米一五〇〇俵、久万町紙場所利益金三か年分錢札一九貫六九四匁三分五厘賜つた。この米金で災害復旧を行い、その残額米五九八俵二斗九升五合、錢札六貫五〇八匁三分を、風損予備として積立てた。これが明治四（一八七二）年に錢札一〇八貫一二匁二分五厘（約五四〇円）となつてゐる。

六 畑所年貢売米値違い積立 弘化四（一八四七）年代官奥平貞幹の発案で、畑所村の年貢と直売米との値違い間錢を、積立て凶年の備えとした。錢札二五三貫六六〇匁五厘（約一〇六八円）となつてゐる。

七 郡役人差配米 大庄屋の差配に渡されたもので、藩内一般に行われたものである。一割利付で貸し付け、その利二〇俵を年々大庄屋給料に充てていた。この米が二〇〇俵となつていたのである。

以上七種の起源をもつ米金は、奉行所・代官所で利殖が図られ、人民救恤に充てられた。明治四年久万山租税課出張所引払いの際、大庄屋船田耕作（久谷村庄屋）に全部が引継がれ、今日の久万山凶荒予備組合の発足の原資となつたのである。

#### 久万山凶荒予備組合のあゆみ

明治四（一八七二）年、大庄屋に下げ渡された米一六一四石六斗八升・金二三六三円九九錢は、當時としては驚くべき巨額である。（今日の六億七三〇〇万円相当）藩の恩恵・代官所取扱よろしきを得た賜物というべきであった。しかも下げ渡しの節示された取扱定規には、貯米の本旨、取扱運営の留意点がるる述べられている。

この精神が組合の生成と発展の根幹をなしてきたものと思われる。

一 組合の変遷

明治四（一八七二）年 久万租税課出張所より大庄屋引継ぎをうける。

明治五（一八七三）年 新設職制戸長引継ぐ。

明治七（一八七四）年 久谷、窪野両村分離。久万山二四か村共有民積米金と改称。取扱人井部栄範、監督山内門十郎・山之内精一郎

郎・山之内精一郎

明治一八（一八八五）年 各村連合会開催 久万山共有凶荒予備と改称。同維持規則制定。

明治二三（一八九〇）年 明神村外八か村久万凶荒予備組合と改称。町村組合となって郡長管理者となる。

大正一三（一九二四）年 久万凶荒予備組合と改称・組合規約改定。

大正一五（一九二六）年 郡制廃止、管理者を組合長とし今日に至る。

二 組合の事業

窮民の救助 火災、風災、窮民、郷学校補助

学資金貸与 個人別学資無利子貸与・上浮穴郡教育義会

公益事業 地方産業経済文化

三 組合の財産

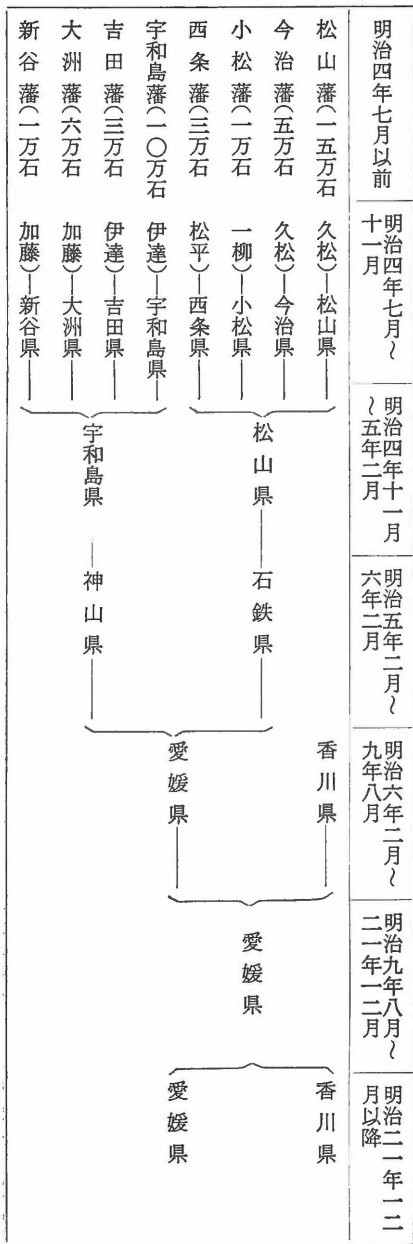
この組合の財産は、歴代の管理者、組合長の運営よろしきを得て、各種の事業によって地方民を潤おしつつ、過去一世紀有余、次第に蓄積を増していった。今日、土地・建物・預金・有価証券等膨大な財産となっている。そのうち特筆すべきものは、植林地である。手入間伐がもたらす事業資金増大、材積増嵩による評価増等、瞠目すべき財産形成の大道を進んでゆく。

庄屋期の政道  
ここにみゆる

約二〇〇年前、窮民救恤の藩公の政道に端を發した「非常困窮制度」は、今みごとく実つて、共有財産形成の福祉生活を謳歌するに至つた。人もしこの間において、初心を忘れ、物財に惑ふことあらば、今日この実りを法悦するに至らなかつたであらう。天行まことに健なりと申すべきである。

第四章 戸長制度期 明治四（一八七二）年～明治三三（一八八九）年

第一節 戸長制度期における愛媛県行政区画の変遷



第二節 明治五年 大小区制下の戸数・石高

事項	村名	大小区制	戸数	石高
	柳井川村	第一七大区第七小区	二二七戸	二七三石七斗二升五合
	西谷村	第一七大区第六小区	二六八戸	二五九石二斗八升
	久主村	第一七大区第五小区	黒藤川村を含めて 三七二戸	一四二石四斗四升

第三節 戸長制度期における柳谷村区域の行政組織

元号年	区域	柳井川	西谷	中津
明治元 (一八六八)		九十八大政奉還 庄屋 土居守次郎	庄屋 鶴原右源太	庄屋 梅木類之助
〃三 (一八七〇)		里正 土居五郎次	里正 鶴原右源太	里正 梅木盛久
		四一・二一・一六 持区、持役を次の通り定める 第一八区(大川・上黒岩・中黒岩・日野浦・柳井川・西谷・久主・黒藤川計八村)戸数一〇二七戸 戸長梅木類太 副戸長土居保吉郎)		

(二八七五) 五―二 大小区制の行政区画を設定する  
第一七大区第七小区 ― 第一七大区第六小区 ― 第一七大区第五小区 (含黒藤川)

五―四―九 区长、戸長を置く  
戸長 熊代純太 ― 戸長 中村和太衛 ― 戸長 福本徳次郎

(二八七四) 七―五―二〇 大小区分画改正する  
第七大区第六小区 (戸長 熊代純太) ― 第七大区第五小区 (黒藤川・沢渡を含む) 戸長 福本徳次郎

戸長給料一季 (三か月) 二一円を給する

七―二―一〇 戸長役場名称統一する (〇〇小区事務取扱所)

七―八―二一 戸長給料月七円、組頭五円以下とする。

八―六―九 戸長公選仮規則を制定する

(二八七九) 九―九―一四 香川県合併に伴い大区名称を改正する  
第一四大区第六小区 (戸長 松浦正一) ― 第一四大区第五小区 (黒藤川・沢渡を含む) 戸長 福本徳次郎

一〇―四―二一 組頭公選仮規則制定する

二―七―二二 郡区町村編制法を制定する

(二八七八) 柳井川村名称復活 (戸長 熊代純太) ― 西谷村名称復活 (戸長 中村和) ― 久主村・黒藤川村名称復活 (戸長 丸山清一)

一―一―二―一六 小区戸長制廃止、町村戸長制制定―町村戸長公選規則制定する

二―二―四―一六 町村戸長俸給改正する年俸六〇円、八〇円、〇県布達第二六号を以て、愛媛県郡町村名称 (愛媛県上浮穴郡〇〇村) 及組合 (上浮穴郡役所―久万町村に) を制定・設置する

(二八八〇) 一四―七―一四 戸長以下給料及戸長役場費割賦法を改正する

(二八八二) 一六―一〇―一四

町村戸長選挙規則を布達する

(一八八四)	一七―二二―二五 町村戸長選挙規則を廃止し、町村戸長官選の件を布達する。町長戸長役場新設及管轄区域設定の件を布達する。
(一八八六)	一八―一―一五 町村戸長役場新設につき事務引継の件布達する 柳井川村は日野浦戸長役場管轄 西谷村戸長役場(本谷 戸長山本五郎 黒藤川村戸長役場管轄(釣井組 戸長岡(戸長森岡牛五郎) 平) 田為政)
(一八八八)	一九―二―二六 戸長官等(判任官三等以下同一〇等まで)及俸給(月俸三〇円以下八円)の件布達する
(一九〇〇)	二一―四―二五 市制・町村制を公布する
(一九〇〇)	二一―七―一一 町村制施行規則(訓令一二二号)
(一九〇〇)	二二―二―二五 町村制を実施する 愛媛県上浮穴郡柳谷村となる 愛媛県上浮穴郡中津村となる
(一九〇〇)	二三―一―一七 第一回村会 一一二八 土居通誠村長就任する 一一 村会 岡田為政村長就任する

### 戸長制度の役割

明治二一(一八八八)年に市制町村制が、同二三(一九〇〇)年に府県制、郡制の制定を見、わが国近代国家体制の基盤としての地方自治行政機構が強固に策定された。庄屋制度期の被支配政治体制から主体的自治体制への転換が、慶応三(一八六七)年から明治二二(一八八九)年までの短期間に整備されたことは真に驚異に値いする。戸長制度期の成果は大きく評価されるべきであろう。慶応三(一八六七)年九月大政奉還に因る明治新政府の生誕以来、明治四(一八七二)年の廃藩置県までは、名目的には統一国家としながらも実質的には藩政の延長そのままであった。地方政治の要に位置した国―郡段階の役人たちは、中央新政府の基本行政意思を末端に移牒示達することだけに忙殺される状態であった。したがって地方行政組織の改廃に着手する余裕はない。依然として村庄屋たちが、中央新政府系統に属する出先役人たる郡役人の指揮に従って、官意民達の連絡役割を勤めていたようであった。明治新政府の基本政策は、「土地と人の高」を確実に把えることからスタートせねばならなかった。富国強兵

の大国を支える二大支柱は「徴兵制」と「国民教育制度」である。そしてこれらの実現を可能にする基盤としての国家財政は、土地税制の樹立に依存している。明治前期（戸長期）二〇年間の重点施策が、戸籍の確立（兵役と国民教育の基礎）と地租改正の完全実施（財政の基礎）に集中されたことは当を得た政策選択であったと言えよう。

明治四（一八七一）年四月、新政府は徴兵制実施準備として戸籍法を制定した。「自然村」として生い育ってきた生活域を、政治目的に立って行われた行政施策の第一弾である。行政区画の分会操作は、中央が地方を掌握する鍵である。翌五（一八七二）年五月同法施行のための行政区画として、全国一斉に区を設置した。中央政府は各区へ戸籍事務担当行政官として戸長・副戸長を任命して、戸籍事務を集中的に短期間に遂行したのであった。はじめ戸長・副戸長には、百姓の動静に通曉していた庄屋・名主・年寄等が任命されたが、明治五（一八七二）年、太政官布告で旧来の庄屋・名主・年寄を全廃すると、それらが今まで取扱ってきた土地・人民についての一切の事務を、一挙に戸長・副戸長が取扱うことにした。明治新政府の機知・英断に絶賛を呈したい。なぜか。戸長制はさきの庄屋制、あとの町村長制に較べ、全くその職制特質を異にする。戸長は純粹の行政官であったから。

それから明治二二（一八八九）年市制・町村制が実施され、町村長が選ばれて町村自治体行政がはじめられるまで二〇年近く、この戸長制度は続いた。その間、大区、小区制の施行、区の分合、副戸長制の廃止などが行われた。詳しくは前掲の「戸長制度期における柳谷村区域の行政組織」を参照されたい。

戸長は人民に直接する行政当事者であるから、この制度の成否は、明治新政の将来に決定的影響をもつ。ついで明治七（一八七四）年五月二〇日布達の「区长事務仮条例」及び「戸長心得」にその消息をうかがうことができる。その緒言はこう述べている。

それぞれ区長及び戸長は人民の代理者としての實力をもつ者（行政権力保持者）、そしてその事務取扱所（今日の役場）



は人民の會議所と云うべきである。だから一口に言うならば、人民のために区長戸長を置いているのであって、区長、戸長のために人民を割当てたわけではない。ついでには区長、戸長が処理する事務もすべて人民のためのものであることは言うまでもない。つねにお上と下人民の中間に居て、双方の心情を組み取り充分に取次いで、いささかも通じない点のないように努めなければならない。もしお上からのお布令が人民に通じなくて、人民が曲った考え方を持ち、そのため県行政に差し障りが出来るようなことになるならば、上下に対してその責任を免れることはできない。それぞれ小区長、戸長はこの意味を理解し、本末、終始をあやまらず、自分の権限をはっきりし、任務を守り、一層勉強して、今までの型ばかりのやり方を除いて実際に役立つ事務につとめて、国の利益をあげ、人民の資産を増し、お上のみに報い、下人民の権利を守ってやることに精出さねばならない。今ここに日常の事務について心掛くべきことを示すから、区長、戸長はこれを守ってもらいたい。つぎに戸長に対しての戸長心得にはこう述べている。一、小区取扱所（戸長役場のこと）はなるべく戸長あるいは組頭の私宅に置くのがよい。一、人民から差出されたいろいろな願い書、伺い書、届け書は、その内容を調べ、書面の余白に検印を捺して大区の会所（郡役所のこと）へ出すように。なおその書面が利害がある場合には、副状にくわしく添書きすること。差出人の心情が充分お上に届くように力添えてやるのが大切である。ただしその書面の内容が至急に処理せねばならないむづかしい問題事情の場合には、直ぐに県庁へ差出して差支えない。一、届けは、何の届けであるか調べて、生死、出入、平民の家督相続、婚姻、寄留等の種類は、その都度々々戸籍帳に書き写し、一か月分をまとめて翌月五日までに大区会所へ差出すこと。一、政府から大政官布告などのお触れ、県庁からの県布達などのお達は、取扱所の門前かその他最寄の土地を選んで掲示場をつくり、書類が届いてから三日以内に抜かりなくこれを張り出し、三〇日経てばこれを剥ぎ取ること。尚事柄によっては人民を集めて詳しく申しわたすこと。ただし今までの掲示場で便利よいところはなるだけ使い、ある

いは人々の込み合う土地を選んで取り除いても差支えない。一、三か月ごとに区費の決算表をつくり、一部を大区会所へ、一部は掲示場へ張り出し、一部を控え書として取扱書に保存すること。ただし区費の多少は人民に関わるものであるからできるだけ節減に努めること、一、区長、戸長の給料や大区会所の費用は、小区内費用と同じく毎期取り立てて大区会所へ出し、戸長給料は大区会所から受け取ること。一、公務のため県庁や出先役所へ出頭するときは、区長に伺って出頭すること。ただし至急の用件の場合は、伺い手続きを経なくて出頭しても差支えない。

### 戸長の任務

戸長の任務は、区長（大区長あるいは小区長と呼び、後の郡長に相当する）の監督を受け、規則、命令に従って区長が命ずる事務に従事する。中央政府の布告、県庁からの布達を小区（町村あるいは町村組合）内に確実に公示する。地租をはじめ諸税を取りまとめて上納する。戸籍、徴収、下調などの事務を正確に処理すると明示されている。これらが任務の主軸をなしているが、その特質と見られる点は、先の庄屋制及び後に続く町村長制に較べて、いかにも行政官の色彩が濃厚である。これはこの期の行政課題の緊急性に基づき、おのずと任免手続きも官選であったものと思われる。わが国地方行政の礎石を布いた内務官僚の頭の冷徹さがしのばれる。

### 戸長行政費の措置

行政活動には出費を伴う。大区（郡）、小区（町村）を問わず、区費の調達、充當、弁償は、区民の分担にまつほかない。明治七（一八七四）年五月二〇日大区、小区分画改定の際の県の布達の「区費運営条目」には、つぎのように定められている。その第五条―区費取立方法に―大小区費賦課のことは、地租改正ができれば一定の規則によってなされるが、当分のうちは、戸へ（均等割）三歩、石へ（所得割）七歩の割を以て賦課すること。その方法は、例えば一〇〇〇石の高で一〇〇〇戸の区では一〇〇〇円の費用には一石について七錢、一戸について三錢賦課する訳である。賦課方法についてはまず郷村は年貢米の高による。市中や土族屋敷地などで今まで無税地であつてこのたび地券をうけた土地の分は、地租の金高を石代に比較して割賦すること。つぎに戸数割は華族、

士族、僧侶、平民そのほか寄留、同居などすべて一つの戸籍内で生活している一般賦課すること。第六条―区費遺払  
条目に―(大区費の部省略) 小区費の部 一、戸長給料筆墨料 一、戸長の旅費、日当 一、取扱所の紙、炭等の雑費  
一、戸長引越料 一、小走の給料 右部分の入費 大区の分は大区内に課し、小区内の分は小区に限って課すること。  
なお戸籍入費はすべて戸割にすること。さらに明治一三(一八八〇)年八月二三日の「町村戸長俸給規則」にはつぎの  
ように規定されている。

第一条 戸長の俸給はその町村の耕地反別及び戸数の多少により、別紙の表の割合で地方税より支給すること。

第二条 数町村連合して戸長一人を置くものは、その連合町村の反別戸数を合算し、その大小に応じて支給(比例分担)す  
るとある。

同日付の町村用掛筆生の給料及び戸長職務取扱諸費賦課法の規定には、

一、町村用掛筆生(戸長役場書記等)の給料は、その町村の耕地反別及戸数の多少に応じ、別紙の表の割合で各町村へ渡  
し切ること。ただし、数町村連合して戸長一人を置く場合はその連合町村の反別、戸数を合算する。

一、戸長職務取扱諸費は戸長役場一か所に各金十万円を充て、その余りは七分を人口に、三分を反別替宅地に割合い、これ  
を各郡役所に下附し、更に郡役所に於て各町村への割賦額を定めて渡し切るものとする。

と定められている。さらに明治一四(一八八一)年七月一四日の戸長以下給料及び戸長役場費割賦法の規定には、

第一条 戸長給料は一名一か年五十円とし、その余りは金額の七分を人口に、三步を耕地反別に割合い、その人口反別の  
多少に応じて各役場へ渡し切るものとする。

第三条 雇用掛筆生給料は、金額の七分を人口に、三分を耕地反別に、その人口反別の多少に応じて各役場へ渡し切るもの  
とする。

第四条 用需費一職務取扱費は金額の七分を人口、郡役所に於て更に割賦額を定め、各役場へ渡し切るものとする。

第五条 前条の金額は、毎年一月一日調の人口反別に拠りこれを定め、以後人口反別増減を生ずるときがあつても、その年中は増減しない。

とある。

郡区町村編制法  
法の制定公布  
明治一一（一八七八）年七月二日太政官布告第一七号八一三布達甲一〇一号をもって郡区町村編制法が制定公布されて、今日の地方行政区画の基礎が策定された。

第一条 地方を画して有県の下、郡区町村とする。

第二条 郡町村の区域名称はすべて旧に依る。

第三条 郡の区域広潤にすぎ（例えば浮穴郡・宇和郡のように…筆者註）施政に不便なものは、一郡を分割して数郡とする。（東西南北上中下……某郡と言うように）

第四条 略

第五条 各郡に郡長各一員を置き、毎区に区長各一員を置く。郡の狭小なものは数郡に一員を置くことができる。

と定められる。こうして、遠く藩政のころから三藩（松山・大洲・新谷）の領域に分かれ、その後久万郷小田郷に分かれていた。面河川域、肱川域の両域は、「上浮穴郡」の新名称で新郡として生誕した。われらまた愛媛県上浮穴郡―柳井川村、西谷村、久主村、黒藤川村とわが里を称呼するようになったのである。

戸長制度期はわが国の近代国家体制への基盤整備期である。萎微頽廢化した幕藩制度を改廃して、国際性をもつ近代統一国家体制を創成する大事業の基盤を敷設する期である。新機能のハードウエア―設置の段階に相当する。新政府は英断をもって、地人二面の改造を重要施策として掲げる重点施策

げた。一つは土地を対象として土地税制の合理化↓地租改正による財政基盤の整備であり、一つは人的能力の開発をま  
って教育、兵役制度の整備充実による国富、国力の伸長である。具体的に施策の展開は、前者は地押丈量（地処取調）  
と地価算定の作業を經過して地租改正に成功し、後者は戸籍法の完遂を踏まえて、国民教育制度と徴兵制度の拡充に  
奏功したのである。三大事業のうち戸長制度期に重点施策として功を奏し結果を見たのは、地租改正の大事業であっ  
た。この期の代表施策として地租改正事業の展開をたずねる。

#### 戸長制度期を代表する重 点施策としての地租改正

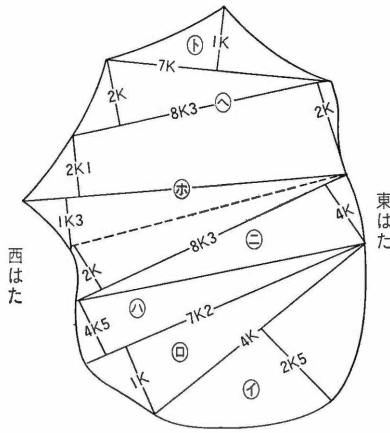
この地租改正事業は戸長制度期中の最重点事業である。文字どおり画期的であった。こ  
の事業の着想から竣功まで、戸長中心の官民の努力はわれわれの予想を絶するものがあ  
る。明治六（一八七三）年五月一四日付の「地処取調人雇用の件」の布達にはじまり、明  
治一二（一八七九）年四月二日付の「愛媛県地租改正報告第四九号」に至るまで、布告、布達、報告合わせて八五件に  
及んでいる。いかに克明に進められた大事業であったかが推測される。以下この事業の作業手順を探ってみる。

その一、地処調査―地押丈量作業

①各村各字毎に一地一筆ごと番号をつける。畝杭を立てる。②字名、番号、地目、反別、地主名を記入。③一筆毎  
の野取図をつくる。④野取図を連合して耕地限の切図をつくる。⑤一村限地図をつくる。以上の三図と地引帳を併せ  
て県租税課に提出する。つづいて県検査官の村出張を受けて地引帳、三地図に基づき、県検査官、戸長、地主、村総  
代等の現地立会で一筆ごと畝杭と照合して、異同、差異を調べ訂正して地積を決定したのである。この地押丈量作業  
は、当時多大の時日、労力、経費を要する随分困難を極めた大事業であったように推察される。第一この地押丈量に  
要した費用はすべて農民負担としたこと、第二に測量技術は低級素朴であったこと。作業用具としての間竿は、その  
間基準が従来六尺、六尺三寸、六尺六寸と藩ごとに区々であったものを、やっと六尺に統一した段階であった。丈量

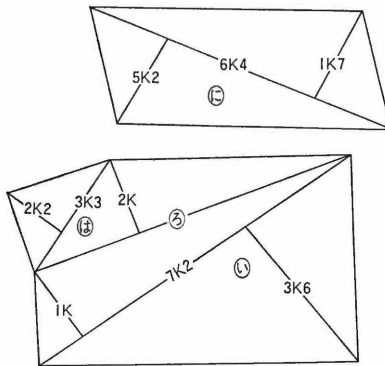
作業はすべてこの六尺基準で両端に各一分宛の砂摺を残した二間竿で実施された。生漉紙をこより綴ちした野帳に、矢立に小筆、朱筆の筆具で崖も田畦もすべて三角形に見たて、測り、何坪何合何勺計算記録した帳面を見ると只々その骨折に頭が下がるばかりである。こうして隠田の摘発にも努めた結果、地積は従来の検見によったものに較べ非常に増加しているのである。

第2図 野取帳一号㊟



- 一反につき  
きび九斗
- ① 五坪一合二勺
  - ② 一五坪四合
  - ③ 一六坪二合
  - ④ 二六坪
  - ⑤ 七坪四合一勺
  - ⑥ 一七坪一勺
  - ⑦ 三坪五合
  - ㄨ 九〇坪六合四勺
- 此反別三畝

第3図 野取帳二号㊟



- 一反につき  
米五斗五升
- ① 一六坪五合六勺
  - ② 六坪三合
  - ③ 三坪六合三勺
  - ④ 一三坪六合
  - ㄨ 四〇坪九勺
- 此反別一畝一〇坪

その二 地価算定作業

この地価算定作業は、① 耕地地の等級判別。② 耕地地の収穫量調。③ 穀価、金利の算定。④ 種籾代、肥料代、村入費の算定等の算定項目に基づいて行われた。(1) 耕地地の等級決定は、県下を一七二組の村組合群を定め、

更に各組合群の中等標準村を選ぶ。等級差は米一反当たり一斗五升として基準設定しておく。さて県検査官が戸長村総代の立会の下に、一地一筆ごとに土地の肥瘦、水旱損の有無、耕作の難易、運輸の便否等を判定してその地処の等級を定めるのである。(2) 収穫量調査は、既往平年作柄を基準として、平均収穫量を算定した。(3) 穀価については、明治三年〜七年五か年間の久万町における平均価格を採り、一石当たり米価四円八厘三毛九糸、麦価は一円三錢五厘、大豆価格は三円六錢九厘三毛八糸と定められた。以上地処の反別、地位等級、収穫量、穀価の諸項目からそれぞれの土地の生産額を算出して、それから種代肥料代村入費等の経費を控除した。該地の「一歳取得額」にある倍率を乗じた額を地価と定めたのである。この地価額が新政府にとっての主要税収たる地租の賦課基準額である。さきの庄屋制度期における石高制が村一本の概算額であったのに比べて、この地価制はその算定手続が個別即物的であるだけに、より実質的であると言えよう。しかし諸政策の施行運営の実際には、新政への人民の信頼獲得と施政を支える歳入確保の両面の調整に、深い配慮を必要とする。為政当局においては、税率の上に免租等を含めた軽減の面に細かい措置を伴って運営されていたのである。かえりみて、「土地、人民を制すること」は、古今東西の政治の要である。そしてまた「地所をわがものとすること」は、万人のもつ願いである。人はこの願いに向って努力を傾注する。「いっしょうけんめい」ということばが人生の指針となる。鎌倉武士の処生訓は「いっしょうけんめい」一、所懸命であった。てがらに應えて地所を授けられることが唯一の願いだった。ここから武士の歩みが始まる。以来その地所保有のさまがわりはありながら、その保有する土地の支配―為政に終始してきた。そして今戸長期に及んで、従来の特定のがらに應えての地所保有ではなくて、人間本来の労働に應えて、土地の所有、占有する新しい世界が開かれた。永い土地所有の願いは報いられ、村びとそれぞれに、土地に自分の意志と労働を懸ける一所懸命の生活の歩みが始められたのである。

## 第五章 村長制度期 明治二二（一八八九）年～昭和五八（一九八三）年

### 第一節 村長制度期の政治特質

#### 一 地方自治体であること。

村長制度期の政治特質は、地方自治体制であると言えよう。さきの戸長制度期、庄屋制度期いづれも、区あるいは町村等と呼ぶ地域区画を具えてはいた。しかしすべての行動は、すべて幕藩あるいは中央政府ないしその出先機関の意志に全く依存していた。生きる意志をもたない体軀のみ具えた生物体に等しかった。だが村長制度期の村は、曲りなりにも生きる自己の意志をもつ生命体である。自治体である。村長部局の執行機能と、議会構成の議事機能の整合ベースの上に、その自治機能を実現してゆく生命体である。地方自治体と名づけられる所以である。

#### 二 自治のルールに基づく行政活動である。

地方自治体と呼ばれる村は、統一国家の部分位を構成する単位であるから、その行動は恣意はゆるされず、一定のルールに基づいて行政活動をせねばならない。そのルールとしての大綱は、明治二一（一八八八）年四月二五日制定公布、二二（一八八九）年四月一日施行の町村制と、昭和二二（一九四七）年四月制定公布、翌五月三日施行の地方自治法である。この二つの法制が一つの改正を経過して施行されていることには地方自治制定の発展充実に即応した変更措置であって、自治体そのものの実体変異によるところのものではない。わが国の自治体の発展充実は国力の増進に即



応して堅実に進展して今日に至ったのである。

## 第二節 「町村制」施行期の行政展開

「町村制」は明治二一（一八八八）年四月二五日制定公布、同年七月一日付の町村制施行規則の訓令布達により施行された。「町村制」は六章からなり、第一章 総則 第二章 町村会 第三章 町村行政 第四章 町村財産管理 第五章 町村内各都府政 第六章 町村組合となっている。第一章総則はさらに、(1) 市町村の区域、(2) 町村住民と権利義務、(3) 町村条例と規則と細分規定されている。町村制施行規則は、その冒頭に合併についての留意事項を九条にわたって詳しく訓令し、町村制施行について村の区域、戸数、人口資力の基礎調査の必要を明らかにし、それらについての調査具申を郡長に下命しているのである。

明治政府は、この「町村制」施行に際し、わが国の地方自治制度の根本義と思われるものをつぎのように述べている。

今、地方ノ制度ヲ改ムルハ、即チ政府ノ本務ヲ地方ニ分任シ、又ハ人民ヲシテ之ニ参与セシメ、以テ政府ノ繁雜ヲ省キ人民ノ本務ヲ盡サシメントスルニ在リ。而シテ政府ハ政治ノ大綱ヲ握リ方針ヲ授ケ國家統制ノ実ヲ挙グルヲ得可ク、人民ハ、自治ノ責任ヲ分子以テ専ラ地方ノ公益ヲ図ルノ心ヲ起スニ至ルベシ。

「町村制」を抛りどころとしてスタートした「村長府地方自治政治体制」は、完全自治を夢想させ速断させる底のものではない。立前と本音、原理と運用の関係はその調和の妙用が肝要である。「村長府地方自治」が、地方自治の固有の機能の原理に立つというよりも、「国家統制ノ実ヲ挙グル」ための手段として利用するところのものであった。

今町村制施行期五七年間の行政展開をかえりみるとき、「町村制そのもの」をはじめ、郡制、府県制などの改正などを伴って漸進的に「自治権」の拡大とその整備ははかられたものの、二重、三重の剛構造を剛構造の上に構築された「町村制」の運用は、あくまで中央政府の出店（代理店）としての「村長府」の行政展開の相をくずすことはなかった。ただしそれが「民族独立」の大眼目と民情の現実確認に立脚したわれらの賢明な選択であったことを忘れてはならない。以下わが村の町村制施行期五七年間の行政展開を村長部局を中核として、輔翼機関村会の構成、会計年度決算から想定する財政動態、村行政の進展を策定する行政施策、などの内部統合に依ってそれぞれの期の行政相を窺って見よう。

町村制施行期の行政展開 (註)

(今日の……円に相当)は、昭和五八・九・一と明治元年以降、各年末における、政府紙幣・銀行券・補助貨の合計額の比を乗じたるものである。

期年	事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
町村制施行 第一期				決算総額 七九・三八三 (明二二―二一―一五)同二 三―三―三一―三(か月分) 歳入地価割 五〇・〇% 戸別割 五〇・〇% 歳出役場費 一〇〇・〇% (右決算総額今日の八〇〇万円に相当)	・村会議員定数(二名選挙(二二―))
明治二二		村長 長土居 通誠 (二―一九 就任)	1 森岡英太郎 2 鈴木 貞衛 3 鶴井儀太郎 4 藤田 松次 5 谷森 伝吉 6 正岡秀太郎 7 室木 嘉吉 8 永井 廣七 9 渡部 銘藏 10 丸山良次郎 11 山本勘次郎 12 岡田 春吉	決算総額 一〇二五・〇三八 歳入戸数割 八八・五% 地価割 九・二 営業割 一・八 歳出役場費 五三・六 教育費 四〇・八	・村長選挙(一―七初村会ニ於テ選挙)。村役場位置決定(無量寺ノ部屋ヲ借受)。名譽職助役選挙。収入役選挙。村内組編成決定―同組長選任。本年度役場費議定。村内各戸貧富酌量議定。基本財産議定(四〇〇円―兩大字折半釐出)。営業稅徵收議定。清潔法(入口便所取除)ノ件議定。
明治二三		名譽職 助役 森岡英太郎 (二―二七 就任)		( 〃 九二〇〇万円 )	
同 期					

期年	事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
明治二四	同 期	村長土居 通誠 助役竹内 重貴 (七一 就任)	3欠 番 ほか 同 前	決算総額 一〇〇七・九七六 歳入戸数割 四八・〇% 寄附金 四〇・〇 地価割 九・三 歳出役場費 五四・三 教育費 四〇・〇 八八〇〇万円	。村税營業割制定 。村基本財産議定 。現役兵満期帰郷者へ酬勞金贈呈制議定 。火災消防方制定 。地方税負担等級議定。
明治二五	同 期	村長土居 通誠 助役竹内 重貴 (三二 辭任)	3欠 番 ほか 同 前	決算総額 九四〇・三〇七 歳入戸別額 四二・九% 教育費 四二・六 寄附金 四七・八 歳出役場費 四二・五 教育費 四二・五 八〇〇〇万円	。明治二十三年度決算報告 。明治二五年度村費予算議定 。基本財産維持規則并ニ貸付方法制定 。營業税等級議定 。衛生組合区設定 。名譽職助役選挙 。明治二四年度歳入出并ニ徴収帳簿検閲 。国税地方税取扱帳簿検閲 。村会議員半数改選。
明治二六	同 期	村長土居 通誠 名譽職 助役鶴井儀太郎	半数改選 1 森岡英太郎 2 鈴木 貞衛 3 山本勘次郎 4 永井 広七 5 渡部 銘藏 6 室木 嘉吉	決算総額 一〇二五・三四三 歳入教育費 四四・九% 寄附金 四二・二 戸別割 四四・九 歳出教育費 四二・五 役場費 四二・五	。本年度村費予算議定 。前年ノ村費ノ残金五〇円ハ基本財産ニ持添エテ維持スル 。教育費ハ今迄各区域毎ニ取扱人ヲ定メテ出納セシメタルモ諸帳簿不完全ニテ不都合ニ付二六年度ヨリ村役場ニテ取扱ウコトスル 。上半期商業税・戸数割課額議定 。前年度出納検査 。前年度歳入出決算報告 。本年度八月カラ一〇月マ

<p>同 期</p>	<p>村 長土居 通誠</p>	<p>7 8 正岡秀太郎 9 藤田 松次 10 谷森 伝吉 11 丸山良次郎 12 松井 伊蔵</p>	<p>( 〃 七九五〇万円〃)</p>	<p>。流行シタ赤痢病予防費ハ貧富等級割テ徴収 。同明細内記簿精算報告認証 。久万凶荒予備 組合会議員改選任。</p>
<p>同 期</p>	<p>村 長土居 通誠 助 役鶴井饒太郎 (四一六、就任)</p>	<p>同 前</p>	<p>決算総額 一一一五・二〇八 歳入教育費 四一・三 寄附金 四〇・五 戸数割 四四・〇 歳出役場費 四一・三 教育費 四一・三 ( 〃 八三三〇万円〃)</p>	<p>。収入役ノ年給三〇〇円議定(二五円ヲ事務取扱 費トシテ村長ニ渡シ、事務ヲ総テ村長ニ委託ス ル)。衛生委員兼墓地管理者二名改選。鉄道 路線変更請願ノタメ物産調査。獣医仮免状下 渡方出願(二名)。二七年度流行赤痢患者救援金 下渡ニツキ議定。二七年度地方税戸数割ヲ貧 富等級表通り課徴。役場備付土地台帳ヲ收税 署及ビ登記所ノモノト照合。</p>
<p>同 期</p>	<p>村 長土居 通誠 助 役鶴井饒太郎 名譽職 名譽職 助 役鶴井菊太郎 収入役鶴井菊太郎</p>	<p>同 前</p>	<p>決算総額 三一九七・四五八 歳入戸別割 八〇・八 教育費 一四・四 寄附金 六七・五 歳出衛生費 (避病舎建築費) 役場費 一五・四 教育費 一四・四 ( 〃 二億〇九七〇万円〃)</p>	<p>。前年度村費歳入出決算報告。本年度村費地 方税戸数割等負担各戸等級決定。避病舎設備 方議定。掃還軍人慰勞ノ件(大字ニテ招待々 遇スル)。本年度村費予算議定。掃還兵士出 迎(柳井川ハ成ル堂迄、西谷ハ落出迄)。避病 舎新築(八月完工、大字各一棟)。新築避病舎 建築費割当方法(平等割・等級割五歩宛)。伝 染病予防費大字別分担。兵士歓迎費一村ニ係 ル分四四円(今日ノ二八九万円相当)ハ兩大字 折半。</p>

期年事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
町村制施行	村長土居通誠	1 田城孫次郎 2 鈴木貞衛 3 山本勸次郎 4 永井廣七 5 横川秀藏 6 正岡秀太郎 7 谷森伝吉 8 藤田松次 9 渡部銘藏 10 泉安太郎 11 森岡英太郎 12 松井伊藏	決算総額 一二八・八〇〇 歳入戸別割 四八・四% 教育費 寄附金 三七・一 歳出役場費 四三・二 教育費 三七・一	。種痘スベキ人員調査。各戸ノ持墓場調査。 。清潔法施行促進。土地台帳照合ノタメ訂正 ニ係ル費用分担(大字折半)。地方税戸数割賦 課額貧富等級議定。火葬場・伝染病死体埋葬 場設置。村長土居通誠病氣ニ付、後任者確定 セルモ、有給カ名誉職カ可否ニツイテ協議。 。名誉職助役鶴井儀太郎満期(三〇一一一八)ニ ツキ改選方協議。久万凶荒予備組合議員改 選。
第二期	名誉職助役鶴井儀太郎			
明治二九	収入役鶴井菊太郎		( 六九五〇万円 )	
同期	村長土居通誠 (三三三退職) 村長林利與 (五一一四就任)	同前	決算総額 一四九二・一三四 歳入戸別割 四〇・三% 教育費 寄附金 三四・六 歳出役場費 四〇・〇 教育費 三四・六	。有給村長林利與就任。収入役選出。名誉 職助役選出。使丁給与改正。那會議員選挙 (林利與)。等級課額確定。那費予算議定 。高地休場所務委員選任。村會議員実費弁 償額分与ニツキ議定。
明治三〇	名誉職助役鶴井儀太郎		( 八三五〇万円 )	
収入役鶴井菊太郎 (三三一八再任)				

同 期	明治三一 名譽職 助役鶴井儀太郎 (一—四 就任)	同 前	決算総額 一六九一・一〇三 歳入戸別割 四五・八 教育費 三五・八 寄附金 三五・八 歳出役場費 四三・〇 教育費 三五・八 ( 〃 一億九五〇万円 )	名譽職助役選任。基本財産処分。本年度村費予算議定。貧富酌量等級審決。三〇年度歳入出決算認定。県税戸数割貧富酌量等級確定。基本財産取扱委員選任。基本財産貸付方法決定。大字西谷争論地費用処分。大字西谷ヨリ大字柳井川へ通ズル支道開通ノ件協議
同 期	村 長林 利 與	半教改選 4 鈴木庫十郎 6 丸山良次郎 7 岡田 為政 8 鈴木政太郎 11 高橋友次郎 12 欠 番 残任議員 1 田城孫次郎 2 渡部 銘藏 3 藤田 松次 5 横川 秀藏 9 松井 伊藏 10 泉 安太郎	決算総額 二二三〇・七七〇 歳入教育費 四五・八 寄附金 三四・〇 戸別割 一四・七 貯蓄金 三五・八 歳出役場費 三一・四 教育費 一四・七 貯蓄費 ( 〃 一億一六〇〇万円 )	。三一年度村費追加予算議定。本年度村費予算議定。三一年度歳入出決算認定。高等小學校組合(落出)會議員選任。古味小学校学務委員選任
明治三二	名譽職 助役鶴井儀太郎	收入役鶴井菊太郎		

第五章 村長制度期

明治二二年〜昭和五八年

期年	事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
明治三三	同 期	村長 利與 名譽職 役鶴井儀太郎 助 役鶴井儀太郎 收入役鶴井菊太郎	同 前	決算総額 二五・一五・七〇五 歳入戸別割 三三・二 教育費 三〇・一 寄附金 教育費前年 一二・二 度繰越金 一一・六 雑収入 三二・二 歳出役場費 二八・二 教育費 一六・八 貯蓄費 (一億四四七〇万円)	。戸数割追加課徴予算ニ係ル等級議定。赤貧者諸税免除議定。本年度村費予算議定。久万凶荒予備組合議員改選任。組地ノ売却協議。商業税等級査定
明治三四	同 期	村長 利與 (五二三退職) 村長 大窪 傳次 (六一〇就任) 助 役鶴井儀太郎 (一一四退職) 名譽職 正岡秀太郎 助 役 正岡秀太郎 (三二六就任) 收入役鶴井菊太郎 (三一七退任) 收入役銚石 武吉 (四一九就任)	同 前	決算総額 三二・六七・八五〇 歳入村 税 三九・四 寄附金 二八・八 繰越金 一一・五 歳出教育費 二八・二 役場費 二六・六 財産蓄積費 一六・九 (一億四九二二万円)	。本年度村費予算議定。小村組架橋材料官林 払下ヲ受ケル。村長改選。収入役改選任。村長退隠料決定。商業人等級調。貧富酌量等級査定。各校ノ学務委員選任。久万高等小学校組合費割戻処分。本村出納臨時検査。転寄留・退去者ニ対スル処分。雑種税中ノ乘馬税賦課率決定。魚鑑札営業者ニ関スル協議。役場費関係会計帳簿ノ閲覧。古味小学校建築用材官材払下ゲ。貧富等級査定。村長報酬議定。予算費目流用議定。役場吏員一名増員。大窪谷・名荷ノ組地売却。



町村制施行 第三期	明治三五	同 期
村長大窪 傳次	名譽職 助役正岡秀太郎 收入役銚石 武吉	村長大窪 傳次 名譽職 助役正岡秀太郎 收入役銚石 武吉
1 森岡勇次郎 2 鈴木庫十郎 3 横川 秀藏 4 渡部 銘藏 5 鈴木政太郎 6 藤社 為次 7 高橋友次郎 8 松井 伊藏 9 藤田 松次 10 丸山良次郎 11 小坂虎之助 12 室木 嘉吉	同 前	同 前
決算総額 二九五九・九一四 歳入寄附金 三六・七 戸別割 二〇・二 財産収入 八・一 補助金 八・一 歳出教育費 二九・七 役場費 二五・一 財産蓄積費 一六・八 (一億六五一〇万円)	決算総額 三一九四・八〇一 歳入寄附金 三五・八 戸別割 一八・三 繰越金 一五・八 歳出教育費 三〇・〇 役場費 二二・三 財産蓄積費 二〇・九 (一億七六〇〇万円)	決算総額 三一九四・八〇一 歳入寄附金 三五・八 戸別割 一八・三 繰越金 一五・八 歳出教育費 三〇・〇 役場費 二二・三 財産蓄積費 二〇・九 (一億七六〇〇万円)
<p>。基本財産貸付方法利子歩ヲ七歩ヲ八歩ニ上ゲル。基本財産委員選任。入管者。満期帰郷者酬勞金各大大字限リノ協議費ヲ以テ支給。本年度村費予算議定。貧富酌量等級表査定。商業人割賦課等級表査定。予算費目流用。基本財産維持規則修補。落出柳橋大破ニ付修繕。小黒川橋・夜鳴川橋修復用材官材払下。本村基本財産金八〇〇円(今日ノ四四八〇万円相当)ヲ年利八歩ニテ向ウ二年間中津村へ貸付協議。落出高等小学校組合議員・出納検査委員・久万凶荒予備組合議員等改選任。村外所有者土地八幡社々地ニ買受。川前組地買受。高地休場地買受(校有財産トスル)。西谷合角外二組共有地売却代金ハ三組共有金編入。</p>	<p>。三五年度県税追加戸数割賦課徴収。基本財産貸付方法更正。基本財産中津村貸付ニ付再議。督促手数料・町村吏員旅費支給。基本財産貸付方法・予算費目流用等議定。前年度歳入出決算認定。本年度歳入出予算議定。商業人及飲食店営業人等級調課額決定。県税戸数割課額決定。休場地有土地売却代金部落有金ニ編入。古味小学校栽培地ニ買入。預入金ニテ有価証券買入。</p>	<p>。三五年度県税追加戸数割賦課徴収。基本財産貸付方法更正。基本財産中津村貸付ニ付再議。督促手数料・町村吏員旅費支給。基本財産貸付方法・予算費目流用等議定。前年度歳入出決算認定。本年度歳入出予算議定。商業人及飲食店営業人等級調課額決定。県税戸数割課額決定。休場地有土地売却代金部落有金ニ編入。古味小学校栽培地ニ買入。預入金ニテ有価証券買入。</p>

期年	事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
明治三七	同 期	村長大窪 傳次 名譽職 正岡秀太郎 助役 正岡秀太郎	同 前 6 藤社 為次 (一) 二二二 辭任)	決算総額 二八七七・九〇三 歳入寄附金 三三・六 村 税 二六・五 繰越金 一五・三 財産収入 一一・九 補助金 一〇・二 歳出教育費 三三・六 役場費 二四・七 (一億三四七四万円)	。古味小学校裁樹地買入變更。本年度歳入出予算議定。前年度歳入出決算認定。土地台帳照合費徴収方法決定。軍人遺族扶助法ノ件協議。基本財産管理規程議定。公告式条例ノ件協議揭示場設置。紀念学林施行議定。永野組土地売却。地上権設定。商業人及飲食店營業人等級調課額査定。
同 期	同 期	村長大窪 傳次 (就任) 助役 正岡秀太郎 (退任) 名譽職 正岡秀太郎 (就任) 助役 正岡秀太郎 (退任) 助役 正岡秀太郎 (就任) 助役 正岡秀太郎 (就任)	半数改選 2 小栗久太郎 4 岡田清次郎 5 中山菊太郎 9 鶴井菊太郎 11 泉 安太郎 残任議員 1 渡部 銘藏 3 室木 嘉吉 6 藤田 松次 7 横川 秀藏 8 丸山良次郎	決算総額 三〇三四・八二二 歳入寄附金 四一・八 戸別割 一九・七 財産収入 九・三 歳出教育費 三四・八 役場費 二四・八 財産貯蓄費 二一・五 (一億二八三〇万円)	。柳谷村有給村長条例廃止。名譽職村長選任。名譽職助役選任。收入役選任。本年度歳入出予算議定。制限外課税賦課。前助役ニ感謝状及金品贈与。地価割ヲ地租ノ十分ノ二課税。商業人、飲食店、貧富酌量等級議定。前年度歳入出決算認定。落出高等小学校組合議員選任。基本財産貸付担当検査委員選任。落出高等小学校寄附金剩余金ヲ柳谷村教育資金ニ編入。教育費指定寄附ニ関シ協議。書記増員。駐在所ノ修繕・備品買入。大字西谷乙三一二番地ヲ名荷校新築及記念学林ニ特売。柳井川永野組共有建物ヲ売却シ其ノ価金ヲ部
明治三八	同 期	收入役 鉾石 武吉 (退任) 收入役 鉾石 武吉 (就任) 收入役 鉾石 武吉 (就任) 收入役 鉾石 武吉 (就任)			

同 期	村 長大窪 傳次	10 松井 伊蔵 12 森岡勇次郎	決算総額 三四三八・九六四 歳入寄附金 四一・七 戸別割 一七・五 財産収入 一二・一 歳出教育費 三六・八 役場費 二二・五 財産貯蓄費 二一・七	<p>。本年度歳入出予算議定。前年度歳入出決算認定。旅費支給規程変更。地価割制限外課徴。貧富酌量等級。商業・飲食店等級設定。名荷組共有林売却シテ同組基本財産ニ編入。高地校ト休場校・名荷校ト本校校ノ合併付議。教育費寄附金項目ヲ廃シ村税ヨリ賦課徴収スル条件トシテ柳谷村基本財産ニ寄付セシム。校舎ノ新築・改築・修繕等ハ各学校通学区域部落ノ負担トスル。落出ヨリ大字西谷マサ小屋林道ニ接続スル里道改修ニ要スル費用充当ノタメ柳谷村協議費ニ金二五〇円借入。ペスト病予防ノタメネズミ買上ゲ。役場改築方付議。里道改修ニ関シ県費補助申請。書記及ビ事務員任用。</p>
明治三九	名譽職 助役銚石 武吉	同 前	<p>決算総額 三三六六・〇三一 歳入戸別割 六三・〇 教育費寄附金を廃して戸別割に含めて徴収 財産収入 一〇・八</p>	<p>。本年度歳入出予算議定。前年度歳入出決算認定。戸数割等級課額・商業・飲食店等級議定。高地小・休場小合併、高地小休場分(四年迄)トシ、名荷小・本村小合併、名荷小本村分(四年迄)ヲ設置方付議。小黒川家庭教育場ニ小黒川分教場設置方付議。本年度追加変</p>
明治四〇	名譽職 助役銚石 武吉	同 前	<p>収入役田城長太郎</p>	<p>収入役田城長太郎</p>

期年 事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
町村制施行 第四期	村長 大窪 傳次 名譽職 助役 銚石 武吉 明治四一	1 小栗久太郎 2 室木 嘉吉 3 岡田清次郎 4 中山菊太郎 5 丸山良次郎 6 鶴井菊太郎 7 松井 伊蔵 8 稻田 元吉 9 森岡勇次郎 10 横川左源太 11 泉 松太郎 12 鶴井浅次郎	決算総額 四五八二・一七七円 歳入戸別割 六五・一% 歳出教育費 三七・八 役場費 二二・七 財産蓄積費 一八・一 諸税負担 一〇・〇 ( ) 一億三四三〇万円ノ ( ) 一億六六三〇万円ノ	更予算議定。書記給料増額。書記一名任用。 。 県税戸数割追加等級課額議定。休場校学務委員改選任。西谷地区避病舎合併方付議。本年度歳入出予算議定。落手郵便局(電話設置願上、創設費基金トシテ三〇〇円(今日ノ一〇五〇万円相当)ヲ献納方付議。柳谷村有財産管理規程改正。基本財産預入銀行決定。基本財産金二〇〇〇円(今日ノ七〇〇〇万円相当)年八歩五厘利率ニテ五カ年久万町債トシテ貸付方付議。基本財産金五〇〇〇円(今日ノ一億七〇〇〇万円相当)ヲ年七歩ニテ五カ年久万町債トシテ貸付方付議。落出高等小学校組合議員改選任。会計検査委員選任。落出高等小学校存廃ニツイテ付議。村内各校増築ニツイテ協議。

<p>同 期 明治四三</p>	<p>村 長鶴井淺次郎 名譽職 助役 鶴井菊太郎 收入役 西本音三郎 (二二—二二 辭任)</p>	<p>12 欠 番 ほか 同 前 名譽職員 9 森岡勇次郎 (一一—一九 辭任)</p>	<p>決算総額 七二三七・二四五 歳入戸別割 四八・七% 指定寄附 一一・五 村有基本財産受入 九・〇</p>	<p>。馬道開設・役場新築特別委員選任。落出高等小学校廃止—松木校ニ高等科併置。落出高等小学校舎及機械器具類一四〇〇円(今日ノ四八九七万円相当)デ購入。役場位置決定。名荷小学校本村分教場廃止シ本村尋常小学校トスル。高地小学校休場分教場ヲ廃止シ休場尋</p>
<p>同 期 明治四二</p>	<p>村 長大窪 傳次 (三一—三〇 離任) 村 長鶴井淺次郎 (五一—二二 就任) 名譽職 助役 銚石 武吉 (三一—二八 退任) 助役 鶴井菊太郎 (四一—六 就任) 收入役 田城長太郎 (五一—二 退任) 收入役 西本音三郎 (五一—三 就任)</p>	<p>12 鶴井淺次郎 (五一—一 辭任) ほか 同 前</p>	<p>決算総額 六二七六・六一〇 歳入戸別割 五三・五% 指定寄附 二三・八 (伊予水力電気KKより) 歳出教育費 三〇・一 役場建 築費 二九・〇 役場費 一七・一 財産貯蓄費 一〇・九</p>	<p>。古味・高野避病舎ヲ廃シ、名荷・小村・合角・本谷ノ避病舎ヲ修繕。県稅戸數割追加等級課徵額ヲ議定。本年度歳入出予算議定。前年度歳入出決算認定。有給村長選舉。有給村長俸給額議定。收入役給料額議定。伊予水力電気カラノ出願(水利利用工作物)公益無害ト回答。伊予水力電出願(落出カラ發電所マデノ道路開設)承認。伊予水力電トノ協定(毎年四五〇円—今日ノ一四七四万円相当)ノ寄附・水車稅免除・一五〇〇円—今日ノ五二五〇万円相当寄附。落出高等小学校組合分離付議。本村分教場・休場分教場ヲ廢シ本校ト為スコトノ付議。村内各校舎ニ付将来ノ設備及修繕方法付議。落出川前間ノ里道新設ニ関スル付議。村立小学校基本財産管理規程設定。村道開設并役場新築ニ對シ特別委員二名選任。本年度歳入出追加予算議定・貧富等級課額議定。</p>

期年 事項					行 政 施 策
同 期	村 長 鶴井淺次郎	半教改選 4 西本音三郎 5 近沢 為藏 8 土居卯三郎 11 藤坂利太郎 残任議員 1 小栗久太郎 2 室木 嘉吉 3 岡田清次郎 6 鶴井菊太郎 7 松井 伊藏 9 稻田 元吉 10 横川左源太 12 泉 松太郎	決算総額 七三九八・〇四五 <sup>円</sup> 歳入村 税 七三・一 財産利子 八・一 寄附金 七・九 歳出教育費 三七・〇 土木費 二二・九 役場費 二〇・二 ( " 二億一三七〇万円 )	( " 二億二二五〇万円 ) 歳出教育費 三二・九 財産蓄 積費 二〇・四 役場費 一八・〇	常小学校トスル。馬道開設着手ノ工事費六五〇円(今日ノ一五七四万円相当)内五〇〇円村債、一五〇円ハ基本財産処分。馬道開設着手日ヲ認可受理日トスル。基本財産管理規程準則改正。本村落出橋改修費トシテ伊予水力電ヨリ、才賀氏・銚石武吉外三〇四名・松井伊藏外二八〇名ヨリ、寄附出願採納指令。 (。以降、各年度定例ノ当初予算・追加更正予算議決・決算認定・課税基準設定及ヒ各機関ノ委員ノ改選任等ノ記載ヲ省略)
明治四四	名譽職 助 役 鶴井菊太郎				。収入役給料額決定。永野組持ノ土地本村里道改修ニ付道路敷地ニ編入。柳谷村落有財産統一方協議。柳谷村落有財産慣行調査委員選任。本村書記増員。本村尋常小学校・休場尋常小学校・小黒川分教場等ノ校舍及工作物買取ニツキコレガ価格評価決定

同 期	同 期	同 前	同 前	同 前	同 前	同 前	同 前	同 前	同 前
明治四五 大正元	大正二	大正三	町村制施行 第五期	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三	大正三
村 長鶴井淺次郎	村 長鶴井淺次郎	村 長鶴井淺次郎	村 長鶴井淺次郎	收入役田城長太郎 (二二二退職)	收入役田城長太郎 (二二二退職)	收入役田城長太郎 (二二二退職)	收入役田城長太郎 (二二二退職)	收入役田城長太郎 (二二二退職)	收入役田城長太郎 (二二二退職)
名譽職 助役鶴井菊太郎	名譽職 助役鶴井菊太郎	名譽職 助役鶴井菊太郎	名譽職 助役鶴井菊太郎	名譽職 助役鶴井菊太郎	名譽職 助役鶴井菊太郎	名譽職 助役鶴井菊太郎	名譽職 助役鶴井菊太郎	名譽職 助役鶴井菊太郎	名譽職 助役鶴井菊太郎
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
決算総額 七二六二・八〇八 歳入戸別割 七六・〇% 財産収入 一一・二 歳出教育費 四二・一 役場費 二四・六 (〃 二億〇一四八万円〃)	決算総額 八四二四・一九九 歳入戸別割 六八・八% 財産収入 八・〇 歳出教育費 三九・五 役場費 一七・五 (〃 二億四四二〇万円〃)	決算総額 一一四九六・〇八五 歳入戸別割 四八・七% 繰越金 一七・九 歳出教育費 二八・七 役場費 一四・三 (〃 三億六五〇〇万円〃)	決算総額 一一四九六・〇八五 歳入戸別割 四八・七% 繰越金 一七・九 歳出教育費 二八・七 役場費 一四・三 (〃 三億六五〇〇万円〃)	決算総額 一一四九六・〇八五 歳入戸別割 四八・七% 繰越金 一七・九 歳出教育費 二八・七 役場費 一四・三 (〃 三億六五〇〇万円〃)	決算総額 一一四九六・〇八五 歳入戸別割 四八・七% 繰越金 一七・九 歳出教育費 二八・七 役場費 一四・三 (〃 三億六五〇〇万円〃)	決算総額 一一四九六・〇八五 歳入戸別割 四八・七% 繰越金 一七・九 歳出教育費 二八・七 役場費 一四・三 (〃 三億六五〇〇万円〃)	決算総額 一一四九六・〇八五 歳入戸別割 四八・七% 繰越金 一七・九 歳出教育費 二八・七 役場費 一四・三 (〃 三億六五〇〇万円〃)	決算総額 一一四九六・〇八五 歳入戸別割 四八・七% 繰越金 一七・九 歳出教育費 二八・七 役場費 一四・三 (〃 三億六五〇〇万円〃)	決算総額 一一四九六・〇八五 歳入戸別割 四八・七% 繰越金 一七・九 歳出教育費 二八・七 役場費 一四・三 (〃 三億六五〇〇万円〃)
久万凶荒予備組合規程改正。本村獣医養成費補助。柳谷村獣医養成補助規程制定。本年度以降理髮業稅設定。吏員旅費支給規程改正。吏員増給并支給方法議定。里道改修費トシテ寄附願出ニツキ採納指令。古味尋常小學校本年度中二部授業編制。柳谷村消防組設置。	。本村公示揭示場ノ位置變更。費用弁償額給与規程設定。名譽職村長・助役ノ報酬額議定。古味尋常小學校本年度二部授業編制。松木尋常高等小學校ヲ柳谷尋常高等小學校ト校名變更。各小學校ノ校舍寄付ニ付受納議定。各校學務委員選任。面河川沿岸ニ定置漁業免許三件出願ニ對シ公益上無害ト判定。部落有財産処分四件。村有財産管理方協議。	。本年度購入スベキ器械器具用紙新炭油書籍代其他ノ物件價格金三〇〇円(今日ノ九六万円相当)込ハ村長隨意購入トス。古味尋常小學校本年度モ二部授業編制。村有地ノ境界踏査確認。村有林野條例制定。村有林野營林規程設定。費用弁償規程中村會議員費用弁償規程改正。本村納稅奨励規程設定。村有林野規程改正。柳谷村里道幅擴張付議。柳谷村里道改修費寄附金採納指令。町村吏員ノ身元保証ニ関シ	。本年度購入スベキ器械器具用紙新炭油書籍代其他ノ物件價格金三〇〇円(今日ノ九六万円相当)込ハ村長隨意購入トス。古味尋常小學校本年度モ二部授業編制。村有地ノ境界踏査確認。村有林野條例制定。村有林野營林規程設定。費用弁償規程中村會議員費用弁償規程改正。本村納稅奨励規程設定。村有林野規程改正。柳谷村里道幅擴張付議。柳谷村里道改修費寄附金採納指令。町村吏員ノ身元保証ニ関シ	。本年度購入スベキ器械器具用紙新炭油書籍代其他ノ物件價格金三〇〇円(今日ノ九六万円相当)込ハ村長隨意購入トス。古味尋常小學校本年度モ二部授業編制。村有地ノ境界踏査確認。村有林野條例制定。村有林野營林規程設定。費用弁償規程中村會議員費用弁償規程改正。本村納稅奨励規程設定。村有林野規程改正。柳谷村里道幅擴張付議。柳谷村里道改修費寄附金採納指令。町村吏員ノ身元保証ニ関シ	。本年度購入スベキ器械器具用紙新炭油書籍代其他ノ物件價格金三〇〇円(今日ノ九六万円相当)込ハ村長隨意購入トス。古味尋常小學校本年度モ二部授業編制。村有地ノ境界踏査確認。村有林野條例制定。村有林野營林規程設定。費用弁償規程中村會議員費用弁償規程改正。本村納稅奨励規程設定。村有林野規程改正。柳谷村里道幅擴張付議。柳谷村里道改修費寄附金採納指令。町村吏員ノ身元保証ニ関シ	。本年度購入スベキ器械器具用紙新炭油書籍代其他ノ物件價格金三〇〇円(今日ノ九六万円相当)込ハ村長隨意購入トス。古味尋常小學校本年度モ二部授業編制。村有地ノ境界踏査確認。村有林野條例制定。村有林野營林規程設定。費用弁償規程中村會議員費用弁償規程改正。本村納稅奨励規程設定。村有林野規程改正。柳谷村里道幅擴張付議。柳谷村里道改修費寄附金採納指令。町村吏員ノ身元保証ニ関シ	。本年度購入スベキ器械器具用紙新炭油書籍代其他ノ物件價格金三〇〇円(今日ノ九六万円相当)込ハ村長隨意購入トス。古味尋常小學校本年度モ二部授業編制。村有地ノ境界踏査確認。村有林野條例制定。村有林野營林規程設定。費用弁償規程中村會議員費用弁償規程改正。本村納稅奨励規程設定。村有林野規程改正。柳谷村里道幅擴張付議。柳谷村里道改修費寄附金採納指令。町村吏員ノ身元保証ニ関シ	。本年度購入スベキ器械器具用紙新炭油書籍代其他ノ物件價格金三〇〇円(今日ノ九六万円相当)込ハ村長隨意購入トス。古味尋常小學校本年度モ二部授業編制。村有地ノ境界踏査確認。村有林野條例制定。村有林野營林規程設定。費用弁償規程中村會議員費用弁償規程改正。本村納稅奨励規程設定。村有林野規程改正。柳谷村里道幅擴張付議。柳谷村里道改修費寄附金採納指令。町村吏員ノ身元保証ニ関シ	。本年度購入スベキ器械器具用紙新炭油書籍代其他ノ物件價格金三〇〇円(今日ノ九六万円相当)込ハ村長隨意購入トス。古味尋常小學校本年度モ二部授業編制。村有地ノ境界踏査確認。村有林野條例制定。村有林野營林規程設定。費用弁償規程中村會議員費用弁償規程改正。本村納稅奨励規程設定。村有林野規程改正。柳谷村里道幅擴張付議。柳谷村里道改修費寄附金採納指令。町村吏員ノ身元保証ニ関シ

期年	事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
同 期 大正四	村長鶴井浅次郎 (五一—二五 退任) 名譽職 助役鶴井菊太郎	同 前	10 藤坂利太郎 11 泉 松太郎 12 小栗 十吉	決算総額 八五七八・三五八 <sup>円</sup> 歳入戸数割 六六・九% 附加税 一〇・三 財産収入 三九・二 歳出教育費 五・二 役場費 (〃 二億五一八七万円〃)	。村有林野ノ管理ニ関スル常設委員ニ対シ費用弁償支給スル。村有林野常設委員選任。柳谷村村会会議規則設定。村立小学校校長教員俸給旅費及諸給与ハ毎月二五日支給ト定メル。予算中流用支出制定。名譽職村長鶴井浅次郎辞任。御大典奉祝賀表奉呈。
同 期 大正五	村長鶴井菊太郎 (四—二二 就任) 名譽職 助役鶴井菊太郎 (四—二二 辞任) 収入役稻田義一郎 (八一—七七 就任)	5 鶴井菊太郎 (四—二二 辞任) そのほか同前		決算総額 九三八八・一〇四 <sup>円</sup> 歳入戸数割 六一・一% 附加税 一〇・九 繰越金 三六・〇 歳出教育費 一七・四 役場費 (〃 二億〇七九五万円〃)	。各校学務委員選任。柳谷尋常高等小学校建築付議。名譽職村長報酬額議定。黒川発電所雇員ニ対シ村税免除(役場・公会堂・駐在所点灯代償)。電話柱建設許可。村有林地境界和解承認。納税奨励規程改正。柳谷尋常高等小学校・高地尋常小学校建築費支出。



同 期	大正六	町村制施行 第六期	大正七
村 長鶴井菊太郎	収入役補田義一郎 (二一八 辞任)	村 長鶴井菊太郎 助 役藤田 順吉	収入役館野守太郎
5欠 番	ほか 同 前	1 岡田清次郎 2 松田 久吉 3 川岡勝太郎 4 大窪 磯次 5 目戸寛次郎 6 西川金太郎 7 渡部石太郎 8 小栗 十吉 9 中村 利平 10 正岡金次郎 11 兼井兼太郎 12 永井 元栄	1 岡田清次郎 2 松田 久吉 3 川岡勝太郎 4 大窪 磯次 5 目戸寛次郎 6 西川金太郎 7 渡部石太郎 8 小栗 十吉 9 中村 利平 10 正岡金次郎 11 兼井兼太郎 12 永井 元栄
決算総額一、二七五・六八七 <sup>円</sup>	歳入 戸数割 附加税 繰越金 財産収入 歳出教育費 役場費	決算総額一五六二五・八二九 <sup>円</sup> 歳入 戸数割 附加税 前年度 繰越 義務教育 費下渡金 歳出教育費 役場費	決算総額一、一七三・〇〇〇 <sup>円</sup> 歳入 戸数割 附加税 前年度 繰越 義務教育 費下渡金 歳出教育費 役場費
51・1%	一〇・九 九・六 三四・五 一七・四	四六・七% 一五・二 七・四 三五・二 一五・五	一億八七三〇万円
<p>。伊予鉄電KKが本村黒川へ第二発電用水利使用工作物増設変更出願ニ付同川沿岸ニ増設セル水路工作物及発電水力利用ニ関スル利害有無諮問ニ対シ無害ト答申。収入役給料支給額決定。本県農工銀行増資新株買入。村立名荷尋常小学校ニ高等小学校教科併置ヲ議定。柳谷尋常高等小学校ヲ柳谷第一尋常高等小学校・名荷尋常高等小学校ヲ柳谷第二尋常高等小学校ト改称議定。本村学資補助規程中義務年限延長ノ諾否ヲ求ムルコトヲ付設。村旅費及費用弁償規程改正。高地尋常小学校位置変更。</p> <p>。村基本財産金処分并補填。柳谷村有給吏員退職給与金条例制定。柳谷村々会傍聴人取締規則制定。村立小学校教員臨時手当支給規程制定。柳谷第一小・古味尋常小学校委員選任。村有林常設委員選任。柳谷第一校建築費寄附採納指令。名誉職村長・同助役報酬額決定。</p>			

期年	事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
同 期	大正八	村長 鶴井菊太郎 助役 藤田 順吉 収入役 館野守太郎	同 前	決算総額 二〇三八・九一四 <sup>円</sup> 歳入 戸数割 五二・八% 附加税 前年度 一四・三 繰越 義務教育 五・一 費下渡金 三・一 歳出教育費 一五・一 役場費 (〃 一億七六〇万円〃)	。大阪市久原工業KKヨリ面河川・黒川公有水利使用出願ニツキ公益無害知事ニ答申。伊予鉄電KKヨリ当村各河川敷繼續使用出願ニツキ公益無害決定。国税附加税制限外課税ノ件決定。基本財産処分同補填決定。柳谷第一校建築ノ件決定。柳谷村基本財産管理委員選任。柳谷村避病舎改築決定。落出災害復旧工事費トシテ銚石外四名ヨリノ寄附採納指令。休場小学務委員、久万凶荒予備組合議員、避病舎建築委員等選出。
同 期	大正九	村長代 藤田 順吉 助役 藤田 順吉 収入役 館野守太郎	同 前	決算総額 二九八七・三二四 <sup>円</sup> 歳入 戸数割 五六・九% 附加税 義務教育 二・九 費下渡金 地租附加 二・五 税 附加税 二・五 歳出教育費 三四・九 役場費 一一・二 (〃 二億八五三〇万円〃)	。大阪市久原工業KKヨリ面河川・黒川公有水利使用出願ニツキ公益無害知事ニ答申。伊予鉄電KKヨリ当村各河川敷繼續使用出願ニツキ公益無害決定。国税附加税制限外課税ノ件決定。基本財産処分同補填決定。柳谷第一校建築ノ件決定。柳谷村基本財産管理委員選任。柳谷村避病舎改築決定。落出災害復旧工事費トシテ銚石外四名ヨリノ寄附採納指令。休場小学務委員、久万凶荒予備組合議員、避病舎建築委員等選出。

同 期	村 長藤田 順吉 (五二二六 就任) 助役 藤田 順吉 (五一二五 退職) 助役永井 元栄 (二二二八 就任)	同 前	決算総額三三六七一・九一四 円 歳入 戸数割 七〇・三% 附加税 前年度 五・七 繰越金 義務教育 三・二 費下渡金 歳出教育費 三六・六 役場費 二三・〇 ( 〃 二億九五〇〇万円 )	。戸数割附加税不均一賦課徴収。基本財産処 分。村立本村尋常小学校ヲ廃シ、柳谷第二尋 常高等小学校ニ合併決定。村有植林常設委員 選任。避病舎敷地決定。柳橋修築工事費ト シテ松田久吉外二名ノ寄附採納指令
町村制施行 第七期	村 長藤田順吉 助役永井 元栄	1 近沢 一美 2 鉾石 友義 3 平野八五郎 4 藤岡満寿美 5 高橋 源松 6 丸山 鶴蔵 7 森岡佐太郎 8 室木 英雄 9 高橋 柳蔵 10 鶴井金次郎 11 兼井兼太郎 12 渡部石太郎	決算総額四二四九八・〇〇四 円 歳入 戸数割 四七・一% 附加税 基本財産 一八・八 ヨリ受入 九・四 借入金 二六・一 歳出教育費 一二・五 役場費 ( 〃 三億七五〇〇万円 )	。小学校統廃合建議案審議。柳谷村県税戸数 割賦課資料調査会規程決定。柳谷村々有林官 行造林地ニ編入。伊予鉄電KKヨリ金品七千 円并土地提供ニ付処分及受納。柳谷村里道大 字西谷本谷川架橋材料ヲ国有林ヨリ払受。村 道認定。住家坪数計算并等差ニ関スル規程制 定、歳費一時借入。県税戸数割賦課資料調査 委員選任。避病舎建築委員・学務委員選任 。土木補助規程制定。消防補助規程制定。 柳谷村土木委員設置決定。村立小学校ノ敷地 料決定
大正一一	収入役館野守太郎			

期年	事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
同 期		村長 藤田 順吉 助役 永井 元栄 収入役 館野守太郎 （二〇一〇）死亡	欠員補選 2 新谷政太郎 4 藤岡桐之助 7 丸石安太郎 11 鶴井浅次郎	決算総額 四六三〇三・七三四 歳入 戸数割 四二・一% 附加税 国庫下 渡金 一一・四 前年度 繰越金 七・六 歳出 教育費 二七・〇 役場費 一〇・二 （〃 三億七五七〇万円）	。基本財産ノ処分。久万榑原線柳谷村期成同盟会へ千五百円補助。柳井川字エンノハナ四九三番地ノ内第四官有地（落出）払下井使用方出願。村道落出別府線中黒川橋架橋工事施工決定。官行造林編入。久万榑原線着工決定。小黒川分教場廃止ニ関シ郡長ニ答申。柳谷第一校学務委員選任。久万凶荒予備組合規約改正。
大正一二		収入役 兼井兼太郎 （二〇一〇）一九就任			
同 期		村長 藤田 順吉 助役 永井 元栄 収入役 兼井兼太郎	欠員補選 2 新谷政太郎 4 藤岡桐之助 7 丸石安太郎 11 鶴井浅次郎	決算総額 三五七〇五・二二四 歳入 戸数割 四二・九% 附加税 国庫下 渡金 九・三 国稅營業 稅附加稅 八・二 所得稅 六・六 附加稅 六・六 歳出 教育費 三五・六 役場費 一四・六 （〃 三億〇九九〇万円）	。久万榑原線国道工事達成ニ関スル実行委員選出。面河水力発電所建設ニ関スル本村トシテ会社ニ対スル交渉方針議決。一時借入（五千円）。歳入繰上（八千円）。一時借入（八千円）、一時借入（千三百円）柳谷村起債（八千円）隔離病舎改築。柳谷村特別稅反別割条例制定。簡易保險低利資金借入。学林地ノ諸立木ヲ伐材売却シ收入金ヲ村土木費ニ充當。電柱稅免除議決ヲ變更方決定。国有林立木払下。久万凶予組議員・柳谷第一第二校学務委員選任。
大正一三		収入役 兼井兼太郎			

同 期	同 前
大正一四 収入役兼井兼太郎 助 役永井 元栄 (二一七退任)	大正一五 収入役兼井兼太郎 助 役岡田嘉一郎 (六一八 就任)
同 前 決算総額三六八五二・四七〇円 歳入 戸数割 四五・〇% 附加税 国庫下 一三・四 渡金 一・四 国税營業 一・四 税附加税 一・四 特別割 一〇・七 反別割 歳出教育費 三六・一 役場費 一四・四 土木費 七・三 ( 〃 三億二四九〇万円 )	同 前 決算総額四七九七・八六〇円 歳入 戸数割 二七・一% 附加税 国庫下 一五・一 前年度 一四・三 繰越金 一四・三 線營業 一四・三 国税營業 八・七 税附加税 八・七 所得税 六・二 附加税 六・二 歳出教育費 二八・二 隔離病舎 二二・五 建築費 二二・五 役場費 一〇・八 ( 〃 四億三七五〇万円 )
町村制施行 第八期 村 長藤田 順吉 助 役岡田嘉一郎 (六一八 就任)	同 前 1 大下伊勢太郎 2 永井 元栄 3 堀田清太郎 4 近沢 一美 5 長谷 政吉 6 藤社久太郎 7 鶴井浅次郎 8 松岡 磯次 9 室木 英雄 10 清水 幸作 11 岡田作太郎 12 藤岡桐之助
柳谷村特別税反別割徴収規程決定。久万枿原線改修第一期線ニ対シ寄附金出願并予定計画ニ就イテハ既ニ議決済ナルモ、事情ニ依リテハ計画年限并ニ寄附金額ヲ變更方協議。柳谷村起債(八千円)。府県道久万枿原線改良工事寄附金變更。一時借入(五千円)。柳谷村消防組組織變更。八釜溪宜伝道路改修費トシテ当年度予算ヨリ百円支出。町村衛生組合規約決定。小黒川橋架橋費補助増額支出。高地小学務委員選任。	〇。県道久万枿原線本村大字西谷地内三六〇間ヲ大正一四年度ニ於テ道路改修シ其ノ出来高ヲ寄附方決定。歳計現金一時預入。青年訓練所設置ニ関シ決定。柳谷村印鑑条例制定。久万凶予組規約改正。公衆電話架設ニ関シ広島通信局ノ諒解ヲ得。弘形・中津・柳谷三カ村合併問題ニツキ県庁ノ意見ヲ料ス。三カ村合併問題弘形村ノ熟慮ニヨリ停滞。

期年	事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
昭和三年	同 期	村長 藤田 順吉 助 役 岡田 嘉一郎 (六一八 辭任) 収入役 兼 井 兼 太郎	同 前	決算総額 五三八四〇・七五 歳入 戸数割 二八・六% 歳入 附加税 一七・六 繰越金 国庫下渡金 一一・〇	。柳谷第一校・柳谷第二校・同古味分教場・同名荷分教場・同本村分教場各通増築 柳谷村起債。柳谷村戸数割条例制定。柳谷村起債(二五〇〇〇円)。家屋税賦課規程制定。町村衛生組合・同規約制定。村有林伐材処分。村税雜種税中電柱税附加税不均一賦課徴収規程制定。柳谷第二校位置變更。柳谷第一・第二校舍増築用材トシテ官有林ノ私下申請。請願通信施設ニ関シ其筋へ請願。伊予鉄電KKヨリ発電原動力トシテ出願ニ係ル仁淀川水系河水使用公益無害答申。村有林施業案決定。起債年限短縮。古味架橋變更材料ニ対シ村費支出額決定。中津・柳谷組合学校ニ関シ中津村ヨリ返信。柳谷村兵事会ニ対シ補助金千二百円追加。久万凶予組規約改正。学務委員・柳谷第二校増改築建築委員・柳谷中津衛生組合議員等選任。
昭和二年	同 期	収入役 代理 高岸 勝繁 (三一二 就任) 収入役 兼 井 兼 太郎 (二〇一―三再任)	同 前	( ) 五億九〇三〇万円	

町村制施行 第九期	村 長藤田 順吉	昭和四	収入役兼井兼太郎	昭和五	収入役兼井兼太郎
	1 堀田清太郎 2 鶴井 輝義 3 鶴井浅次郎 4 中村嘉太郎		同 前		決算総額四五二七六・七九 歳入特別税 三九・八% 戸数割 一九・〇 繰越金 一八・七 国庫下 渡金 一八・七 歳出教育費 三五・一 役場費 一二・二 （ ” 三億九四六〇万円 ）
<p>用組合ニ対シ奨励金トシテ昭和三年ヨリ向ウ五カ年六千円ヲ村費ヨリ支出決定。中津柳谷両村合併問題ニ関シ中津村側意見不一致頓座。県道久万榊原線期成同盟会ニ三五〇円補助。御大典ニ関スル経費四〇〇円決定。柳谷第一校へ畑中恒一ヨリ指定寄附申出採納指令。村有地（大字西谷字トクオリ谷二一三一番地ノ第一一町九反二畝歩ノ中ノ五反歩ヲ村社五社八幡神社ニ基本財産及改築費ニ寄附決定。小学校建築委員・学資貸与審査委員選任。</p>		<p>。営業収益税附加税制限外課税決定。県道久万榊原線昭和四年度ニ於テ村費ヲ以テ改修シ、ソノ出来高ヲ県ニ寄附。大成ノ名荷伊予地里道ヲ村道ニ認定。古味小学校ニ高等科併置方陳情。名荷・古味・高地・柳一等各校ノ学務委員、中津柳谷衛生組合議員等ヲ選任。</p>		<p>。藤田村長初村会ニ於テ施政方針開陳。柳谷村教育調査委員設置規程設置（同委員四名選任）。柳谷村特別税別割条例制定。柳谷村々有林第一次検討施業計画実施。営業収益税</p>	

期 年 事 項	村長 部 局	村会 構 成	財 政 動 態	行 政 施 策
同 期	村長 長藤田 順吉	5 岡田嘉一郎 6 土居 峰蔵 7 赤藤 国弥 8 西森新太郎 9 目戸初太郎 10 田城長太郎 11 梅木喜多衛 12 永井 元栄	国庫下 渡金 一七・七 県費補 助金 一七・七 歳出道路费 四三・〇 教育費 二七・四 役場費 八・七 ( ) 五億四一五〇万円	柳谷村立小学校教員村上悦雄外二〇名ヨリ昭和六年度一般経済ニ対シ俸給八歩ヲ寄附申出ニ付採納指令。昭和六年度歳費一時借入。県道久万榑原線道路用地(川前組地内)買取。柳谷村々有林サブガリ山ノ内一部境界調査実施。柳谷村立小学校敷地借地料算出標準制定。
昭 和 六	助 役岡田嘉一郎 (二〇一四就任) 一二二二三辞任 収入役兼井兼太郎	同 前	決算総額三三八〇・五一 歳入特別税 三五・六 国庫下渡金 二九・七 営業収益 一〇・三 税附加税 四五・〇 歳出教育費 一一・一 役場費 (以降省略)	農村救済土木事業県道久万榑原線改修工事施工開始。救済土木事業費一時借入(三千円)。村有林地字サブガリ山ノ一部分ヲ官行造林地ニ編入追認。予土横断鉄道期成同盟会ノ組織目的・役員・運動状況・委員等ニツキ村会報告。久万凶予組議員・学資貸与審査委員・柳
同 期	村長 長藤田 順吉 助 役永井 元栄 (三一一九就任)	12 永井 元栄 (三一二九辞任) ほか 同 前	決算総額四三三〇二・二八 歳入渡金 二六・六 特別税 二六・二 戸数割 一九・一 県道改修 費戻入	農村救済土木事業県道久万榑原線改修工事施工開始。救済土木事業費一時借入(三千円)。村有林地字サブガリ山ノ一部分ヲ官行造林地ニ編入追認。予土横断鉄道期成同盟会ノ組織目的・役員・運動状況・委員等ニツキ村会報告。久万凶予組議員・学資貸与審査委員・柳
昭 和 七	収入役兼井兼太郎			



同 期	村 長藤田 順吉 (五―二五 退任) 村 長永井 元栄 (八―三三 就任) (助) 役永井 元栄 (八―三三 退任) 名譽職 堀田清太郎 助 役 堀田清太郎 (八―一六 就任) 収入役兼井兼太郎	同 前 (12番 欠番)	歳出教育費 三三・八 役場費 九・四 決算総額四三五四二・四九 歳入 国庫下 二六・七% 渡金 特別税 二六・六 戸数割 前年度 一八・八 繰越金 歳出教育費 三六・一 役場費 一〇・〇	谷中津衛生組合議員等選任。 。昭和八年度柳谷村割当匡救土木費ニツキ、休 場耕地整理組合・県道改修費ニ充当。柳谷村 々有林官公造林追認契約変更。柳谷村々會議 員投票分会・開票分会設置規則決定。柳谷村 収入役身元保証規程決定。匡救土木事業進行 狀況報告。県道久万橋原線改築現況ヲ県ニ寄 附。村直營施行ニ関スル結果ニツキ収支詳細 報告。予土横断省營バス促進ニ関スル経過報 告。省營自動車路線改修費一部寄附申込。
昭和八	町村制施行 第一〇期 村 長永井 元栄 名譽職 堀田清太郎 助 役 堀田清太郎 収入役兼井兼太郎	1 岡田嘉一郎 2 鶴井 輝義 3 中村 慶弥 4 村上 義春 5 久保内幸吉 6 近沢 一美 7 永井 百蔵 8 大野 春吉 9 高田 甚吉 10 鶴井浅次郎 11 中村 秀儀 12 西森新太郎	決算総額四五七一〇・三一 歳入 特別税 二八・二% 戸数割 繰越金 二三・九 国庫下渡金 二二・一 特別税 反別割 五・七 歳出教育費 三八・七 県道改修費 一一・八 役場費 一〇・〇 公債費 六・四	。補習教育変更。村有財産中ノ五分利附国債 償還ニ付、之ガ保管方途トシテ農工銀行株券購 入。県道梶原久万線運動費大字西谷ノ負担額 ニツキ森岡勇次郎対丸山鶴藏渡部石太郎ト貸金 取立訴訟問題。産業ニ関シミツマタ共同販売 上首尾、更ニ楮・木材ノ統制販売構想。高等 科修業年限短縮、漁業組合設立、済貧基金積立 。八釜特別天然記念物保勝。省營バス落出 駅設置方運動
昭和九	町村制施行 第一〇期 村 長永井 元栄 名譽職 堀田清太郎 助 役 堀田清太郎 収入役兼井兼太郎	1 岡田嘉一郎 2 鶴井 輝義 3 中村 慶弥 4 村上 義春 5 久保内幸吉 6 近沢 一美 7 永井 百蔵 8 大野 春吉 9 高田 甚吉 10 鶴井浅次郎 11 中村 秀儀 12 西森新太郎	決算総額四五七一〇・三一 歳入 特別税 二八・二% 戸数割 繰越金 二三・九 国庫下渡金 二二・一 特別税 反別割 五・七 歳出教育費 三八・七 県道改修費 一一・八 役場費 一〇・〇 公債費 六・四	。補習教育変更。村有財産中ノ五分利附国債 償還ニ付、之ガ保管方途トシテ農工銀行株券購 入。県道梶原久万線運動費大字西谷ノ負担額 ニツキ森岡勇次郎対丸山鶴藏渡部石太郎ト貸金 取立訴訟問題。産業ニ関シミツマタ共同販売 上首尾、更ニ楮・木材ノ統制販売構想。高等 科修業年限短縮、漁業組合設立、済貧基金積立 。八釜特別天然記念物保勝。省營バス落出 駅設置方運動

期年 事項	同 期	同 期
村長部局	昭和一〇 名管職 堀田清太郎 収入役兼井兼太郎 (二〇一八退職) 収入役岡田嘉一郎 (二一一〇就任)	昭和一一 名管職 堀田清太郎 収入役岡田嘉一郎
村会構成	同 前	同 前
財政動態	決算総額 四一四六四・六六〇 <sup>円</sup> 歳入村税 五〇・三% 国庫下渡金 二五・〇 歳出教育費 四五・七 役場費 一二・〇	決算総額 四一五八〇・七〇 <sup>円</sup> 歳入特別税 二九・三% 戸数割 国庫下渡金 二二・五 臨時町村財 一〇・四 政補給金 歳出小学校費 四四・六 役場費 一〇・九
行政施策	<p>。村有地処分。地方財政調整交付金制度即時設定ニ関シ意見書提出。柳谷村ト伊予鉄KKトノ覚書交換。県道改修現物寄附。古味分教場下児童不登校問題久万警察署長調停成立。柳谷村村税其他ノ収入督促・督促手数料及滞納処分并ニ延滞金ニ関スル条例制定。村税特別税戸数割総額中納税義務者ノ資産ノ状況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スベキ額ハ戸数割総額ノ十分ノ四ヲ限度トスル。中津・柳谷合併ニ関スル調査委員選出。省営バス車庫設置方請願。柳谷第二校高等科派遣教授実施。</p> <p>。種牡牛使用条例制定。罹災救済基金蓄積条例制定。村立小学校敷地ヲ村債ヲ以テ購入シ村有財産トスル。八釜観光道路改修。内閣印刷局納入ミツマタノ統制販売。国庫交付金激減・村財政歳入減ニ依リ学級増加不能。柳谷村教育施設根本方針樹立。基本財産金ヲ以テ土地買取。柳谷村有林第二次検訂施業実施。柳谷第一、第二両小学校ニ補助教員各一名増員。村有林官行造林追加契約。学校統一後ノ通学道路ハ所管委員会ガ路線決定補助ニ対シテハ規程改正シテ特別補助ヲナシ通学ノ利</p>	

<p>町村制施行 第一期</p> <p>昭和二三</p>	<p>村 長高岸 勝繁 助 役小坂卯太郎 収入役岡田嘉一郎 (六一三〇) 辞任 収入役 永井 栄澄 代理人 永井 栄澄 (六一〇) 就任</p>	<p>同 期</p> <p>昭和一二</p>	<p>村 長高岸勝繁 助 役堀田清太郎 (八一五) 退任 名譽職 西川茂 一 助 役西川茂 一 (九二四) 就任 (二一三) 辞任 助 役小坂卯太郎 (二一七) 就任 収入役岡田嘉一郎</p>	<p>1 西森 義元 2 中村 慶弥 3 鶴井 輝義 4 近沢 一美 5 鶴井 浅次郎 6 村上 義春 7 西川 茂一 8 中村 秀儀 9 藤田 順吉 10 高橋 数馬</p>	<p>同 前</p>	<p>決算総額五二六七三・〇円 歳入特別税 二四・〇% 歳入特別割 特別税 二〇・三 戸数割 国庫下渡金 一八・七 臨時地方財 一四・七 政補給金 歳出小学校費 三七・六 経済更生 一〇・三 助成費</p>	<p>決算総額三七七四・五一円 歳入国庫下渡金 二五・三% 臨時町村財 二五・三 政補給金 雑種税附加税 九・二 營業税附加税 七・六 歳出教育費 五〇・七 役場費 一三・一</p>	<p>。日華事変ニヨル国民精神総動員体制ニ入ル 。特別補給金ニ因ル減税。予算外義務負担 。県道維持修繕執行。柳谷第一尋常高等小学 校移転改築決定(同建築委員選任)。共同倉庫 建設助成。</p>	<p>。県道久万梶原線改修現物寄附。村有財産処分。第三面河発電所建設ニ関シ知事諮問ニ答申。応召軍人・現役軍人出動兵士家族ニ対シ減免措置。柳谷村林道管理規程制定。柳谷村林道完成方針樹立。柳谷村昭和信用組合保護方法決定。天然記念物八釜溪保勝委員推セシ。第四黒川発電所建設ニ関シ答申。</p>	<p>便ヲ図ルモノトスル。面河水系五カ村管轄登記所ヲ御三戸設置方ヲ裁判所ニ請願。臨時町村財政補給金ヲ以テ当年度特別税戸数割額及ビ特別税反別割額ノ賦課率變更。森岡勇次郎ノ離村後ニ於テ本村財政ニ及ボス影響ニ対シ今後採ルベキ方針協議。</p>
----------------------------------	--	------------------------	--	--	------------	---	---	--	---	--

期年	事項	村長 部 局	村会 構 成	財 政 動 態	行 政 施 策
同 期	昭和四	村 長高岸 勝繁 助 役小坂卯太郎 収入役堀田清太郎 (七・二六 就任)	同 前 11 永井 百藏 12 植木 久次	役場費 九・六 天然記念物保勝費 四・八 決算総額六三九三九・三八 歳入特別税 二二・三 戸数割 一七・〇 繰越金 一六・一 国庫下渡金 一二・〇 臨時地方財政補給金	。県道久万榑原線改修現物寄附。西谷本谷峠放牧場設置決定。国民健康保険組合設置認可サレル。県道久万榑原線改修ニ関シ相田県会議長調停承認。駐在所改築ニ関シ伊予鉄・間組寄附(合計三千円)採納。本谷峠放牧場ニ関シ農林省へ陳情運動。
町村制施行	第一二期	村 長高岸 勝繁 助 役小坂卯太郎 収入役堀田清太郎	同 前		。県道久万榑原線改修問題(伊予鉄ニ於テノ改修案・相田裁定案ニ部追加要望)紛糾相田裁定案ニ結着ス。柳谷村起債変更。歳費一時借入。基本財産処分。
同 期	昭和一六	村 長高岸 勝繁 (八一〇 辞任) 村 長丸石 繁頼 (二〇一三 就任) 助 役小坂卯太郎 (二一八 退任) 助 役丸石 繁頼 (四一〇 就任) (四一三 辞任) 収入役堀田清太郎	同 前	決算総額一三二〇二・七八 歳入国税附加税 二四・〇 繰越金 八・五 分与税 五・五 繰入金 三・七 歳出小学校費 八・一 役場費 七・七 県道改修費 四・五	。柳谷第一校移転改築問題(敷地請負契約、位置変更、敷地工事ニ関シ訴訟提起執行、手直シ工事、敷地料)。同校建築請負契約不成立経過。村基本財産及其他財産繰入。村有財産処分。村道ヲ林道ニ移管。

町村制施行 第二期	村 長丸石 繁頼 助 役森岡 悟一 (八一—) 就任 収入役堀田清太郎 (七一—二六) 離任 昭和一七 収入役谷脇 則光 (八一—五) 就任	1 高橋 數馬 2 目戸 政重 3 西森 義元 4 森岡 悟一 5 村上 義春 6 鶴井 登 7 小坂卯太郎 8 長谷善次郎 9 西本 重徳 10 上田音三郎 11 松本 清 12 久保内幸吉	決算総額一、一九九七・七九 歳入繰越金 四二・四 国税附加税 一八・一 財産処分 一一・二 分収入 歳出 国民学校 四三・七 建築費 小学校費 九・七 青年学校費 四・七 経済更生 助成費 四・二	。通学道路改修計画。柳谷第一校敷地工事差額金処理。村有財産処分。町村組合設置。私設電話架設、永野・休場両倉庫・落出上水道設置ニ特別助成。
同 期	村 長丸石 繁頼 助 役森岡 悟一 収入役谷脇 則光 昭和一八	6 鶴井 登 (二—二五) 辞任 6 西田虎太郎 (二—二五) 補選 ほか 同 前	決算総額一、一九〇二・〇七 歳入 国税附加税 二二・三 財産処分 二〇・六 分与税 一六・一 歳出 国民学校 二八・七 建築費 役場費 一三・九 青年学校費 一〇・九	。大野ガ原放牧場設置ニ伴ウ道路改修。馬政局建築寄附。村有財産処分。柳谷村製材事業組織及事業開始。歳費一時借入。林道工事ニ附帯スル炭製炭炭労働力援助。村税賦課徴収条例改正。上浮穴農林学校建築費追加負担金年賦償還。古味菅行間部落道ヲ村道認定。立野ヨリ通学路、永野ヨリ通学路改修。団体事務所(落出公会堂)買収計画。落出部落大洪水被害復旧。ヒウチ谷大亀裂対策。柳谷第一校本分校統合。高地休場・奈良藪里道ヲ村道ニ編入。

期年 事項	村長部局	村会構成	財政動態	行政施策
町村制施行第十二期 昭和一九	村長丸石 繁頼 助役森岡 悟一 収入役谷脇 則光	同 前	決算総額 九八四一六・〇八 <sup>円</sup> 歳入国税附加税 二三・二% 分与税 二一・三 財産売却代 一四・四 寄附金 一二・一 歳出役場費 二四・〇 国民学校費 五・三 負担金 五・〇	。柳谷村食料自給対策基本方針策定。農業団体統合。村有財産処分。休場分教場統合対策樹立。農業会設立。村有財産処分。柳谷第二国民学校統合改築決定。各種団体事務所買収役場移転。名荷林道開設。大上線砂防工事開設。谷奥砂防工事。貯蓄増強。木炭割当完遂。各種生産物資割当供出完遂。林道落出休場線・落出奈良敷線改修。
同 期 昭和二〇	村長丸石 繁頼 (九一九 辞任) 村長森岡 悟一 (二〇一〇 就任) 助役森岡 悟一 (二〇一〇 辞任) 収入役谷脇 則光	同 前		。県道久万榊原線維持修繕工事執行申請。休場組児童不就学対策。自戦兵器及教育費供出。英霊帰還後ノ処置。本土防衛。学校統合基本方針再確認。防空態勢ノ強化。地芳峠軍用道路改修工事施行。本年度産食料供出完遂。食料事情緊迫化対策―空閑地耕作。柳谷第二国民学校統合移転ニ基ク用地買収促進。松根油採取ニ依ル松根割当完遂。自戦兵器寄附返還金受入。団体事務所人員整理肅正。落出上流サンゴク地スベリ防止方陳情。

同 期	村 長森岡 悟一 (二一―二二 辞任)	同 前	決算総額三〇三二七七 円
昭和二一	助 役高岸 勝繁 (二一―二五 就任) (九一―三〇 辞任)		。本年産米供出完遂。村有林中、先ニ農業会ニ譲渡シタ大上学有林買戻。食料ノ増産。柳谷村々會議員選挙管理委員會規程決定。落出ヨリ柳谷第一校ニ至ル村道復旧工事。柳谷村ヨリ松山市へ進学スル学生ニ対シ宿舍建築協議。落出公會堂修復補助。村税賦課徴収条例改正。本村役場位置問題協議。住所制限特例決定。
	収入役谷脇 則光 (八一―二滿期再任) 村 長臨時代理 藤坂 利雄 (二一―二二 就任)		

### 第三節 予土国境争論

愛媛、高知の県境に延々と横たわる四国カルスト高原、東は天狗高原から、五段高原、地芳峠を経て、牛ヶ城から姫草、大野ヶ原へ続いて、愛媛と高知関係町村の広域的な開発によって、のどかな放牧の牛の群れ、訪れる多くの人々、平和な日々、いまは昔を偲ぶよすがもないが、かつてはこの地にも、この美しい山の陵線をめぐって、愛媛、高知両県の激しい境界争争があったのである。

予土国境争論と呼ばれ、この附近約一五〇〇町歩について、土佐の越知面村、芳生野村(現在の構原町、東津野村)と我が村(旧西谷村)の人々によって二〇〇年余に及ぶ争論が続いた。

#### 国境争論の起り

今から約三〇〇年くらい前、元禄年間(一六八八―一七〇三)のころから、いやもつと以前からだったかも知れない。そのころの当地方には、毎年大風雨、大旱ばつ、大雪などがあって、大飢饉

があつたと記されている。このような時代、四国山脈の山中にあって、同じような宿命にあつた伊予、土佐の両村百姓による、食わんがための争いであつたと思われる。

この論争の藩政時代における模様は、明らかでないが、明治になって次のとおり、郡役所へ進達されている、争論関係の書類名を見れば、いかに争論が繰り返されていたかを窺うことができる。

残念ながら、この書類は返還されたかどうか、いつの時代からか紛失している。

農第二二号 予土争論地関係書類

一、西谷村ト土州越知面村ト境目掛合書類

元禄元年（一六八八） 式冊

一、亥七月以来西谷村ト土州越知面村御境筋

文政十年（一八二七） 卷冊

之義掛合一件日記

一、西谷村並土州越知面村御境目掛合日記

文政十二年（一八二九） 卷冊

一、西谷村土州御境目掛合一件日記

文政十二年（一八二九） 卷冊

一、西谷村外五月土州御境目掛合書上

天保二年（一八三一） 自四月至五月 卷冊

一、卯歳西谷村ト土州越知面村御境目

天保二年（一八三一） 自四月至八月 卷冊

筋之義掛合日記一件

合 計 七 冊

右ノ通進達候也

明治廿四年 八月八日

柳谷村役場

上浮穴郡役所 御中



## 明治二〇年代

明治時代となつては、両村の戸長から村長、両郡役所の、介在によるやりとりとなり、西谷村の、明治二四年までの土州との掛合書類は、六八通と記されている。

明治も二〇年代においては、それまでの争論の結果で論地内においては双方とも、耕作してはならぬとされていたようである。

(郡役所よりの文書)

農第二八七号(郡役所より)

貴村高岡郡トノ論地境内ニ於テ、從來慣行有之場所ノ外、伐木新墾ヲ暫ク見捨テ致ス可ク筈ノ処、此節高岡郡ノ照会ニヨレバ、伐木開墾者ノ者続イテ有り、西谷村高野組、西川久吉ナル者、此ノ現場ヲ差押ヘラレ候趣キナルモ、右ハ從來慣行ノ有ル場所ニ相違無キヤ、詳細実地ニ就キ御取調ノ上、何分ノ義、折返シ御回報相成度此段至急照会ニ及ビ候也。

明治廿一年五月一日

上浮穴郡役所 第一課

西谷村戸長 土居 通誠 殿

追テ、本文至急ヲ要スル義有リ候条、遅延ナキ様此段為念申添候也

農第九号(回答)

本月一日付農第二八七号ヲ以テ、御照会相成ル、高岡郡トノ論地境内ニ於テ、伐木或ハ、新墾ヲナセシ者は有候条、組長、伍長ニ就キ、取調致シタル処、從來ノ慣行有リシ場所ノ外、伐木新墾セシモノは無候、又西川久吉ナルモノハ、所轄村内ニ居リ申サズ、如何ナル行違イニ候ヤ、今一応先方へ、御照会相成り度ク存ジ候、右ハ実地ニ就キハイ徊ヲ遂ルモ、伐木株ニ於テハ到底アラズ、兼テカラ一走、組長、伍長ノ者共ニ就キハイ徊致ス可ク候条此段回答ニ及ビ候也。

第五章 村長制度期 明治二二年〜昭和五八年

第三編 政 治

明治廿一年五月四日

西谷村戸長 土居 通誠

上浮穴郡役所第一課 御中

農第三〇一号(照会)

去ル四日付農第九号ヲ以テ、論地伐木開拓者ニ就キ、御回答ノ趣ナルモ、此処従来慣行ノ有無ニ不抱ズ、論地境内ニ於テ、當時伐木或ハ新開墾ヲ為セシ者ノ、姓名並ニ右ニ関シ、取押ヘラレシ者ノ有ルナレバ、其ノ姓名ヲ詳細ニ一応御取調ノ上御回報相成度此段及御照会候也。

明治廿一年五月八日

上浮穴郡役所 第一課

西谷村戸長 御中

村人をかばおうとする戸長のもとへ、厳しく、郡役所から照会の通達があり、

農第一〇号(回答)

高岡郡ト論地境内ニ於テ、伐木或ハ開墾セシ者ノ義ニ付キ御照会ニ対シ、去ル四日付農林第九号ヲ以テ、御回報方ノ次第モ有リ、示后組方ヘ立入り調ベ見テ、従来慣行アル場所ニ是有候得共、左記ノ通り新墾致居候テ、既ニ目今火入ヲ為サントセシ折柄ニ付キ、火入耕耘ノ義ハ差留置候、モットモ右切込ハ、多ク昨年秋頃カラニシテ、切開キシ所ノ立木ハ、大ナルモノハ殆ンド二尺廻リモ有之候ニ付キ、此段御報道ニ及ビ候也。

明治廿一年五月十一日

西谷村戸長 土居 通誠

上浮穴郡役所第一課 御中

ケ所八十ヶ所程ニシテ反別ハ概略拾貳町歩人員ハ三拾四人  
追テ、方今火ヲ入レ作物植付ノ季候ニ候得共拡大ノ開墾ニ  
付、従前慣行アル地ト云エドモ、差止メ置キ候条、右ハ如  
何取扱シテ宜シキヤ御手数数下ラ 至急御一報相煩度也。

作付の時期に迫つて、その指示を待ちかねる百姓のため、その後再三にわたつて、その指示を郡役所へ求めたけれども、従来の慣行地であるという、確たる証拠がないとして、指示がされてなく、百姓たちは、どうだったのであるうか。

越知面村からは、抗議の文書が次々と届いた。

#### 照第一号

所轄越知面村ト御管下西谷村ノ境界争論地ノ儀ハ、数十年以前ヨリ発シタルモノニシテ、当方ニ於テハ争論結局迄ハ、耕作等相無候様、旧藩政中ヨリ、嚴重ニ指止有之、而シテ客年兩郡長御立会ヲ以テ、御談判有之候得共、未ダ結局ニ至ラズシテ、先日当郡長ヨリ、貴方郡長ヘ争論結局迄、伐木開墾共指止之儀照会相成候処、御管村人民ニ於テハ、慢リニ歛入等致居候趣、当村人民ヨリ申出再度照会セラレタルニ、御管村人民ハ、今日ニ至ルモ頻リニ掘開キ居候趣右ハ双方不権衡ノ訳ニシテ、平和協議上ニモ相関スル儀ニ候間、如何ノ行違ニモ候哉、追般御示達ノ模様ナルモ此上取締リ上ノ御見込等直ニ御回報相煩度彼是御協議ノ為、此段及御照会候也。

明治廿一年五月廿五日

高知県高岡郡越知面村 戸長 中越保興

愛媛県上浮穴郡西谷村

戸長 土居 五郎治 殿

このようなやりとりの間に、百姓達の開墾は続き、越知面村からも入って来て、新墾するようになったのである。西谷村戸長から發送の文書を見れば、

番外第一八号

所轄西谷村ト御管下越知面村ノ境界論地ノ義ニ付イテ、一昨廿年、両郡長実施御立会ノ上御協議ヲ遂ゲラレ候処、双方ノ御意見聊カ相違セシヲ以テ和議相成ズ、終ニ県知事ニ上申中ニ有之候得共、該地取締上ニ於テハ前々と異ラズ、素ヨリ爭論結局迄、慢リニ新墾或ハ伐木等ノ義ハ当村ニ在リテハ堅ク押し居候処、今頃御管下ノ人民ニシテ頻リニ該地新墾ヲ起業シ、就テハ当村ノ者現場ニ臨ミ、右コノ起業ハ結局迄、互ニ差控ヘ度旨ヲ以テ渡リ合候得共、更ニ承諾セザル趣キニ有之候処、右ハ如何ノ訳ニ候哉、最モ客年当部下ノ人民ニシテ、該地ヲ新墾セシトカ、貴轄人民ニ在リ評価スル者有之哉ニ及聞候得共、個々全ク新墾ニ之無從來ヨリ慣行ノケ所ヲ伐耕シタル訳ニシテ(併テ是レモ当方ニ在リテハ古來該地ニ頼リ生活セシモノ不勘故ヲ以テ、今更ニ從來慣行アル伐耕地ヲ差止メ候テハ、生活ノ途絶ヘ無殘次第)曾テ當時ニ其旨当郡長ヨリ貴郡長ヘモ、照会セラレタル旨、尚且ツ其旨貴場ヘモ御報書及候次第モ有之依テ当方ハ、古來伐耕外ノ地ハ、県ヨリ差止メ取締致居候義ニ付、其旨御了地御諭示ノ上、何分今暫クハ新墾伐木等御指止メ置キ下サレ度此段及御照会候也。

明治廿九年九月十日

愛媛県上浮穴郡西谷村 戸長 役場

高知県高岡郡西津野村役場御中

番外

国境論地ノ義ハ曾テ県知事ヘ上申中ニモ有リ候テ、爭論結局迄ハ新墾或ハ伐木等差留メニ付キ、今更申迄モ無義ニ候得共、尚目今高知県関係ノ各役場ヘ照会中ノ次第モ之有リ、若シ左様心得違イノ者有リ候テハ、甚ダ不都合ニ付、新開墾伐木等ノ起業

無キ様此段嚴重ニ一般へ御通示置キ下サレ度為念此段申達候也。

明治廿二年九月十五日

西谷村戸長役場

組長

森岡 英太郎 殿

高橋 円藏 殿

高橋 半平 殿

明治二三年に至って、柳谷村が誕生し、また高知県側も、西津野村と東津野村に村名が変わった。

論地境界の早期解決を急ぐ住民の要望は、日増しに強くなって、村長は両村へ現地立会を求めたけれども、高知県側は応じなかった。

本月廿五日付農第四十九号ヲ以テ御照会ノ趣承知致候、然ルニ該争論地タル這回発シタル義ハ無之數十年争論ノ地ニシテ、貴村役場ニ於テモ、從來御配慮有之殊ニ去ル明治廿年両郡長立会之際モ、双方申立ノ境界御取調ノ上、争論ニ係ル土地ハ、何レヨリ何レノ間ナルカハ詳ニシ、利害ヲ量リ御見込モ相立テタルト言フ俟タズ、依テ争論ニ係ル区域ハ判然ノ訳ニ付、今更実地ニ御立会致ス必要無之様相考候間此段御回報候也。

明治廿三年十一月廿八日

高知県高岡郡西津野村長 西村伊之助

柳谷村長 土居 通誠 殿

本月廿五日付農第四九号、照会書落掌、就テハ、不日御回答可及候ニ付此段及御通報候也。

明治廿三年十一月廿七日

第五章 村長制度期 明治二三年〜昭和五八年

高知県高岡郡東津野村役場

柳谷村役場 御中

住民は村へ、村は郡役所へと、その解決を要望し続けながらも、山深く広大な地域、村にしても県にしても、その実態は容易につかむことができなかったものと思われる。明治二七ころになって、高知大林区署が介入して、論争地にからむ国有林の測量が行われるようになった。明治二九年に至っては、論争地の実態をつかむため、その内容について、県から村へ調査方を求めてきたが、地租を納めてなき土地の発覚など、その理由についても困難を極めたようである。

三第二七〇一号

昨廿三日土第三号ヲ以テ、土予國境紛争地ニ係ル取調ノ件回答相成候所、草山五百四十町歩ハ民有地ニシテ、納租セザルモノナリ、右ハ何等ノ事故ニ依ル儀カ承知致度且又伐替畑山林四百八町八反式畝六歩ハ、伐替畑ト山林トヲ区別シ反別地租額ヲモ各別ニ回報相成度本件ハ其筋ヘ回答遅延ニ涉リ不都合ニテ候条折返シ差出サレ度此段及照会候也。

明治廿九年一月廿四日

上浮穴郡役所

柳谷村役場

この時の争論地総反別を次のように報告している。

一千五百五拾六町四反九畝廿彙歩 争論地惣反別

内

山林六百七町六反七畝拾五歩

官有地

草山五百四拾町歩

共有地ニシテ納税不致分

伐替畑山林四百八町八反式畝六歩

民有地

此地租額式円七拾九銭九厘（現在の一七二、三〇〇円相当）

明治二九年一〇月に至り、県からの現地調査が行われた。しかし、依然として、争論は続いた。

一第五八一号

土予国境紛争地内ニ於ケル其村大字西谷官民有地査定事件取調トシテ、本県属山田喜代治、明廿二日松山市出發ノ見込ヲ以テ、当地へ出張可致候付テハ、当衙主任同行実地検査可致候條、諸事差仕無之様取計ハルベシ、此段及通知候也。

明治廿九年十月廿一日

上浮穴郡役所

柳谷村長 土居 通誠 殿

## 明治三〇年代

明治三四年における村長の上申書をみてみれば、ますます高知県側からの侵入を告げている。

農第三〇三号

当村大字西谷ト高知県高岡郡西津野村トニ関スル、国境線ノ葛藤事件、其ノ端緒ハ百数十年以前ニシテ、其間談判トナリ、交渉トナルコト一再ナラズ、然レ共双方主張スル処ノ意見常々齟齬シテ、今ニ落着ヲ見ルコトヲ得サルハ甚ダ遺憾ニ存候、然ルニ管村大字西谷高野部落人民ノ多クハ該地ニ依テ口糊ヲ凌クモノ十中ノ八九分、若シ境界確定マデ、耕作スルコト不能トセバ、当部落人民ノ耕作地ハ殆ンド、皆無トナリ、他へ移住スルヨリ外生計ノ道ヲ求ムルコト不能ニ立至リ候ニ付、従来畝入慣行ノ地ハ耕作致居候処、昨五日大字西谷横川佐源太ナルモノ来場同人ノ陳述ニ依レバ、同人従来畝入慣行ノ地へ植付ケノ玉蜀黍（凡十石五斗）窃取セラレタリト、其犯者ハ西津野村人民ノ所業ト申候ニ付、事情聞取ノ上巡查駐在所へ手続相致候。寒暑ヲ厭ワズ日夜辛酸ヲ嘗メ耕作ニ従事シ、最早收穫ノ場合ニ立到リ、窃取致サレテハ忽チ餓飢ニ落入ルノミナラズ、此儘打

捨置キテハ、将来益々暴威ヲ違フシ、如何ナル惨事ヲ起スヤモ計リ難ク候条、至急境界確定有様、其節へ御稟議相成度此段上申候也。

明治三十四年十一月二十七日

柳谷村長 大窪 傳次

郡長 三浦一志 殿

明治三十七年に至り更にまた、侵墾状況を郡長へ訴えている。

農第二二八号

本村大字西谷民有地へ高知県民侵墾之義囊ニ状況及報告置候処、七月拾九日付参第六二号ヲ以テ県官踏查ノ必要上、更ニ目下状況詳報ノ義御照会相成候ニ付取調候処左記之通ニ有之候県ヨリ実地踏查セラルルトセバ、十月下旬ヲ最モ適期ト被存候、其後ニ及ブ時ハ、降雪多カルベクニ付、可然御考慮煩ハシ度、此段上申候也。

明治三十七年八月七日

柳谷村長 大窪 傳次

上浮穴郡長 三浦 一志 殿

第一 侵墾ノ状況

高知県高岡郡西津野村ノ者共本村大字西谷字ハイノ谷及ビハラビヤマ等エ数人来タリ侵墾ヲナセリ其面積並ニ作付物ノ種類左ノ如シ。

侵墾面積山林合計拾余町歩

内 四町歩 玉蜀黍

参町歩 稗



式町歩

三極

巻町歩

粟

其他烟草、大豆、小豆、等モ耕作シ居レリ

第貳、地主ノ詰責ト侵墾者ノ主張

地主タル当村大字西谷人民ヨリ彼等侵墾セル者共ニ対シ、是非ヲ責メ立退キヲ命ズレバ、彼等ハ古クヨリ争論地ナルヲ以テ、立除クノ必要ナシト主張シテ更ニ応ゼズ、強テ立除カシメントスレバ暴力ヲ以テ我ニ害ヲ加フルハ、従前彼等ノ所為ニ徴シテ明カナルヲ以テ、我ハ決シテ野蠻の行為ヲ慎ミ、正当ナル方法ヲ以テ、彼等侵墾者ヲシテ其非行ヲ遂ゲシメザランガ為メ出訴セント欲スルモ無学文盲ニシテ、時勢ノ知識ニ乏シク自ラ法庭ニ出デテ弁論ヲナシ、自己ノ權利ヲ伸張スルノ法律的知識ヲ有セズ、且ツ弁護士ヲシテ出訴セシムルノ資力ナキヲ以テ、無念ヲ忍ビツ、アルノ有様ニテ、其筋ノ保護ヲ望ムヤ切ナルモノナリ。

未定地下辰申請

このころに至つて、ある一通の文書によつて意外なことが判明した。

貴村大字西谷村ト、高知県高岡郡越知面及芳生野トニ境スル、官村民有林野ニ関シ同郡東西津野村両村長ヨリ、民有下辰申請書、農商務大臣へ提出ニ付、本官実地調査トシテ、此程踏査ヲ遂ゲ候処左記書類必要ニ付、御手数乍ラ謄写ノ上来ル十一月十日迄ニ、高知大林区署本官宛、御送付相成度此段及御依頼候也。

明治三十七年十月廿八日

愛媛県庁出張

高知大林区林務属 山縣 貞一

上浮穴郡柳谷村長 大窪 傳次 殿

第五章 村長制度期 明治二二年〜昭和五八年

この文書によつて、高知県側は本村の知らぬ間に、争論中の未定地を下戻法なるものに基づいて、国へ申請し、最早現地踏査も終つた段階なることを知り、驚くとともに、その阻止に向つて、村長は日夜奔走を続け下戻申請の却下をめざして、その実状を開申し農商務大臣へ上申した。

## 高知県東西津野両村長未定地下戻申請ニ付開申

右ハ当村内トサゴエ外二五字ニ関スル反別千三百十七町九段七畝九歩ヲ土佐国高岡郡西津野村越知面未定地七百七拾六町一反二畝歩及同国同郡東津野村芳生野未定地六百三十五町二十一歩トシ、合計千四百一十一町一反二畝二歩ヲ、国有森林原野下戻法ニヨリ、民有地ニ下戻ノ儀出願ノ趣キ以テ、今般高知大林区署在勤御省山林局属、山縣貞一氏実施御踏査ノ為メ、出張ニヨリ、傳承致候、而シテ其申請ノ内容ハ果シテ如何ナル理由ト実正ニヨルカ未定ナレトモ、抑モ該地ハ、旧藩時代ヨリ本村ノ管轄ニ属セルモノニシテ、元録ノ頃土佐国ヨリ境界ノ侵入ヲ企図示後度々争論ヲ惹起シ、今侵入シ来ルモノ発見次第懇諭シ、將來ヲ戒メ侵襲者ヲ帰ラシメツ、アリ而シテ其時々、高知県民ノ主唱ハ、天正十六年ノ長宗我部氏地檢帳ヲ本許トシ、種々付会ノ説ヲ為スヨリ推考セバ、当度ノ申請モ蓋シ之レ等ヲ理由トシ、出願セル事ト存候故ニ、高知県主唱ノ不条理ト、其実証ヲ左ニ陳述致候。

高知県方ノ主ナル証憑ハ天正十六年ノ長宗我部氏地檢帖ヲ主トスト雖モ、其當時ヲ案ズルニ之レ長宗我部氏ガ四国ヲ統一スル時代ノモノニシテ、徳川政事以前ノモノナレバ、本書ニ山内氏ガ徳川氏ヨリ封ヲ受ケシ知行書ヲ添ヘ証セサレバ、何等確証ト認ムベキモノアラズト信ズ、如何トナレバ之争論ハ、徳川氏カ各諸侯ニ分封セシ其ノ后数代ヲ経テ高知県ヨリ侵入シ来リシモノナルヲ以テ、其當時ノ知行書ニヨリ、判断セサル可ラズ、尚其ノ他地檢帖ノ肩書ニ依テ之ヲ、推考スル時ハ、現在ノ四万川ハ元伊予ノ国ニ属セシモノヲ何レノ時代カニ於テ、既ニ土佐領ニ掠略セシモノニ非ザルカノ疑ナキ能ハズ、要スルニ右地檢帖ナルモノハ、往古ノ沿革ヲ知ルニ至ルベキ参考ニ過ギズ、然レ共一歩ヲ譲リ、右地檢帖ノ境界ガ今ニ襲用セラル、トスルモ、又、何等高知県方ノ証憑トスルニ足ラズ却テ当村ニ一個ノ材料ヲ供給セルモノトス、地檢帳記載名ニ付テ左ノ数項ニ分チ理由

陳述致候。

一、地蔵ノ場 現今高知県方ニテ地蔵ノ森ト称スト云フ、然レトモ何等其ノ名称ノ交換セル歴史ノ証スルモノナシ、而シテ場ナル字義ヨリ云フモ必ず長堤ノ形ヲナシタル地形ナルベカラズ、然ルニ高知県方ノ称スル所ハ山ノ中復ヲ称シ、何等場形ヲ為サズ、当村ニ称スル処ハ大峯山脈ニシテ而シテ其称スル主点地ニハ巖石ニテ自然ニ一個ノ地蔵ノ形ト認ムベキモノヲ現出セル所ト称ス。

一、土佐道 高野ヨリ土佐藩唐岩番所ニ通ズル山頂ノ道ヲ称セルモノニシテ、以前ハ当伊予人士佐へ往復セシ道ニシテ而シテ土佐ニ行ク道路ナルヲ以テ土佐道ト称セシモノナリ。

このように次々と、ガンドウガ瀧・カラコウウ子・久万越場など、多くの地名等について陳述し反証を示している。また時には次のようにも述べ、本村の土地に相違ないと反ばくしている。

本地ハ古来当村ノ管轄ニ有リ、往時連年本地内ニ於テ、越知面村人民ガ畑地ヲ耕作セシ時当村内へ差出セシ受銀証アリ、然ルニ高知県方ニテハ、之レ無智ノ村民ノ誤テ提供セシモノト称スルモ、苟モ一家ヲ經營シ任意ノ契約ヲ作成シ得ルモノカ、無能力者ト称スルヲ得ヘキカ、況ンヤ入作小作ニ付テハ、其時々ニ人民管轄越知面庄屋ノ証明アリ、尚徳川政事ニ於テ、之ノ如キ場合ニ必ず提供スヘキ宗門証明書ノ壇寺及里庄ヨリ提出セルモノ有リ之一歩ヲ譲リ、人民ハ無能力者ト仮定スルモ、其宗門管理ノ僧及里庄ノ責ハ重シ、自己ノ管理区域ヲ置テ他藩ノ者トシ、之レヲ証スベキ行為ヲ取ルヘキ事ノアリ得ベカラザルハ當時ノ藩政ニ徴シテ明ナル義ト存候。

延々と述べて最後に至り、

以上ハ高知県方ニ対スル本村カ正当防守ノ事理ヲ席述致候モ、尚領域及行政区画ニ関スル古来ノ歴史ヲ考查シ、実地ニ付案ズルニ一勢力者ノ妨歌手段、又ハ勢力ノ發展手段トシテ山嶽ヲ以テ境界トスル場合殊更ニ山ノ中復ニ見通線ヲ設定シ、境域ヲ定

ムル除外例ナキニアラズト雖モ、徳川氏ガ山内氏ヲ土佐ニ封ジ、久松氏ヲ松山ニ封セル其徳川氏カ刪封ノ方針ヨリスルモ久松氏ハ家康公ノ異父兄弟タル血縁ニヨリ、内海ト四国平円ノ重鎮トシテ封セラレタル者、何ゾ其重受セル久松氏封地ノ境界ヲ、軍事行政共ニ不利ナル山嶺ヨリ引退セル中復ラ領域トセルベキ理アランヤ、況ンヤ行政区域ハ建国以來海山川ヲ以テ区域トシ、殊ニ山嶺ノ南地ヲ分画スルハ、陰陽ニヨリ重要視セラレ必ス其他ノ主山嶺ノ頂線ヲ境界トセラルムニアラズヤ、依テ考フルニ其位置何レモ本村ガ主唱スル境界線ヲ以テ適當ノ国境ナリト信ス。上述ノ歴史ト主唱ニヨリ、本村管轄ナルコトハ明瞭ニシテ、其民有地ニ属セル部分ハ往古ヨリ連綿トシテ、今尚納租致来候故ニ、高知県民カ官民有未定地、又ハ往古高知県民ノ所有タリシト、申立ツル事実毫モ無之候、依テ民有地所有者連署ヲ以テ此段開申候条至当ノ御処分相仰キ度候也。

明治廿七年十二月十日

愛媛県上浮穴郡柳谷村

大字西谷式百六番戸

横 川 佐 源 太

(以下四二名の署名あり)

同県同郡柳谷村長 大 窪 傳 次

農商務大臣清浦奎吾 殿

伏替畑請銀証書写

嘉地子宛請始末

一、切畑式ケ所

カケ平

日ノ平

七五錢拾式匁

カケ平

同 拾五匁

ヒノ平

右ノ者此度己ノ年ヨリ向フ亥年迄七ヶ年切嘉地子ヲ以テ十一月切ニ無間違御払仕候万一嘉地子相滞儀御座候ヘバ右土地作当ヲ  
売立受合ヨリ御渡可申候為念受始末如件

文政五年八月十一日

土州 権藏判  
請合 久之丞判

嘉市兵衛

久米太郎 殿

作 藏

### 行政訴訟参加

開申書、上申以來、関連調査を参考にと努力を続けて、明治三八年も七月を迎えた。

郡役所からの通知により、下戻申請については、不許可とのこと、しかし一難去ってまた一難、高知県側はこれを不服として、行政訴訟を提起したのである。これによって、行政訴訟事件参加を余儀なくされることとなった。

三第八一九号

去ル十三日付三第八一九号ヲ以テ及移牒候行政訴訟ニ付テハ、其後県ヨリハ利害ノ関係ヲ有スル土地所有者ヲシテ、参加方申越候ニ付、協議致度義有之候条、本月廿七日午前十時参庁相成度此段申進メ候也。

明治三十八年七月廿四日

上浮穴郡役所

柳谷村長 大窪 傳次 殿

弁護士雇入

高知県東西津野村ニ対スル争論地ニ係ル行政訴訟参加事件ニ付、弁護士雇入ノ件ヲ県属古川一氏ニ委任致度間、此段宜敷御取計下サレ度申入候也。

明治三十八年九月九日

横川 佐源太

西森 千之助

永井 房五郎

森岡 勇次郎

大窪傳次 殿

拝啓御清祥奉賀候陳ハ兼テ御配意相成ル行政訴訟参加申立ノ件、書面ハ裁判所へ提出致置、弁護士ハ太田警務長、西田部長等ノ紹介ヲ頼ミ法学士岩田宙造氏へ交渉致候所、本件ハ入込タル事件ニ付千円（現在の四二、〇〇〇千円相当）位ハ貰ハネバナラスト申サレルモ、交渉ノ上五百円ニテ引受ル事トナリタルモ、兼テ御話ノ次第モ有之ニ付、一度関係者協議ノ上ナラデハ契約出来難クニ付、協議ノ上何レノ返事ヲナスコトニ致置候条委細ハ面談ノ上申達ス。

東京ニテ 古川 一

大窪 傳次 殿

関係土地所有者と村長の協議によって、東京市の弁護士・法学士岩田宙造法律事務所と契約することになり、契約書案が届いた。

契約書

高知県東西南津野村両村ヨリ、農商務大臣ニ対スル林野下辰行政訴訟参加ノ件

右貴殿ニ委任致候ニ付テハ左ノ事項ヲ契約仕候

一、本件訴訟手数料トシテ金百円也前金ヲ以テ差上可申候、但訴訟印紙代其他裁判所へ納付スヘキ費用等ハ、別ニ御請求次第差上可申候。

二、本件訴訟参加許可セラレタルトキハ更ニ訴訟手数料トシテ金百円也、直ニ差上可申候。

三、本件被告勝訴ト為リタルトキハ成功謝金トシテ全参百五十拾円也。直ニ差上可申候。

四、本件訴訟和解取下其他ノ理由ニ依リ、終了ニ至リタルトキ又ハ訴訟継続中、貴殿ノ承諾ヲ得ズシテ貴殿ノ委任ヲ解キタルトキハ、本件勝訴ト看做シ成功謝金直ニ差上可申候。

五、本件ニ付キ東京市外へ御出張相成候節ハ、相当旅費日当御請求次第差上可申候。

明治三十八年 月 日

愛媛県上浮穴郡柳谷村

何某外何名総代

何某

印

弁護士 岩田 宙造 殿

本件ニ付実地調査ノ為メ貴殿御出張相成候節ハ、旅費トシテ金貳百円直チニ差上可申候。

この契約案によって、契約が締結されたようであり、成功謝金旅費、雑費など併せて一、〇〇〇円（現在の四二〇〇万円に相当）を超える経費となった。

この契約の勝訴とは、高知県の両村が訴えている予土国境の、境界査定を、国が排斥した場合であって、訴

訟参加を訴えた我が村人の直接の勝訴となるものではなかった。

こうして裁判は開始されたものの、二〇〇年余に及ぶ争論地、その解決は容易ではなかった。たびたび境界の現地踏査が行われ、東京から弁護士も来たと古老は語る。

裁判が始まって、もう七、八年、遅々として進展せぬままに明治時代も終りを告げた。

### 大正時代

大正元年、九月一日にも現地踏査が行われ、村からも吏員、土岡三郎が同行し、その記録をとどめていく。しかし、高知県側との意見は依然異っていた。

#### 復命書

大正元年九月一日日本村大字西谷土与県境行政区区域関係ヲ有スル国有林境界査定実地立会ニ関スル件

各立会人

愛媛県属

佐野 利平

〃

重川 政幸

郡 吏

高井 寛和

村 吏

土岡 三郎

高知県属

柳瀬 次太郎

高岡郡書記

川岡 幸良

東津野村長

辻 友 恵

西津野村書記

明神 雄吉

高知大林区

林務属

寺田 周太郎



ク 技手 小島 芳一

柳谷村官舎区主事 今井 義方

一、九月一日午前拾時過ぎ談判開始、高知県ハ国有林南境ハ従来ノ通り行政区域ニ就テハ愛媛県ト意見ヲ異ニスト主称セリ依テ之レガ立会ノ必要ヲ認メズ為メニ当方ハ立会セズ、次ニ大林区林務属、寺田周太郎氏曰ク同東境県境ハ明治廿六年ノ調査ニ同意ヲ得度トノ事、両県承諾セリ而シテ前調査ヲ以テ実地ハ別ニ調査ヲ為サズ各員解散セリ。

右復命ス

大正元年九月二日

柳谷村書記 土岡 三郎

柳谷村長 鶴井 浅次郎 殿

大野原境界行政訴訟事件として始まったこの裁判も争論を繰り返しながら二〇年が過ぎた。大正一三年夏を迎えて、裁判もようやく大詰めに近づき、実地検証の段階となっている。

久第一五六号

大正十三年五月二十六日

久万小林区署

柳谷村役場 御中

大野原境界行政訴訟ノ件

大野原境界行政訴訟ニ就テハ未タ当署へ公文通知無之モ聞ク所ニ依レバ原告側へハ来ル六月九日、評定官ノ実地検証アル趣ニテ来ル本月十五日付ニテ呼出状送達有之シトノ事ニ付一報御参考迄ニ御通知候。

第五章 村長制度期 明治二二年〜昭和五八年

追テ評定官ハ六月五日高知県着後順路決定相成ル管トノ事ニ候。

大正十三年六月十日ヨリ、大野原境界実地検証実施ス

行政裁判所

評定官

書記

原告

榑原村助役

訴訟代人弁護士

被告

農商務省事務官

大林区署属

小林区署

小林区主事

愛媛県属

同

郡書記

高知県属

嘱託

村長

書記

関口健一郎

永井実太郎

茨木包政

坂本久寿

武田久雄

岡林広吉

山崎免喜次

茶畑市松

飯尾鉄吉

中村福次郎

正岡公平

河野亀喜

高井寛和

藤田順吉

谷脇則光

関係者

森岡勇次郎

外

六月十日大野原境界、十一日姫草ヨリ三ツ石附近、十二日森岡勇次郎氏宅ニテ、原告、被告ニ対スル尋問アリ、数時間ニワタリ弁論アリタリ、同十三日地芳峠ヨリ、ガンドウ岳迄、実地検証、午後七時古味ニ帰り、十四日解散ス。終り。

この実地検証が実施されてから、裁判は進行をみせて、二〇年余にわたった大野原訴訟事件は、国側の勝訴となつて、高知県側の主張は認められず、大野ヶ原から五段高原にかけて、予土国境は大峯筋の分水嶺と決定された。

郷土を守る、県と村、村人の惜しみなき努力によつて、元禄の昔から、二百三十余年に及び、流血の惨事を見せんばかりの争いを続けてきた、予土国境の紛争にも、終止符が打たれ、村人が安心して働ける平和の日々が、よみがえつたのである。

人々は永き争論の終結を喜び、地元の人たちは、祝賀会を催すため、久万へ集まることになり、わしの父親も参加したのを覚えていると、中久保の西森義元古老は語つた。

県や、小林区署、東京の弁護士も、招いたのであろう、村と村人の感謝の気持が捧げられた。

#### 第四節 「地方自治法」施行期の行政展開

昭和二〇（一九四五）年の敗戦を転機として、わが国の地方行政は一大転換を遂げることとなる。まず従来の中央政府主体の「集権的地方行政体系」を支えてきた、府県制、市制、町村制の法体系は廃棄された。つづいてすべての行政区域種別を統合一本化した法体系として、地方自治法が制定された。この法律は、近代化日本の地方行政の一般法Ⅱ

基本法である。敗戦↓占領下という外部動因に倚ったとは言いながら、当時の内務省の官僚たちの頭の皮質の奥深く潜んでいたわが日本民族がいだいてきた自治意識が、またと得がたい絶好のチャンスをつかんで、いのちの息吹きを開始したものと云えないだろうか。そして新憲法の中に、独自の座を占めたことは、同法第一条に明言する地方自治の本旨、基本的関係の確立、健全な発達の保障を約定するものではないだろうか。

今年地方自治法は三六歳の盛年である。かえりみてこの三六年間の星運の軌道は、「激変」の一語につきると思われる。それは同法自体の変更理由に因る二一次に及ぶ改正と、関係諸法の変更に連動して措置された改正と合わせ、実に一一〇回に及ぶ改正がその証左である。まことにはげしい適応ぶりと言うべきであろう。法はこれらのはげしい変更を重ねるごとに、法体系としての體質を整えると共に、法運用としての村政府の行政展開に、地方自治の本旨に即した成果を着実に結実したのであつた。以下「地方自治法施行期における行政展開」を述べるに当たって、数多い要素要因の中で、村政府の行政活動を可能ならしめた主要要因としての「地方財政体系の確立」と、この期を他に比類のない「激変期」と意味づけられる「村政府活動の外部環境の構造変化」についてその概観を試みる。

### 地方財政体系の確立

さきの町村制の施行期には、村、政府（中央政府・都道府県）対置される行政体Ⅱ公法人としてこの名辞をつかう）としての組織を持ちながら、その運用に難渋した。行政体制を具えながら、その財政体制を伴わなかつたからである。戸長期に整備した土地税制Ⅱ地租を主軸とする税源に依存する財政体系は、まことに痛々しい劣弱性（よわさ）と偏倚性（いちぢさ）を思わせるものであつた。さきの町村制に比して、地方自治法には、著しい自治権の拡大と充実とが求められている。わけて地方自治体の遂行事項として、従来の公共事務及び法律、政令に基づく当自治体に属するもののほか、当自治体の区域内におけるその他の行政事務で、国の事務に属さない事務を処理するまでに拡充した。完璧に近い行政体制の整備である。

しかしながら、地方財政の体制は虚弱であり区々である。地方自治法の成果は、行財政一体化の確立に俟つほかはない。昭和二四（一九四九）年九月一五日のシャウプ勧告は、われわれ日本人にして到底構想制作し得ないほど透徹した「日本租税制度論」である。ここに至って、中央、都道府県、市町村三体系均衡の税制抜本改革が行われるに至ったのである。

シャウプ勧告をふまえて、昭和二五（一九五〇）年五月三〇日、地方財政平衡交付金制度の制定となる。つづいて昭和二七（一九五二）年七月三十一日、義務教育費国庫負担法の施行によって、地方財政の強化が図られた。さらに、昭和二九（一九五四）年五月一五日、さきの地方財政平衡交付金制度の改善による「地方交付税制度」の確立となる。ここに永年に及んだ地方税制の改廃は、盤石の税源の上に安定の地歩を確保したのである。さらに村政府に対して増加してきた法律、政令等に基づく委任事務、村政府が自主計画する事業開設、これらの遂行に要する財源として、国庫及び県の支出金の手当、加えて地方債による財政補強の法体系にまで及んで整備された。昭和三〇（一九五五）年にかけて村政府の従来の財政難澁は解消した。地方自治法は名実ともに、その健全な発達を保障されたのである。ここでも一度、後述の行政展開表の財政動態の対照を試みる。あの日あこのころ、「学校築造と道路改修」に村費の大部分を喰われる。村政府は金策のため、探せる限りの「附加税目」をあさり、零細な「お下給金」に感泣した。あげくの果ては、予算額の大部分を、各戸への特別税戸数割と教育費寄附金に依存せねばならなかった。その賦課徴収のために、村会は、等級査定と課額決定に、過日の慎重審議を重ねていたのであった。

「地方自治法」は、地方自治の行政設計書である。国はこの設計書を制定し、施工資金を調達して、設計者の責に任じている。村政府は地方自治法の運用者であり、村民は運用対象者である。設計書に描かれた計画は、運用者村政府によって、施工対象としての村民生活の実際面

### 村政府活動の外部 環境の構造変化

に、施工が加えられていく。これが村の行政展開の具体相なのである。

今日の地方自治法の施行期は、史上比類のない激変期である。この三六年の変化の激しさは、民族史上優に数千年の変化に相当する。設計運用者である村政府は、この激変の実相を確実に捉えて、最上の使用書を作成しなければならぬ。激甚な変化への即応、これが当期の行政展開の肝腎要である。

この三六年間に、どの面、どの層、どの部分が激変したのか。激変しつつあるのか。我々は大半こう考える。過疎化、高度化、情報化、大衆化、都市化、多様化、システム化、管理化、脱工業化等々。全体社会の変化の実情を、包括的に述べて、その変化の実体が捉えられようか。それだけでは、当面する子供の暴力問題一つ、その核心に接近することは、むづかしいのではなからうか。村政府が打ち出すべき施策の鍵穴の所在は見つけにくいのではないか。問題の困難さの所在はどこか。

何もかも、すべてのものが、すべてのことが激しく変化し、激しく変化しつづける。すべてとは、個人も、家庭も、地域社会も、全体社会もすべてに及んでいることを指す。そして、これらすべての面の、すべての生活時間も、生活空間も、生活水準もみんな例外を残さず、激しく変化し激しく変化をつづけていく。縦糸も横糸もすべて一変した。質も量も一変した縦糸、横糸で織り出される。運用対象者村民の生活布地が、予想もつかない変わり方をかもし出すのは避けられないこととなる。村政府が描く使用書の困難さはこの点ではないだろうか。やがて、生活構造、生活環境構造の激変は、生活意識・人間価値観の変化に結着する。欲求の輪は果てしなく拡がりつづける。そして不安もまたこの拡がりにつれてその波紋を拡大してゆく。生活の豊かさ、生活の便利さの中にありながら、こころの貧しさ乏しさは、つぎることなく大きく輪をひろげていく。「町村制施行期」の「秩序行政主軸」は、今日「地方自治法施行期」の、「給付行政主軸」へと変貌を遂げていくのである。

地方自治法施行期の行政展開

事項	期年	村長部局	村議会構成	財政動態	行政施策
地方自治法施行第一期	昭和二三	村長 西本金太郎 (四一七 就任) 収入役 谷脇 則光	1 稲田 登 2 小坂卯太郎 (五一三 議長) 3 正岡 元光 4 藤坂 利雄 5 目戸 守衛 6 花井秀太郎 7 久保内幸吉 8 片岡 廣治 9 西森 幸廣 10 土居 竹松 11 永井 元栄 12 正岡 一栄 13 室木 績 14 西本 重徳 (五一三 副議長) 15 長谷善次郎 16 三好 力松	決算総額 一六五〇七三七円	<p>。前年度一般会計并特別会計歳入歳出決算認定(以降各年度共通)。現年度一般会計并特別会計歳入歳出追加更正予算議決(以降各年度各次共通)。次年度一般会計并特別会計歳入歳出予算議決(以降各年度共通)。初等中学校建設決定。初等中学校仮校舍建設決定。柳谷村議会議規則改正。農業会西谷支所設置問題協議。基本財産調査協議。村税賦課率変更。歳計現金預入先決定。久万榑原線改修。議會常任委員会并特別委員会委員(議會成立時その他随時)。議會ノ同意ヲ要スル各種委員会委員ノ同意選任(以降随時)。手数料条例改正。消防団設置条例制定。村道認定。村民税ノ制限外課税制定。地租、家屋税、營業税ノ各附加税ノ制限外課税制定。</p>

期年 事項	村長部局	村議会構成	財政動態	行政施策
地方自治法 施行第一期	村長 西本金太郎 (四一八 辞任) 村長 永井 元栄 (七一 就任) 助役 谷脇 則光 (二一七 就任) (七三一 辞任) 第一 久保内幸吉 (八一八 就任) 第二 永井 栄澄 (九一 就任) 收入役 谷脇 則光 (二一七 辞任) 收入役 鶴井喜久雄 (九一 就任)	7 久保内幸吉 (八一八 辞任) 11 永井 元栄 (八一八 辞任) 7・11 欠員 ほか 同前	決算総額 三二一〇〇〇円 歳入配布税 三六・三% 県税附加税 二二・四 国庫支出金 二二・〇 村 税 一六・八 歳出役場費 三四・七 教育費 二七・三 産業経済費 一七・六 決算総額 六四〇四〇〇円	。牛馬税賦課徴収条例制定。罾孵化場設置。 。休場組分離陳情。村有財産処分。吏員定 数規定改正。休場組ノ分離陳情ヲ否トスル決 議。地租、家屋税、事業税ノ各附加税制限外 課税決定。村民税等級持分賦課額決定。職 員特別一時金充当起債。永野峰開拓計画補助 。柳谷・中津合併推進委員選任。立野道路補 助。郡町村会設置。農業改良助長法に基つ き地区農業委員会委員推せん。
昭和二三 昭和二四	同 期 村長 永井 元栄 第一 久保内幸吉 (八一八 辞任) 助役 永井 栄澄 收入役 鶴井喜久雄	7・11 欠員 6 花井秀太郎 (死亡) ほか 同前	決算総額 六四〇四〇〇円	。柳谷村手数料条例一部改正。柳谷村国民健 康保険組合条例制定。村民税臨時増徴条例制 定。猪伏林道開通。落出・古味間省営バス 運行方陳情。第五黒川発電所建設につき管行 よりえん堤に通ずる道路開設。柳井川、西谷 両中学建築資金負担方法協議決定。柳井川中 学位置問題、西谷中学敷地問題対策。



地方自治法 施行第二期	昭和二六	昭和二五	同 期
村長 永井 元栄 助役 永井 栄澄 収入役 鶴井喜久雄	補選により 6 丸山 環 7 堀田清太郎 11 近沢 政弘 ほか 同 前	村長 永井 元栄 助役 永井 栄澄 収入役 鶴井喜久雄	決算総額 一、二六二、〇〇〇円 歳入村 税 七〇・八% 平衡交付金 一五・四 国庫支出金 九・八 歳出役場費 一四・八 教育費 一三・二
1 岡田 文吉 2 渡部 寿栄 3 森岡金三郎 (五―四議長) 4 近沢 政弘 5 正岡勝次郎 6 鶴井 義一 7 稲田 登 8 中居 亀松 9 中村 静男 10 山下 藤吉 11 丸山 環 12 西森栄十郎 13 長谷善次郎 (五―四副議長)	決算総額 二、五六七、二〇〇円 歳入村税 五四・二% 繰越金 二二・二 国庫支出金 六・四 地方財政平 衡交付金 六・三 歳出教育費 六三・一 役場費 九・六 産業経済費 九・二 土木費 六・九	西谷中学敷地造成中石垣崩壊―同修復対策 柳井川中学位置問題対策。休場組分離意志 問題対策。農林省砂防事務所建設協議。上 浮穴高校落出分校教育振興委員選出。部落道 路を条件付で村道に認定。村道名荷線、落出 別府線崩壊復旧施工。教員住宅の新増改買収 費用七割村費補助、維持修繕校下負担。 柳谷村議員定数条例制定。柳井川中学校建 築位置変更。柳谷村公平委員会規約制定。 村有林立木処分。固定資産評価審査委員会条 例并規程制定。西谷中学校新築工事、柳井川 中学校敷地工事請負。休場組に対する補助金 一〇万円。猪伏林道、奥地林道奈良敷線改修 一部事務組合設置。	

期年	事項	村議会構成	財政動態	行政施策
同 期	村長 永井 元榮 助役 永井 榮澄 (二〇一六再任) 収入役鶴井喜久雄 (八一三一退任)	15 渡部 透 (三一二七 転出失格) 15 兼井兼太郎 (三月二七日 繰上当選) ほか 同 前	決算総額 二五一八五千円 歳入村税 六八・九% 繰越金 一五・七 国庫支出金 六・九 県支出金 二・六 歳出教育費 五五・八 産業経済費 一五・七 役場費 一二・〇 警察消防費 五・九	。奥地林道奈良敷線改修に対し林道組合側、地主側紛糾調停案調印。柳谷村教育委員会議会側委員選出。休場に通ずる沈下橋架橋確定。林道古味管行線を営林署の併用林道として使用決定。役場職員給与引上げ実施。
昭和二七	村長 永井 元榮 助役 永井 榮澄 (二〇一六再任) 収入役近澤房男 (四一就任)	15 兼井兼太郎 (三一一九議 長) ほか 同 前	決算総額 二二四三四千円 歳入村税 六九・二% 国庫支出金 九・六 繰越金 五・四 歳出産経費 三九・八 教育費 三三・五 役場費 一八・三	。柳谷村会計規程改正。奈良敷林道黒川橋復旧工事施工。村有財産買入。発電所関係の償却資産に対する固定資産税の減収。愛媛県消防団員公務災害補償組合規約一部変更。休場沈下橋架橋竣工。一時借入金対策。
昭和二八	地方自治法 施行第二期			

同 期	村長 永井 元榮 助役 永井 榮澄 収入役近澤 房男	同 前	土木費 八・八 財産費 七・三 決算総額 三三・四九七・五 歳入村税 六二・五 財産ヨリ 一七・九 ノ収入 九・八 村債 六・一 国庫支出金 二九・八 歳出教育費 二四・九 産経費 一三・八 役場費 七・八 警消費 三・一 財産費	・仕七川村・弘形村・中津村・柳谷村合併促進協議会設立—委員選出。財産買戻し。県道久万樽原線災害復旧工事費立替施行。本村特産物三極局納について陳情運動。歳費一時借り入れ。耕地災害復旧施行。
昭和二九	村長 永井 元榮 助役 永井 榮澄 収入役近澤 房男	1 森岡 惇一 2 中村 静男 (五) 九 副議長 3 西森 則知 4 中村 義政 5 松本 吉市 6 井野田 要 7 近沢 政弘 8 石村 重 (五) 九 議長 9 小坂卯太郎	決算総額 三三・二九九 歳入村税 五四・〇 繰越金 二二・〇 地交税 七・三 歳出教育費 四九・〇 産経費 二一・〇 役場費 一五・〇	・中津村の一部を吸収合併。仕七川村、弘形村及中津村の区域のうち大字黒藤川同沢渡の区域の合併並びに中津村の区域のうち大字中津の区域を柳谷村に編入。合併に伴う財産処分。柳谷村国民保険組合条例制定。柳谷村々々議員定数及選挙区設定条例制定。柳谷村々々議員の報酬および費用弁償に関する条例制定。国民健康保険特例決定。議員の任期、定数の特例制定。昭和二九災害に係る西谷中学校復旧。昭和二九災害に係る沈下橋復旧計画。久主小学校増築計画。鉢・稻村組の通
昭和三〇	地方自治法 施行第三期 村長 永井 元榮 助役 永井 榮澄 助役 政木茂十郎 (三) 一 一 就任 収入役近澤 房男	1 森岡 惇一 2 中村 静男 (五) 九 副議長 3 西森 則知 4 中村 義政 5 松本 吉市 6 井野田 要 7 近沢 政弘 8 石村 重 (五) 九 議長 9 小坂卯太郎	決算総額 三三・二九九 歳入村税 五四・〇 繰越金 二二・〇 地交税 七・三 歳出教育費 四九・〇 産経費 二一・〇 役場費 一五・〇	・中津村の一部を吸収合併。仕七川村、弘形村及中津村の区域のうち大字黒藤川同沢渡の区域の合併並びに中津村の区域のうち大字中津の区域を柳谷村に編入。合併に伴う財産処分。柳谷村国民保険組合条例制定。柳谷村々々議員定数及選挙区設定条例制定。柳谷村々々議員の報酬および費用弁償に関する条例制定。国民健康保険特例決定。議員の任期、定数の特例制定。昭和二九災害に係る西谷中学校復旧。昭和二九災害に係る沈下橋復旧計画。久主小学校増築計画。鉢・稻村組の通

第三編 政治

期年	事項	村長部局	村議會議成	財政動態	行政施策
昭和三一	<p>同 期</p> <p>村長 永井 元栄 六―二四 退職</p> <p>村長 政木茂十郎 (六―二五 就任)</p> <p>助役 永井 栄澄 (一〇―一五 退任)</p> <p>助役 政木茂十郎 (三一―三二 辞任)</p> <p>収入役近澤 房男</p>	<p>同 前</p> <p>10 矢野 久吉 11 相原 正朋 12 片岡万太郎 13 西森栄十郎 14 長谷 夏国 15 丸山 環 16 小栗 要 17 藤岡 照男 18 兼井兼太郎 (三一―三二 議長)</p>	<p>決算総額 三九四九七千円</p> <p>歳入村税 五二・六%</p> <p>財産ヨリノ収入 一六・三</p> <p>繰越金 一〇・〇</p> <p>歳出教育費 四一・四</p> <p>産経費 二六・三</p> <p>役場費 一一・三</p>	<p>。災害復旧工事費起債。柳谷村農業委員会設置条例制定。柳谷村営開設事業分担金徴収条例制定。柳谷村監査委員設置条例制定。休場沈下橋に係る負担金補助金問題協議。四国電力と当年産固定資産税に關し覚書取交し。柳谷村森林組合の林道開発資金借入れに対する損失補償。西谷小学校統合協議。固定資産税率を一〇〇分の二に変更。西谷小学校統合敷地工事中暗渠工事設計変更。美川柳谷共有林の下刈請負契約。○奈良藪 大野原両林道改良工事・落出別府線災害復旧工事に計検査院検査。農道災害復旧工事協議。西谷小学校統</p>	

<p>昭和三三</p>	<p>村長 政木茂十郎 助役 永井 栄澄 収入役近澤 房男</p>	<p>17藤岡 照男 (三)三一 副議長 ほか 同前</p>	<p>決算総額 五八七・一 歳入村税 三三・一 繰越金 二四・七 国庫支出金 一七・九 村債 一〇・二 歳出教育費 四六・九 社会労働 一一・六 施設費 一一・六 産経費 一一・〇</p>	<p>。地方自治法第一三八条第二項(事務管理及執行の責任)改正。柳谷村建設審議会条例制定。県工事立替工事金利率負担率(竣工後六か月の利子は請負者負担、其以後は村、請負者折半負担)決定。公営住宅建築費起債。メド山村有林造林協議。海外移住奨励(南米パラグワイ移住者)土地購入代補助金一戸当り一三万五千元、営農資金一戸当り一五〇万円)決定。</p>
<p>昭和三二</p>	<p>村長 政木茂十郎 助役 永井 栄澄 収入役近澤 房男 (五)一七 就任</p>	<p>18兼井兼太郎 (三)三一 議長 7近沢 政弘 (三)三一 副議長 ほか 同前</p>	<p>決算総額 四九七・四 歳入村税 三九・四 財産より 二二・七 の収入 二二・七 国庫支出金 一二・六 繰越金 一〇・三 歳出教育費 四三・〇 産経費 一七・六 役場費 一一・九 社会労働 九・〇 施設費 九・〇</p>	<p>。柳谷村国民健康保険運営協議会規定及び療養給付規程制定。農業委員会委員定数条例制定。道路補助規程制定。議会議決事項を村長に於て専決処分した事項の報告・承認。柳谷村工事執行規則制定。災害復旧工事費起債。職員給与条例制定。中久保農道、国道三三号线拡張、鉢組の児童生徒通学橋整備等協議。観光八釜溪保勝策決定。小黒川橋架設決定。県工事立替施行。愛媛県町村職員退職手当組合退職手当条例制定。歳費一時借入れ。</p>
<p>同 期</p>	<p>村長 政木茂十郎 助役 永井 栄澄 (二)〇一 就任</p>	<p>18兼井兼太郎 (三)三一 議長 7近沢 政弘 (三)三一 副議長 ほか 同前</p>	<p>決算総額 四九七・四 歳入村税 三九・四 財産より 二二・七 の収入 二二・七 国庫支出金 一二・六 繰越金 一〇・三 歳出教育費 四三・〇 産経費 一七・六 役場費 一一・九 社会労働 九・〇 施設費 九・〇</p>	<p>合敷地建設々計変更。柳井川中学校舎災害復旧工事。</p>

期年 事項	村 長 部 局	村 議 会 構 成	財 政 動 態	行 政 施 策
地方自治法 施行第四期 昭和三四	村長 政木茂十郎 助役 永井 栄澄 収入役近澤 房男	1長谷 夏国 (五—一四副 議長) 2永井 勝 3井野田 要 4中村 傳吉 5植木 和卓 6森岡 道晴 7森岡 惇一 8丸山 光康 9岡田 定道 10西森 則知 11中越 岩吉 12松本 吉市 13鶴井喜久雄 14藤岡 照男 15片岡萬太郎 16的場 正純 17岡本金五郎 18中村 静男 (五—一四副 議長)	決算総額 三四八六千円 歳入村税 五五・九% 地方交付税 一二・八 繰越金 九・七 歳出教育費 二五・一 産経費 二二・四 役場費 一六・二 土木費 一〇・一	<p>。柳谷村議会の議員の定数及選挙区設定条例廃止。柳谷村議定会数条例制定。新市町村建設計画策定。常任委員会設置条例(総務、文教厚生、産業建設)制定。予算外債務保証をするにつき承認。柳谷村教育委員会委員報酬条例制定。損失補償契約締結に関する予算外義務負担について決定。柳谷村公平委員会事務委託に関する規約制定。上浮穴郡養老院組合規約一部改正。上浮穴統合伝染病棟組合規約一部変更。柳谷村農業共済組合を村当局に移譲。慰霊塔建立補助。古味組簡易上水道設置認定陳情。消防充実陳情。昭和三二年災害一〇号復旧工事奈良藪林道及び龍宮橋々台改修工事補助。</p>

同 期	同 前	同 期	同 前
昭和三六 村長 政木茂十郎 助役 永井 榮澄 (七一〇 退職) 助役 高橋 強 (七一〇 就任) 収入役近澤 房男 (五一七 就任)	昭和三五 村長 政木茂十郎 助役 永井 榮澄 (七一〇 就任)	1長谷 夏国 (五一七 議 長) 7森岡 惇一 (五一七 副 議長) そのほか同前	決算総額 六一八〇八千円 歳入村税 三三・〇% 財産より の収入 二九・〇 県支出金 一二・六 地方交付税 一〇・六 歳出産経費 三二・〇 財産費 三〇・二 教育費 一三・八 役場費 一二・七
決算総額 六一四一四千円 歳入村税 二九・五% 県支出金 二一・一 地方交付税 一七・六 分担金及 負担金 一四・五 繰越金 一〇・九	決算総額 六一四一四千円 歳入村税 二九・五% 県支出金 二一・一 地方交付税 一七・六 分担金及 負担金 一四・五 繰越金 一〇・九	。国有林野買入。一時借入。海外移住者助 成金交付。柳谷村消防団条例及び消防団規則 制定。柳谷村幼児学級設置及運営規則制定 。中学校統合問題に係る永野現地踏査。社会 教育委員の定数及び任命に関する条例制定。 青年学級の開設及び運営に関する条例制定。 国道三三号線拡張に伴う立退等補償金一時立 替。旭より休場へ通ずる道路開さく。小黒 川へ電気導入、立野貯水池引水、川前組道路、 古味滝野、落出、永野各組消火栓、中久保・百 ケ市各組消防ポンプ等協議。落出公営住宅敷 地買収。管行土地改良区対岸へ通ずる橋梁架 設助成。稻村林道延長・鉢組道路新設等へ助 成。高野橋改修工事補助。稻村農道・猪伏 林道橋梁・管行農道橋梁・大野ヶ原林道橋梁等 。猪伏林道災害復旧・窪田農道災害復旧等各工 事。	。柳谷村立中学校統合議決。中学校統合建設 委員会設置。村有財産処分。中津中学校々々 下民同盟休校処置(中津分校容認)。植林施業 。地方議会議員互助年金に係る加入。中学校 統合問題三試案表決。職員定数条例・課設置 条例制定。農林漁業振興事業資金融通に關す る条例制定。統合中学校敷地買収決定。農業

期年 事項			地方自治法 施行第五期
村長部局	村長 政木茂十郎 助役 高橋 強 収入役近澤 房男	同 期 昭和三七	村長 政木茂十郎 助役 高橋 強 収入役近澤 房男
村議会構成	同 前		1 藤坂 義雄 2 土居 通保 3 中村 静男 (五―四議長)
財政動態	<p>歳出産経費 五五・七 教育費 一四・四 役場費 一三・二</p>	<p>決算総額 六九三二四 千円 歳入村税 三一・一 地方交付税 二八・八 県支出金 一四・九 歳出産経費 四六・五 役場費 一六・二 教育費 一六・二</p>	<p>決算総額 一一〇九〇五 千円 歳入県支出金 三六・九 地方交付税 二〇・二 村税 一九・一</p>
行政施策	<p>共済条例制定。名荷林道用地買収。中学統合に関し中津地区陳情団との全員こん談、村有林椎の木古松伐材願末。養蚕組合稚蚕飼育場に対する助成。防火用施設改修に対する村費補助。国道三三三号線付替工事反対陳情、中学統合問題について兼井氏調停。</p>	<p>。中学統合促進に関する大字西谷陳情団陳情(即時入札を約定)。統合中学本館建築請負契約。統合中学建設費を継続費とすることを決定。幼児学級保育料徴収条例制定。火災予防条例制定。村有建物処分。上水道事業給水条例制定。川下三組と村との問題解決。諸証明書手数料条例改正、村道の認定・廃止。森林組合の借入金に対する補償決定。地芳線開設工事に伴う地元負担金について中久保組陳情、補助率決定。川前公園の美化について協議。農村公衆電話陳情。</p>	<p>。村有立木売却。柳谷統合中学校敷地工事・建設工事、寄宿舎建設工事、第二期工事等協議。統合中学校地取得事業費充当起債。不動産取得。歳費一時借入。村議會議員選挙区変</p>



同 期	昭和三八
村長 政木茂十郎 (三十一・一九) 退任 村長 沂澤 房男 (三十一・二〇) 就任 助役 高橋 強 (七・一八) 辞任 助役 目戸 藏 (二一・一五) 就任 収入役 近沢房男 (三一九) 辞任 収入役目戸 藏 (三二・二八) 就任	4 鶴井喜久雄 5 正岡 秀雄 6 大野 強 7 松本 若尾 8 土居 忠 9 丸石 繁頼 10 矢野 悟 11 坂田 昌武 12 館野 義行 13 岡田 定道 14 藤岡 照男 15 森岡 惇一 16 丸山 光康 17 長谷 夏国 18 松本 吉市 (五・一四) 副 藏
18 松本 吉市 (一・二〇) 藏 長 (一・二〇) 藏 12 館野 義行 (一・二〇) 副 藏 そのほか同前	分担金及 び負担金 一・二・三 歳出産経費 六一・九 役場費 一一・〇
決算総額 一六六四九九千円 歳入国庫支出金 四八・六 地方交付税 一六・三 村税 一二・六 歳出災害復旧費 四九・四 農林水産費 一五・五 総務費 一〇・二	更案否決。四国電力寄附金交渉妥結。防災 会議条例制定。村有林処分。中学実質統合 実施について、村・議会・教委と中津側との話 合い協定成立。統合中学校特別委員会設置。 電源開発誘致特別委員会設置。村有林名荷山 売却。台風第九号被害対策々定。新黒川発 電事業誘致期成同盟会結成。上浮穴会館管理 組合規約改正。村営団地管土改良事業施行 について利子補給および損失補償に係る予算外 義務負担について決定。区域外に於ける共同 営造物について決定。昭和三八年度災害復旧 工事予定并同査定策定。教育長の給与勤務時 間其の他の勤務条件に関する条例制定。

期年 事項		昭和四〇	昭和四一
村長部局	収入役政本 (二二―二五就任) 明	村長 沂澤 房男 助役 目戸 徹 収入役政本 明	村長 沂澤 房男 助役 目戸 徹 収入役政本 明
村議会構成		同	同
財政動態	教育費 八・七	決算総額 一二八五四六千円 歳入地方交付税 二四・四％ 国庫支出金 一七・八 村税 一七・二 県支出金 一四・五 分担金及負担金 一一・九 歳出農水費 二五・八 災復費 二三・五 教育費 一六・一 総務費 一二・五	決算総額 一四八九一八千円 歳入地方交付税 二二・一％ 国庫支出金 二九・一 農水費 一八・七 県支出金 一〇・二 歳出災復費 二〇・一
行政施策	・特別会計中学統合歳入出補正予算議決。高野ツエノモリ水路復旧工事。柳谷中学校特別教室並びに給食施設建築工事等施工。	・特別職の給与に関する条例制定。交通安全保持に関する条例制定。山村振興法に基づく振興山村指定申請。分収造林契約の一部解消。公共施設から暴力団を締め出し決定。二級河川に指定に伴う意見具申。	・青少年問題協議会設置条例制定。消防団設置条例制定。消防団員の定員、任免、給与服務に関する条例制定。農業共済の状況を説明する書類作成に関する条例制定。農業共済事業に係る権限を収入役に行わせる条例制定。村有財産取得。靖国神社の国家護持に関する決議。伊豆ヶ谷林道の村林道併用決定。団体

同 期	地方自治法 施行第六期	
村長 近澤 房男 (三二一〇) 就任	村長 近澤 房男 助役 目戸 巖 収入役 政木 明	
同 前	1 長谷 夏国 2 森岡 惇一 3 松本 吉市 (五十八議長) 4 藤坂 義雄 5 正岡 秀雄 6 大野 強 7 坂田 昌武 8 館野 義行 (五十八副議長) 9 西森 重行 10 藤岡 角雄 11 竹本 俊夫 12 大平 政則 13 山中 貞一 14 高橋 増美 15 高岸 勝繁 16 森岡 晴子	
決算総額 二〇五二九千九百 歳入地方交付税二六・二八%	決算総額 一六四四七千二百 歳入地方交付税 二五・七% 県支出金 二五・二% 村 税 一六・九% 村 債 一一・〇% 歳出農水費 四〇・一% 土木費 一五・五% 教育費 一二・五% 総務費 一三・八%	土木費 一九・二% 農水費 一七・一% 教育費 一四・四% 総務費 一四・四%
。特別職報酬等審議会条例制定。 。柳谷村立学校設置条例制定。 。非常勤職員の公務災害補償	。村議会議員の定数を減少する条例を廃止する 条例制定。 。村議会議員の選挙区を設け、各選挙区に於て選挙すべき議員の数を定める条例案 否決。 。村議会の委員会の条例の一部を改正する 条例制定。 。村有財産取得。 。表彰条例制定。 。諸般の報告公共事業補助金交付条例制定。 。 辺地に係る公共施設の総合整備計画。 。県営の 治山事業の施行承諾。 。村道窪田線改良工事施 工。 。村道路線の認定。 。土地改良区財産の讓 受。	営土地改良事業久主農道計画変更。

期年	事項	村長 部局	村議会 構成	財政 動態	行政 施策
昭和四三	助役 目戸 巖 (二一・二五就任) 収入役政木 明 (二一・二五就任)	村長 近澤 房男 助役 目戸 巖 収入役政木 明	1長谷 夏国 (六―二四議長) 7坂田 昌武 (六―二四副議長) ほか 同前	決算総額 二五四三七一 千円 歳入地方交付税三一・二二% 歳入 地方交付税 三九・一七 歳出 農水費 四四・二九 歳出 農水費 三〇・五五 歳出 農水費 三〇・二二 歳出 農水費 一八・四三 教育費 一四・二五 土木費 九・九八 村 債 一三・三四 村 税 一三・三九 総務費 一五・三四 教育費 一四・二五 土木費 九・九八	。柳谷村文化財保護条例制定。役場庁舎建設。清掃条例制定。村有林立木処分。愛媛県町村交通災害共済組合設立。柳谷中学校体育館基金へ寄附受入。柳谷中学校体育館建設完了。林業構造改善林道稲村線開設工事施工。併用林道協定。 。庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例の廃止。自然林野保護条例制定。産業会館条例制定。児童扶養手当条例制定。犬取締り条例制定。併用林道協定。学校給食運営協議。姫鶴荘運営協議。蚕繭無事戻し金の交付。林道路線の認定。村道路線の廃止。
昭和四五	村長 近澤 房男 助役 目戸 巖 収入役政木 明	同 前	決算総額 二四八九四五 千円 歳入 地方交付税 三九・一七% 歳入 地方交付税 三九・一七 歳出 農水費 四四・二九 歳出 農水費 三〇・五五 歳出 農水費 三〇・二二 歳出 農水費 一八・四三 教育費 一四・二五 土木費 九・九八 村 債 一三・三四 村 税 一三・三九 総務費 一五・三四 教育費 一四・二五 土木費 九・九八	。柳谷村文化財保護条例制定。役場庁舎建設。清掃条例制定。村有林立木処分。愛媛県町村交通災害共済組合設立。柳谷中学校体育館基金へ寄附受入。柳谷中学校体育館建設完了。林業構造改善林道稲村線開設工事施工。併用林道協定。 。庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例の廃止。自然林野保護条例制定。産業会館条例制定。児童扶養手当条例制定。犬取締り条例制定。併用林道協定。学校給食運営協議。姫鶴荘運営協議。蚕繭無事戻し金の交付。林道路線の認定。村道路線の廃止。	

同 期	昭 和 四 六	地 方 自 治 法 施 行 第 七 期	村 長 近 澤 房 男 (三 一 二 〇 就 任)	村 長 近 澤 房 男 助 役 目 戸 巖 收 入 役 政 木 明	村 長 近 澤 房 男 助 役 目 戸 巖 收 入 役 政 木 明
9 高 岸 勝 繁 (三 一 二 八 議 長)	1 松 本 吉 市 2 山 中 貞 一 (一 一 四 死 亡) 3 大 野 強 (五 一 一 副 議 長) 4 矢 野 悟 5 坂 田 昌 武 (五 一 一 議 長) 6 館 野 義 行 7 藤 岡 角 雄 8 竹 本 俊 夫 9 高 岸 勝 繁 10 森 岡 晴 子 11 鶴 井 義 一 12 平 野 秀 雄 13 中 村 忠 幸 14 長 谷 夏 国	1 松 本 吉 市 2 山 中 貞 一 (一 一 四 死 亡) 3 大 野 強 (五 一 一 副 議 長) 4 矢 野 悟 5 坂 田 昌 武 (五 一 一 議 長) 6 館 野 義 行 7 藤 岡 角 雄 8 竹 本 俊 夫 9 高 岸 勝 繁 10 森 岡 晴 子 11 鶴 井 義 一 12 平 野 秀 雄 13 中 村 忠 幸 14 長 谷 夏 国	決 算 總 額 三 五 四 一 九 一 千 円 歲 入 地 方 交 付 稅 四 一 ・ 四 〇 %	決 算 總 額 二 九 九 二 三 七 千 円 歲 入 地 方 交 付 稅 四 〇 ・ 三 〇 % 県 支 出 金 二 三 ・ 七 九 村 債 一 二 ・ 三 七 歲 出 農 水 費 三 七 ・ 八 八 土 木 費 一 三 ・ 八 二 教 育 費 一 三 ・ 五 五 總 務 費 一 一 ・ 四 二	歲 出 農 水 費 三 七 ・ 四 四 教 育 費 一 三 ・ 七 四 總 務 費 一 二 ・ 九 七 土 木 費 一 二 ・ 八 六
。久万地方清掃事務組合規約制定。○小字の区域変更。○村営土地改良事業の施行。○国営四国カルスト土地改良事業に対する負担金決定	。農業共済を廃止する条例制定。○老人医療費給付条例制定。○分担金、負担金賦課率決定。○団体営農道整備事業郷角線・林道整備事業奈良藪線・林道地芳線・団体営農道整備事業滝野線等の開設工事施工。○農業共済広域合併設立委員選任。				

期 事 年 項		
村長部局	助役 目戸 巖 (二一―二五就任) 収入役政木 明 (二一―二五就任)	同 期 村長 近澤 房男 助役 目戸 巖 収入役政木 明
村議会構成	8竹本 俊夫 (三一―二八副議長) 4矢野 悟 (一―一八死 亡) 三―五補欠選 挙により 2永井 勝 4松本 若尾	3竹本 俊夫 (四―一二議長) 11鶴井 義一 (四―一二副議長) そのほか同前
財政動態	県支出金 二六・八九 歳出農水費 三六・五七 土木費 一三・九〇 総務費 一〇・七四 教育費 一〇・四六	決算総額 四九七〇八五 <sup>千</sup> 円 歳入地方交付税三九・三一 県支出金 二一・六三 村 債 一五・四七 歳出農水費 三七・五三 土木費 一八・九四 総務費 一一・七三
行政施策	。広域市町村圏振興整備措置要綱の法制化に関する決議提出。分担金・負担金賦課率改正 。滝野農道・鉢農道・幹線林道奈良藪線・一般林道平サコ線等の開設工事施工。村営墓地新設。村道路線廃止。	。上浮穴郡統合伝染病棟組合解散。上浮穴土地開発公社設立。久万地方清掃組合解散。 。上浮穴郡養護老人ホーム解散。上浮穴郡町村財産管理組合解散。上浮穴郡生活環境事務組合設立。廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定。柳谷村基本構想策定。基幹集落センター建設。地籍調査事業活動開始(向う一〇か年)。小字の区域変更。畜産振興事業条例制定。村道路線認定。上浮穴各種事務組合解散に伴う財産処分。村道窪田線改良事業受益者負担金減免・同線第一工区改良事業施工。山振小村農道及幹線林道奈良藪線の開設工事施工。愛媛県旧市町村職員恩給資産管理組合解散。四国カルスト大規模草地改良事業に伴

<p>同 期</p> <p>村長 近澤 房男</p> <p>助役 目戸 巖</p> <p>収入役政木 明</p>	<p>昭和三〇</p>	<p>地方自治法 施行第八期</p> <p>村長 近澤 房男</p> <p>助役 目戸 巖</p> <p>収入役政木 明</p>	<p>昭和三〇</p>
<p>6 館野 義行 (三) 一五 巖 長)</p> <p>3 大野 強 (三) 一五 副 議長)</p> <p>そのほか同前</p>	<p>決算総額 六八二八・一〇 千円</p> <p>歳入地方交付税三七・五六 %</p> <p>県支出金 二〇・四〇</p> <p>歳出農水費 四二・四〇</p> <p>総務費 一三・二五</p> <p>土木費 一二・七四</p>	<p>1 平野 秀雄</p> <p>2 中村 忠幸</p> <p>3 谷口 一男</p> <p>4 藤岡 角雄</p> <p>5 井野 静夫</p> <p>6 竹本 俊夫</p> <p>7 西森 光義</p> <p>8 松本 正男</p> <p>9 鶴井儀太郎</p> <p>10 松本 若尾 長) (五) 一 二 副 巖</p> <p>11 館野 義行</p>	<p>決算総額 七六七〇・五七 千円</p> <p>歳入地方交付税三八・一五 %</p> <p>県支出金 三〇・四七</p> <p>村 債 一三・四〇</p> <p>歳出農水費 四三・四〇</p> <p>土木費 一四・五三</p> <p>総務費 八・八二</p>
<p>う牧道開設用地寄附。分担金・負担金の賦課徴収規則の一部改正意見を求む。</p> <p>。基幹集落センター建設基金条例制定。土地開発基金条例制定。重慶心身障害者医療助成条例制定。基幹集落センター建設工事施工。母子家庭医療助成条例制定。基幹集落センター建設基金条例廃止。村有財産処分。基幹集落センターの設置および管理に関する条例制定。柳谷村過疎地域振興計画策定。柳井川小学校プール建設工事施工。村道本谷線一種改良工事・団体営農道本谷線・同永野線開設工事等施工。字の新設。</p>		<p>。産業会館条例廃止。(財)柳谷村企業公社の設立に伴う村有財産寄附。財政調整基金条例制定。松山広域福祉施設事務組合設定。災害弔慰金の支給及災害援護資金貸付に関する条例制定。字の新設並びに区域変更。柳谷村作業林道開設事業実施要綱制定。四国カルスト地区草地開発付帯事業施工。特別会計条例の一部改正。村道トビアナ線・林道平サコ線・農道高地線・林道背之谷線・村道郷角線・団体営村道本谷線等各開設工事施工。村道窪田線特殊改良第二種工事施工。奥地林道名荷線同大上線舗装工事施工。団体営農道鉢線。</p>	

期年 事項	村長部局	村議会構成	財政動態	行政施策
昭和五二	<p>村長 近澤 房男 助役 目戸 巖 収入役 政木 明</p>	<p>11 館野 義行 (三一・一九議長) 4 藤岡 角雄 (三一・一九副議長) ほか 同前</p>	<p>決算総額 一三〇〇七二三千円 歳入地方交付税 二七・八二% 県支出金 二五・二三 村 債 一八・八五 国庫支出金 一二・七九 歳出農水費 三八・〇四 土木費 二三・二八 総務費 八・六三</p>	<p>。印鑑登録及証明に関する条例制定。災害見舞金支給に関する条例制定。柳谷中学校寄宿舎増改築工事施工。字の新設并に区域の変更。中津集会所新築工事施工。高齢者医療保障に関する抜本改革決議(議員提案)。村道中津線二号災害復旧工事変更施工。村道中津線・林道中畑線・同背之谷線・同トビアナ線・同平サコ線・同名荷線等の舗装工事施工。北方領土復帰促進に関する意見書提出。団体営業道本谷線・同オオニシ線・同川前線・普通林業背之谷線・同中畑線・同横谷線・協業林道トビアナ線等開設工事施工。梁瀬橋(仮称)新設</p>
昭和五一	<p>村長 近澤 房男 (三一・二〇就任) 助役 目戸 巖 (二二・二五就任) 収入役 政木 明 (二二・二五就任)</p>	<p>同 前</p>	<p>決算総額 九三三三四〇千円 歳入地方交付税 三二・五一% 県支出金 三〇・二九 村 債 一八・九三 歳出農水費 四五・〇四 土木費 一二・九七 総務費 九・二六</p>	<p>。四国カルスト地区草地開発付帯工事施工。村有財産の処分。高齢者等肉用牛貸付基金条例制定。字の区域の変更。村議会議員半数改選制等反対決議(議員提案)。村道高野線・同広瀬線・同高地線・同寺野線・一般林道背之谷線・同平サコ線等の開設工事施工。村道中津線災害復旧工事施工。</p>



同 期	村長 近澤 房男 助役 目戸 巖 収入役政木 明	同 前	決算総額 一六四五八〇七千円 歳入県支出金 二八・五三% 地方交付税二六・四六 村 債 二二・四五 国庫支出金一・二三 歳出農水費 四三・九四 土木費 二五・七七 総務費 八・一五	工事施工。村道高野線・同稻村線・団体管農道松木線・林道大上線・同明野線・同稻村線等の開設又は舗装工事施工。村管土地改良事業（農道舗装永野地区） 。へき地保育所設置条例制定。へき地保育所使用料徴収条例制定。村有財産の寄附（産業開発公社）・西谷生活改善センター設置および管理に関する条例制定。淡水魚センター等設置に関する条例制定。柳谷村に居住する教職員への住居費補助要綱策定。字の新設及区域の変更。公営住宅落出団地新築工事施工。梁瀬橋新設工事変更施工。負担金減免（旭窪田線）。林業研修センター新築工事施工。村営土地改良事業（鉢地区農業整備）の施行。林道奈良藪線舗装工事施工。
昭和五三	地方自治法 施行第九期 村長 近澤 房男 助役 目戸 巖 収入役政木 明	1 正岡 秀雄 2 松本 正男 3 松本 若尾 4 藤坂 義雄 5 竹本 俊夫 (五) 藤坂 義長	決算総額 一八八五二二五千円 歳入県支出金 二六・八四% 地方交付税二六・八一 村 債 一八・四六 寄附金 一三・四六 歳出農水費 四一・八一 総務費 一九・四四 教育費 一一・四〇 土木費 一〇・一五	。幼稚園設置条例制定。へき地保育所設置条例の一部改正。林業研修センター設置に関する条例。柳井川小学校校体育館新築工事施工。公共交通確保のための法制化に関する意見書議決（議員提案）○字の新設並びに区域の変更編入（大字柳井川の一部）。区域をこえる道路の認定。村道路線の認定。農業改良普及事業に関する意見書提出。団体管農道本谷線・オオニシ線・川前線・公共林道横谷線等開設工事施工。
昭和五四	地方自治法 施行第九期 村長 近澤 房男 助役 目戸 巖 収入役政木 明	1 正岡 秀雄 2 松本 正男 3 松本 若尾 4 藤坂 義雄 5 竹本 俊夫 (五) 藤坂 義長	決算総額 一八八五二二五千円 歳入県支出金 二六・八四% 地方交付税二六・八一 村 債 一八・四六 寄附金 一三・四六 歳出農水費 四一・八一 総務費 一九・四四 教育費 一一・四〇 土木費 一〇・一五	。幼稚園設置条例制定。へき地保育所設置条例の一部改正。林業研修センター設置に関する条例。柳井川小学校校体育館新築工事施工。公共交通確保のための法制化に関する意見書議決（議員提案）○字の新設並びに区域の変更編入（大字柳井川の一部）。区域をこえる道路の認定。村道路線の認定。農業改良普及事業に関する意見書提出。団体管農道本谷線・オオニシ線・川前線・公共林道横谷線等開設工事施工。

期年	事項	村議会構成	財政動態	行政施策
同 期 昭和五五	村長 近澤 房男 (三二〇就任) 助役 目戸 巖 (二二五就任) 収入役政木 明 (二二五就任)	10西森 光義 11館野 義行 12平野 秀雄 (五副議長)	決算総額 一五九四二・一 歳入地方交付税三五・七五 歳支出金 三〇・一〇 村 債 一三・二三 歳出農水費 四六・〇九 公債費 一一・一四 総務費 九・八九	。靖国神社公式参拝に関する意見書議決(議員提案)。字の区域廃止(中津地区)。柳谷村過疎地域振興計画策定。村有財産取得。議会内に特別委員会(防災行政無線設置特別委員会)設置。同和对策の充実に関する意見書議決。林道背之谷線・同中畑線・同横谷線・団体営農道川前線・連絡道休場線等の開設工事施工。
同 期 昭和五六	村長 近澤 房男 助役 目戸 巖 収入役政木 明	9森岡 惇一 (三一八議長) 6藤岡 角雄 (三一八副議長) ほか 同前	決算総額 一七〇五四四九・ 歳入地方交付税三六・〇七 歳支出金 三〇・五〇 村 債 一五・二〇 歳出農水費 五〇・三八 公債費 一二・六八 総務費 九・八三 土木費 七・六五	。診療所の設置及び管理に関する条例制定。過疎地域振興計画変更。財産の取得。議会内に特別委員会設置(電源開発対策特別委員会)議決(議員提案)。行政改革の推進に関する意見書議決(議員提案)。字の区域変更編入並びに字の新設(稻村・鉢を柳井川に編入)。林道舟戸線・同横谷線・同中畑線・同背之谷線・団体営農道川前線・連絡道休場線等開設工事施工。村営土地改良事業施行。団体営農道野地

同 期	村長 近澤 房男 助役 目戸 巖 収入役政木 明	同 前	決算総額 一七・一三・七三・一 歳入地方交付税三五・七六 県支出金 二八・七四 村 債 一四・六八 村 税 六・三七 歳出農水費 四六・五九 公債費 一四・六三 総務費 八・六四 土木費 八・三一 災害復旧費 六・五〇 教育費 六・一六	<p>。柳谷村過疎地域振興計画変更。林業構造改善運動場(姫鶴平)施設整備工事施工。農村落多目的共同利用施設(古味集会所)整備工事施工。山村広場施設(休場)整備造成工事施工。オレンジ果汁・牛肉等輸入自由化枠拡大阻止に関する陳情。字の新設(大字中津字久主)。</p> <p>。道路整備促進運動。村道旭・渡し場線廃止。村道旭線認定。林道(横谷線・舟戸線・高野線・滝野線・中畑線・オグロニ線等)開設工事或は変更施工。団体営農道(鉢線・野地線・川前線等)整備工事或は変更工事施工。塩専売制度存続に関する意見書提出。地域公共交通確保に関する意見書議決。</p>
昭 和 五 七	同 期	同 前	<p>。特別会計老人保険制定。市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見陳情。村道路線の認定・同廃止。林道滝野線・オクロニ線・高野線・団体営農道鉢線等の開発又は整備工事の変更施工。村税条例一部改正。国民健康保険税条例・上水道事業給水条例・分担金および負担金賦課徴収条例等一部改正。山村広場</p>	
昭 和 五 八	地方自治法 施行第一〇 期	1 松本 健郎 2 藤坂 義雄 (五) 六 副議 長) 3 西森 光義 4 正岡 秀雄 5 竹本 俊夫 6 平野 秀雄	<p>。特別会計老人保険制定。市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見陳情。村道路線の認定・同廃止。林道滝野線・オクロニ線・高野線・団体営農道鉢線等の開発又は整備工事の変更施工。村税条例一部改正。国民健康保険税条例・上水道事業給水条例・分担金および負担金賦課徴収条例等一部改正。山村広場</p>	

期年	事項	財政動態	行政施策
	村長部局		
	村議会構成		
	7 森岡 惇一 8 丸山 一孝 9 松本 正男 (五一大議長) 10 藤岡 角雄 11 羽沢 隆 12 谷口 一男		施設整備(造成)工事変更施工。林道休場百ケ市線開設施工。山村林業構造改善事業・林業経営近代化施設等新築工事施工(柳谷村森林組合事務所・同しいたけ乾燥施設等)。村税条例一部改正。財産取得に関する議決。

第五節 野村・柳谷境界紛争

昭和三十七年六月二二日、愛媛県桑山三郎土木部長が、野村町方面經由で、本郡を視察されることとなった。当時の村長政木茂十郎は、助役高橋強ほか関係職員を従えて、久万土木事務所長一行らとともに、中久保を経て大野ヶ原に出迎えた。高原の夏は、酪農がさかんで、開拓がどんどんすすめられていた。その中には、我が村の行政区域が、含まれていたもので、村境がちょっと話題になった。行政区域を管理する者にとって、当然のことであったかも知れない。しかし、ここ大野ヶ原は、国有地を開拓者に売渡したもので、所有権の関係がなく、したがって境界についても、確認する機会が少ないところであった。その後村では、村議会協議会においても話題となり、境界を確認することになって、地元中久保の人たちを雇って、理事者と総務委員で現地踏査を行った。

そのころ県農地拓植課では、開拓者へ所有権を移転するための保存登記について、行政区域の確認が必要となり、

両町村へ国土地理院発行五万分の一の地形図による境界線を示して、その確認を求めた。我が村では、何ら相違ないことを回答していた。ところが、昭和三八年に至り、開拓地の伐採に伴う木材引取税課税のための実績通知を、松山営林署は大きく変更減額してきた。野村町より、境界未定の申入れによるものだという。

その年一〇月一八日、農地拓植課は両町村を県庁へ呼んで双方の事情を聞くことになった。村からは村長、助役、議長松本吉市が出席した。当日の会合では、五万分の一の地形図のとおりであると、主張する当村と、営林署担当区界、あるいは陸軍演習用地区界の標柱、つまり丸石山から姫ヶ渕、カサ撫を経て、三ツ石を結ぶ線だと言い張る野村町によって、ものわかれとなり境界論争が展開されたのである。

村長政木茂十郎は慎重な態度をもって、我が行政区域の管理について、相手方の主張を排除するため、古来からの経過について充分なる研究調査を重ね、これに対処するよう助役に特命した。これによって、直ちに村の主張を取纏めるところとなった。

#### 境界論争における我が村の主張

一、国土地理院発行五万分の一地形図による境界線が正当である。

二、国土地理院発行の地形図は、町村界を表示する場合、必ず両町村の確認をとって、決定することに規定されている。

当該境界線について、明治三七年初版の地図では、北部約三分の一程度が描入れされていたが、県境の紛争解決後、昭和八年修正測図にて、前記規定に基づき確定されている。

野村町においては、その後も昭和二年五月二日、昭和三五年一〇月一三日、昭和三六年五月二三日の三回にわたり、当村が主張する地図上の境界線を確認しており、昭和八年確定以来三〇年間、何ら異議なく行

政区域が確立されていたもので、法規上の諸要件は完備しており、この線を動かすことはできない。

三、明治四三年発行の修正地形図には、野村町主張の線に、町村界と類似の表示があるが、これは旧陸軍の演習用地の区界であり、この線が営林局における国有林管理上の担当区界でもあって、町村界と何等関係ないことは明らかである。

四、松山営林署の立木処分実績通知、管内図等にみられるように町村界でないことを立証している。

五、登録関係については、松山地方法務局美川出張所の土地台帳に屋敷山官有地一二四町八反歩として、登録されており、高知営林局の併用林台帳についても、屋敷山官林一二四町八反歩として登録されているが、国有林野地籍台帳によれば四九町二反一九歩に訂正されている。これは営林局が担当区界をもって、屋敷山と小屋山とにして取扱うことにしたためで、当村が主張する屋敷山全部をさすものではない。当該地周辺のほとんどが実測面積の二倍から三倍が通例であることからしても、該土地は屋敷山であって、不突合ではなく当村区域外のものとすれば、区域内に屋敷山に該当する土地は、ほかに発見できなく屋敷山であることは極めて明確である。

六、野村町の主張する、丸石山―姫ヶ淵―カサ撫―三ツ石を結ぶ線は、現地の状況からみて丸石山を除いては目標が明確でなく、予想の地点を結んでも山々の中腹を走るなど町村会としては極めて不適当である。

双方の主張相反するところにて、両町村同志による解決はその見込みなく、地方自治法第九条の規定による知事の調停を受けるよう、双方ともに両県事務所に申請するところとなった。

昭和三九年五月二七日、県は松山、八幡浜両県事務所長をはじめ総務課長、町村係長、並に両町村の関係者で現地

踏査を実施した。もうこの時は、村長近澤房男が就任し紛争の引継を受けていた。

この踏査によって、双方主張線のその差、面積は約二〇〇ヘクタールと推定された。双方の主張を立証するため、両県事務所と両町村によって一〇月一三、一四日の二日間にわたり、高知営林局並に高松市の国土地理院四国地方測量部を訪問することになった。松山県事務所から、尾海安正総務課長、若松喜敏町村係長、我が村からは退職していた高橋前助役に事件精通者として依頼するとともに、総務課長稲田幸雄が参加した。

高知営林局、国土地理院測量部においては、双方ともに、経過等の説明を受ける中において、その主張を有利に導かんと、質問を重ねたが結局、境界線の決定は両町村において行うほかはないようであった。

しかしながら、高知営林局においては、国有林野評価官の説明を受けたが、掛水智評価官は久万町の出身で、かつては落出担当区主任として、村の実状をよく知られ、また旧知であったことは幸であった。

その後、県事務所によってたびたび協議されたけれども、その主張は平行線をたどり、解決は見出せなかった。

昭和四三年に至り、双方県の調停に一任の意向を示し、九月九日、一〇日にわたって、岩瀬地方課長と両県事務所長、両町村による現地踏査が行われ、近澤村長、稲田総務課長、地元長谷夏国議員が参加した。

踏査を終って、現地大野が原の高原宿舎に宿泊し、夜を徹して懇談協議を行ったが、双方頑として変ることがなかった。

県も一任を受けたものの、地方課長の転任によるなど、またもならず、それから四、五年も過ぎてしまった。

昭和四八年に至って、県は保存登記を急ぐことになり、また両町村においても、このまま延引することは、あらゆる行政面に不都合を生ずるところとなり、早期解決が必要となった。村長は、県の調停を受諾することについて、村議会協議会をもって説明し、止むを得ぬことを認め、六月二八日確認書に調印して、昭和三七年以来一〇年に及んだ

野村町との境界紛争は、解決を見るに至った。

確 認 書

柳谷村と野村町（以下「関係町村」という。）は、別紙図面に示す、町村の紛争地に関する境界について、次のとおり確認するものとする。

- 一、両町村の境界線は、別紙の航空写真に示すとおりとする。
- 二、関係町村は、今後この問題については、いさぎ争いを起さないものとする。
- 三、この境界線の確定に伴い、関係町村において行方紛争地にかかる土地の表示の変更手続について、関係町村は異議をほささないものとする。
- 四、伊予銀行県庁支店に關係町村の名義をもつて預金している、紛争地にかかる木材引取税の配分については、上記境界線の決定に伴い、円満に解決するものとする。

上記の事項が解決されたことを証するため、確認書の正本二通を作成し、関係町村がそれぞれ一通を所持するとともに、松山県事務所長および八幡浜県事務所長が、確認書の写しをそれぞれ所持するものとする。

昭和四十八年六月二十八日



柳谷村長 近澤房男 印  
野村町長 池田忠幸 印  
立会人

柳谷村議會議長 竹本俊夫 印  
野村町議會議長 武田好秋 印

この境界線によって、村の面積一二六・七九平方キロは、一二六・一〇平方キロとなり、〇・六八平方キロ減少した。

昭和元祿の成長の道すじは、はてしなくつづく平坦な道ではない。頂上に至る坂道であった。今峠に登りついた。道しるべは、「心の生活のゆたかさへ」と矢印する。

われわれ村民の欲求は、消費の欲求から蓄積の欲求へ、物質的欲求から精神的欲求へ、個人的欲求から社会的欲求へと、大きく転換しようとする。わが村政府は、この村民の欲求動向に正しく対応して、今後の行政行動の道標を確立する。

